

2018(H30)年度

自己点検・評価報告書



亜細亜大学

Asia University

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	5
(1) 現状の説明	5
(2) 長所・特色	11
(3) 問題点	12
(4) 全体のまとめ	12
第2章 内部質保証	13
(1) 現状の説明	13
(2) 長所・特色	18
(3) 問題点	18
(4) 全体のまとめ	18
第3章 教育研究組織	20
(1) 現状の説明	20
(2) 長所・特色	21
(3) 問題点	22
(4) 全体のまとめ	22
第4章 教育課程・学習成果	23
(1) 現状の説明	23
(2) 長所・特色	38
(3) 問題点	39
(4) 全体のまとめ	40
第5章 学生の受け入れ	42
(1) 現状の説明	42
(2) 長所・特色	45
(3) 問題点	46
(4) 全体のまとめ	47
第6章 教員・教員組織	48
(1) 現状の説明	48
(2) 長所・特色	52
(3) 問題点	53
(4) 全体のまとめ	53

第7章 学生支援	54
(1) 現状の説明	54
(2) 長所・特色	64
(3) 問題点	66
(4) 全体のまとめ	68
第8章 教育研究等環境	70
(1) 現状の説明	70
(2) 長所・特色	78
(3) 問題点	78
(4) 全体のまとめ	78
第9章 社会連携・社会貢献	80
(1) 現状の説明	80
(2) 長所・特色	86
(3) 問題点	87
(4) 全体のまとめ	87
第10章 大学運営・財務	88
1. 大学運営	
(1) 現状の説明	88
(2) 長所・特色	93
(3) 問題点	93
(4) 全体のまとめ	93
2. 財務	
(1) 現状の説明	94
(2) 長所・特色	95
(3) 問題点	95
(4) 全体のまとめ	96
終章	97

2018(H30)年度 自己点検・評価委員会委員、自己点検・評価実施委員会委員

序 章

本学は、興亜専門学校[1941(S16)年に創設]を前身とし、日本経済専門学校、日本経済短期大学を経て、1955(S30)年 4 月に設立した。この間、一貫してアジア地域を中心とする国際社会の発展に貢献する人材の育成を目標に掲げ、有為な人材の育成・輩出に努め、今日に至っている。2016(H28)年、本学では、創立 75 周年を契機に亜細亜大学中長期計画「アジア未来マップ 2025」を策定し、その中で大学の将来像を①アジア交流の拠点となる大学、②「個性値」を伸ばす大学、③学生を生涯応援する大学、④社会に貢献する大学、と明確に定め、さらなる発展を目指している。

さらに、この目標を実現するための具体的な施策として、3 カ年中期行動計画を策定し、各部局において行動計画に沿った活動を行っている。現在は、この 3 カ年の活動結果を踏まえ、第 2 期 3 カ年中期行動計画（2019 年度～2021 年度）を策定し、新たな活動を開始したところである。

このような大学を目指し、社会から求められる人材育成の要請に適切に応えていくため、どのような力を身につけた学生に学位を授与するのか（ディプロマ・ポリシー：DP）、それを実現するための体系的な教育課程を編成してどのように展開するのか（カリキュラム・ポリシー：CP）を定め、さらにこの 2 つのポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、それらを実現していくうえでどのような入学者を受け入れていくのか（アドミッション・ポリシー：AP）を明確にして広く社会に公表している。

さらに、本学では、この 3 つのポリシーを指針として大学における教育の諸活動がどのように展開され、どの程度達成できているかについての自己点検・評価を行い、その結果を踏まえ、日々その改善・向上活動に取り組み、教育研究機関としての質的向上に努めているところである。

そのためには、内部質保証体制を構築し、PDCA サイクルを有効に機能させることにより大学教育の不断の改革・改善を行いながら大学全体の教育研究の質的転換を図り、さらなる向上に努めていくことが、高等教育研究機関に課せられた使命である。

1. 本学における自己点検・評価活動の組織的な取り組み

本学では、1995(H7)年に「自己点検・評価に関する規程」を制定し、自己点検・評価の実施について必要な事項を定めた。自己点検・評価を円滑かつ全学的に実施する組織として以下の 3 つの委員会を階層的に組織し、有機的な連繋を図りながら自己点検・評価活動に取り組んでいる。

(1) 自己点検・評価委員会

この委員会は、自己点検・評価に関する本学の最高意思決定機関とし、「自己点検・評価に関する規程」第 6 条において、以下の任務を規定している。

- ①点検・評価実施計画の策定（基本方針・点検項目等）
- ②自己点検・評価実施委員会委員長の選出
- ③点検・評価結果の検証及び活用
- ④その他基本事項の決定

である。

構成員は、学長を委員長としそのもとに、大学院各研究科委員長、各学部長、自己点検・評価実施委員長、さらに事務部から委員長が指名する者 2 名の規定になっている。近年では、自己点検・評価活動の重要性に鑑み、副学長、教務委員長、事務局長、教学センター部長、総合企画部長が加わっている。本委員会は、年数回開催され、本学における自己点検・評価活動を牽引しており、その役割を十分果たしている。

また、本学の内部質保証の基本方針に基づいたプロセスを恒常的・継続的に進めるため、点検・評価の報告及び改善報告の内容を検証する全学組織として内部質保証検証会議を 2017(H29)年 7 月に設置した。この組織は、教育活動における PDCA サイクルの運営に関して全学的な観点から助言と支援を行い、内部質保証推進に連動させることとしている。さらに、2019(H31)年 4 月には、点検・評価活動が内部質保証の実質化につながっているかを検証し、内部質保証への取り組みをさらに推進していくため、「自己点検・評価に関する規程」10 条に、内部質保証検証会議について規定し、その役割を明確にした。

(2) 自己点検・評価実施委員会

この委員会は上記の自己点検・評価委員会のもとに、自己点検・評価実施の統括機関とし、「自己点検・評価に関する規程」第 7 条において、以下の任務を規定している。

- ① 学園運営、教育の理念、目的の点検・評価
- ② 点検・評価実施要領の作成（実施スケジュール等）
- ③ 個別実施単位に対する指導、助言、調整
- ④ 自己点検・評価報告書の作成、結果の検証及び委員会への提言
- ⑤ その他実施に関する事項の決定

である。

構成員は、自己点検・評価実施委員会委員長のもとで、大学院各研究科から 1 名、各学部 1 名、研究所・教育センターから 1 名、全学共通教育委員会から 2 名、事務部から 1 名からなる各実施単位の自己点検・評価委員から構成され、自己点検・評価を具体的に実施する組織である。この他、委員長が必要と認める者として、全学共通教育委員会副委員長と課程主任を構成メンバーに加えており、個別プログラム単位の自己点検・評価が実施できる体制である。

委員の任期は、2 年であるが、再任を妨げないとしている。

(3) 自己点検・評価個別実施委員会

この委員会は、「自己点検・評価に関する規程」第 8 条において、各実施単位の自己点検・評価委員のもとで以下の任務を規定している。

- ① 担当する分野、領域、項目の点検・評価
- ② 点検・評価の報告書の作成

委員の任期は、実情に応じて、実施単位ごとに決定するとしている。

本学では、この三つの委員会がそれぞれの役割を果たしながら以下の要領で自己点検・評価報告活動を行っている。

各学部・研究科等の個別実施委員会から自己点検・評価委員会に提出された自己点検・評価報告書に基づき、執筆担当者（自己点検・評価委員会が指名）によって点検・評価項目（基準）ごとに点検・評価を行い、自己点検・評価委員会に提出される。これを受け、自己点検・評価委員会のもとに設置された内部質保証検証会議（学内理事と副学長で構成）において、自己点検・評価報告書の記述内容の検証結果及び点検・評価活動全般にわたる助言等が執筆担当者にフィードバックされ、執筆担当者が内容を精査して自己点検・評価委員会に再提出される仕組みとなっている。

自己点検・評価委員会では、各内容や記述の整合性など、最終的に検証を加え「亜細亜大学自己点検・評価報告書」として取りまとめ、本学のホームページ上に掲載し、広く社会に公表している。

2. 第2期の認証評価を受けて

本学では、2005(H17)年度、2012(H24)年度に大学基準協会による大学評価において「適合」を得ている。

2012(H24)年度の第2期の認証評価では、努力課題として4項目についての改善が求められた。これら4項目の指摘を受け、当該個別実施委員会単位で改善活動に取り組み、その改善結果を2016(H28)年7月に「亜細亜大学改善報告書」として大学基準協会に提出した。

この間、本学では、努力課題として指摘された事項のみならず、各基準に対する総評の中での「望まれる」「期待する」など、改善を期待するものとして示されたすべての事項を抽出し、基準ごとに取りまとめ、努力課題とともに大学全体の改善課題として顕在化を図り、改善活動を展開した。

これらの改善課題については、毎年度、当該学部・研究科において自己点検・評価活動が実施され、その結果を、改善等の進捗状況として報告を義務づけるなど、全学を挙げて積極的に改善活動を展開してきた。これらの活動結果を踏まえ、2017(H29)年4月、本学が提出した「亜細亜大学改善報告書」に対する「改善報告書検討結果（亜細亜大学）」では、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでおり、今後の改善経過については再度の報告を求めない」との評価を受けたものの、以下の2項目については、引き続き一層の改善努力を求める旨の概評が示されたため、以下のとおり対応している。

〈改善課題1〉

経営学部経営学科において依然としてゼミナールの受講率が低く、改めて改善に向けた積極的な取組が望まれる。

〈対応状況〉

当該個別実施委員会において、さまざまな改善策を講じてきたが受講率の向上につながらなかった。今後、さらなる改善に向けた取り組みをする予定である。

〈改善課題2〉

経済学部経済学科及び法学部法律学科の収容定員に対する在学生数比率がいずれも1.25と依然として高いので改善が望まれる。

〈対応状況〉

2018(H30)年5月1日現在の収容定員に対する在学生数比率は、経済学部経済学科

1.17、法学部法律学科 1.18 と改善した。さらに、大学として厳格な定員管理のなかで改善に努めたい。

これらの改善活動と並行して、内部質保証システムを構築するうえで重要となる 3 つのポリシーや各種方針等については、自己点検・評価委員会が中心となって検証を加え、改定もしくは新たに策定し、それに基づき、各学部・研究科が 3 つのポリシーを改定した。

特に、3 つのポリシーの改定については、その重要性に鑑み「3 か年中期行動計画」の中に盛り込み、2016(H28)年度は、①3 つのポリシー策定のための研修会の実施、②ブラッシュアップ・ワークショップの開催など、専門家の助言を踏まえながら、全学をあげて積極的に取り組み、年度末には大学ウェブサイト等を通じて学内外に公表した。

さらに、2017(H29)年度は、公表した 3 つのポリシーの周知に努めるとともに、大学の学習成果の把握に関する方針や学習成果の達成と授業科目との連関について、①カリキュラム・アセスメント・ポリシー作成のための研修会、②カリキュラム・マップ（ツリー）作成に関するワークショップを開催した。これらの研修の結果、全学的にカリキュラム・マップ（ツリー）の作成に取り組み、一部の学部では「履修の手引」で示している

このような取り組みによって、自己点検・評価活動が一部の教職員の活動に留まることなく、組織的かつ全学的な活動へと定着させ、教職員全体の問題意識を高め、本学における教育研究活動全般の質の向上に繋げていきたい。

第1章 理念・目的

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、「自助協力」を建学の精神とし、アジア地域を中心とする国際社会の発展に貢献する人材の育成を目標に掲げ、1955(S30)年に設立した。亜細亜大学設立趣意書[1954(S29)年]には、以下の通り記されている。

アジアの黎明期である。アジアの独立と自由と協調を告げる鐘の音が、アジアの全域に鳴り渡っている。正に全アジアは、門戸を開放し、通路を清掃して相互に、隣人交歓の至情を披瀝すべき秋である。

若し、自由アジアが誕生して、全アジアの民人が相擁して、文化交流、経済合作を計ったなら、アジアは必ず勃興しよう。日本も必ず復興しよう。而して、世界情勢は必ず一変する。

既に、計画の端緒は開かれている。即ち、亜細亜学園においては、本年一月以来、アジア各地に在住する有力華僑の子弟99名を収容して、文化交流を計っていることである。我が教育史上空前のことで、正に画期的計画である。(中略)

亜細亜学園は、その建学精神に基づき、日本及びアジアの文化経済の研究と実践につき、多年に亘り多少の貢献を致してきたが、此の度の計画を契機として、志業を挙げ、計画を整備しようと決意した。(後略) [原文のまま引用]

このように、亜細亜大学設立の前年に中国・香港の華僑留学生の受け入れ要請を受け、1953(S28)年9月の理事会では、日本とアジア興隆のための人材育成という本学園の建学の理念・使命に照らし、華僑子弟の受け入れは、「アジア各地の教育機関と緊密に連携し、アジア連帯、アジア共同体への基礎づくり」、「アジア融合の中核を作る」、「自由アジアの建設」に貢献するとの判断から、受け入れを決意した。

このように、華僑留学生への受け入れの検討過程で教育理念が確認されたことによって亜細亜大学設立の機運が高まったといえる(資料1-1)。

本学では、こうした設立趣旨と教育理念に基づき、教育研究上の目的・使命を亜細亜大学学則第1条に次のように定めている。

本学は、学校教育法の定めるところにより、広く一般教育に関する知識を授けるとともに深く専門の学術を研究教授するをもって目的とし、特に日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育

1. 理念・目的

成するをその使命とする。

また、近年では、2015（H27）年、亜細亜大学中長期計画「アジア未来マップ 2025」の策定を進める中で、建学の使命（ミッション）実現の動力としての建学の精神「自助協力」に基づき、大学の理念・目的についての検証が行われ、確認されている（資料 1-2【ウェブ】）。

以上のことから本学の理念・目的は、創設時から脈々と引き継がれ実現しており、適切に設定されていると判断できる。

これら、亜細亜大学設立趣意書及び学則第 1 条を踏まえ、各学部・研究科の教育研究上の目的（人材育成の目的）を、学部においては、学部・学科単位で亜細亜大学学則第 5 条に、大学院は、研究科ごとに亜細亜大学大学院学則第 3 条に次のように定めている（資料 1-3、1-4）。

- ・ 経営学部経営学科

語学、情報処理、数量的分析等のスキルを修得するとともに、幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、経営・会計・マーケティング領域を中心とした経営学の専門的知識・実践能力の修得を通して、国際的視野をもったマネジメント能力を有した人材を育成する。

- ・ 経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科

幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、ホスピタリティ産業で求められているホスピタリティの専門知識・実践的能力及び経営・会計・マーケティング領域を中心としたマネジメント能力を有する即戦力となる人材を育成する。

- ・ 経済学部経済学科

幅広い教養を体得するとともに、ミクロ経済学及びマクロ経済学の履修により専門基礎学力を修得し、さらに多様な専門科目を学修することによって、内外の経済社会に関する知識を深め、急速な技術の革新とグローバル化の中にあって、変化に対応し、経済社会に真に貢献できる人材を育成する。

- ・ 法学部法律学科

法学教育に不可欠な教養的知識の学習及び少人数教育を柱とする法律科目の徹底的な指導を通して、幅広い教養と豊かな人間性を培い、法的思考方法を身につけ、どのような状況においても的確な判断と行動ができ、かつ他人の痛みを真に理解できる人材を育成する。

- ・ 国際関係学部国際関係学科

政治・法律・経済・社会にわたる学際的専門教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して、国際的視野と総合的判断力を養い、世界の国際関係と国際社会における我が国の役割を理解し、時代の要請に応じて国際社会の平和と発展に貢献できる有為な人材を育成する。

- ・ 国際関係学部多文化コミュニケーション学科

国境を越える多文化交流の歴史と現状についての教育、国際関係についての基礎教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して多様な文化背景を持つ人々をつなぐ高いコミュニケーション能力を養い、文化の相互尊重の視点に

1. 理念・目的

立って、アジアをはじめとする世界諸地域における多文化間の交流と対話を促進できる有為な人材を育成する。

- ・都市創造学部都市創造学科

経営学及び社会学の観点で都市を考察し、「ビジネス推進能力」、「社会調査能力」、「データ分析能力」を養い、活気と心地よさをもたらす未来都市のビジョンを打ち立て、実践できる人材を育成する。

- ・大学院アジア・国際経営戦略研究科

グローバルな視点で中国をはじめとするアジア諸地域の地域特性を展望し、環境・資源、産業技術政策等のマクロな諸問題への洞察をも踏まえた経営戦略の策定能力及び実行力を涵養することにより、同地域の企業活動をリードする人材並びにこれら企業の戦略行動について、高度の研究能力を有する人材を育成することを教育研究目的とする。

- ・大学院経済学研究科

高度の専門知識を有し、複雑化する経済社会の変化に対応できる深い分析力・洞察力を身につけた研究者と専門的職業人を育成することにより、日本とアジアの発展に寄与することを目的とする。

- ・大学院法学研究科

多様化する法学の諸分野を対象に専門的学術を研究し教授することによって、研究者、高度専門職業人及び高度の法的教養を身につけて広く諸国で活躍する人材を育成することを目的とする。

点検・評価項目 2 : 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1 : 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2 : 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の教育理念・目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的は、亜細亜大学学則第 1 条、第 5 条及び亜細亜大学大学院学則第 3 条に定められ、明示されている。

また、教職員、学生、社会に対して、刊行物、大学広報紙「広報アジア」、大学ウェブサイトを通じ、大学及び各学部・研究科の理念・目的等について、公表している。具体的な周知の方法は、以下のとおりである。

(教職員への周知)

年度初めの全構成員を対象とする専任職員会議において、学長からその年度の大学方針

の説明が行われる際に、本学の教育理念・目的の再確認を行っている。

また、年度はじめに新任教員に対して、学長・副学長・教務委員長によってFD・SDに関する説明を行っているが、その際に本学の教育理念・目的について説明している。

さらに、毎年年頭の部課長への訓示の中で、学長から本学の教育理念・目的を再確認している。

この他、2016(H28)年度の創立75周年事業の一環として行われた学園史展示室改装により、本学の歴史的資料（史料、写真・ビデオ、年表等）について、ストーリー性を持たせる展示方式に改め、その中で理念・目的が再確認されるようにしている。2017(H29)年度の学園史展示室の入室者数は、延べ1,983人である（資料1-5【ウェブ】、1-6）。

（学生への周知）

入学式、卒業式、「出会いの広場」（新入生オリエンテーション）等の大学行事において、学長の挨拶の中で本学の教育理念・目的について述べ、確認を行っている。

また、全学生に配布する「履修の手引」に、「大学学則」と各学部の「教育理念と教育目的」を掲載し、学部別の新学期オリエンテーション時に説明している。大学院も同様に「大学院要覧」に「大学院学則」と各研究科の教育研究上の目的を掲載している（資料1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12）。

併せて、新入生には太田耕造初代学長の文章などによって本学の教育理念・目的を解説する『亜細亜の夢』、及び初代学長が本学の教育理念・目的について書下ろした『建学の精神を語る—自助協力の開拓魂—』を全員に配付し、周知に努めている（資料1-13）。

さらに、2016(H28)年度から自校史学習科目として全学共通科目「建学の精神を考える」を開設し、本学の教育理念をはじめ、太田初代学長の思想と生き方、建学の精神「自助協力」について学び、討論する機会を提供している。なお、この科目は公開しており、教職員、卒業生等も聴講が可能である。

この他、毎年、太田耕造初代学長の命日にあたる11月26日には学生自治会である学友会主催による「自助協力を考える集い」が行われ、学生自らの手で「建学の精神」の継承と周知、理解に取り組んでいる。

しかしながら、自校史学習科目「建学の精神を考える」は、1、2年次開講科目であるが、これまで1年生しか受講していない。今後は、2年生以上の受講者を増やしながら建学の精神「自助協力」の理解に努めていく必要がある。また、「2017(H29)年度学生意識・学習調査（2～4年生）」の集計結果を見ると、学生の「教育の基本方針」の理解度は、「理解し、実践している」、「理解しているが、実践していない」が各学部とも5割程度である（資料1-14）。

「建学精神」や「教育の基本方針」は、本学が目指す人材育成方針、方向性を示し、学生生活を送るうえでの目標設定に役立つものであり、ガイダンスや履修の手引、刊行物等を通じ、引き続き学生への周知、理解・促進に努めたい。

（社会への周知）

本学では、建学の精神をはじめ、大学学則第1条、教育の基本方針及び各学部・大学院各

1. 理念・目的

研究科の「教育研究上の目的」について、大学ウェブサイト「大学紹介」「亜細亜学園の情報公開」の中で明示し、また、大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」や大学院研究科別パンフレットほか、以下の各種の機会を捉えて周知に努めている（資料 1-15【ウェブ】、1-16、1-17、1-18、1-19）。

- ・広報紙「広報アジア」の定期欄「学長室便り」などの中で学長のメッセージとして本学の教育理念・目的、建学の精神に触れた内容が紹介されている（資料 1-20）。
- ・前述の通り学園史展示室が創立 75 周年記念事業として 2016(H28)年に改装され、一般にも公開されている。
- ・2016 (H28) 年に策定した本学の中長期計画「アジア未来マップ 2025」に基づき、3 か年中期行動計画を作成し、その内容の概要について高等学校教員を対象とする入試説明会用に簡便なパンフレット「アジア未来マップ 2025 行動宣言 7 つの Action」を 2017(H 29)年に作成・配布し、その中でも本学の教育理念・目的及び建学の精神を掲載している（資料 1-2【ウェブ】、1-21）。

本学における課外文化活動の具体的成果の一端として、本学吹奏楽団による海外公演がある。創立 75 周年記念事業として 2016(H28)年 8 月には中国・大連において日中友好親善演奏会を、2017(H29)年 9 月には日中正常化 45 周年記念「日中友好大学生千人大会」に招かれて北京で記念演奏会を行った。こうした学生自身による国際文化交流は、本学の理念・目的を実践するものとして位置付けられたものである。

以上のとおり、本学の理念・目的及び学部・研究科の目的等については、適切に明示し、教職員、学生に周知され、併せて広く社会に公表していると判断できる。

点検・評価項目 3 : 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1 : 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、大学学則第 1 条の「日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成する」の趣旨に沿って、2016(H28)年 3 月、今後 10 年間の中長期計画「アジア未来マップ 2025」の策定を行った。その際、建学の使命（ミッション）については、時代に合った分かり易い表現として「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」と表現し直している。

また、建学の精神「自助協力」並びにミッションを常に念頭に置き、社会的責任と本学へのニーズに対応すべく、おおむね 4 年毎に各学部においてカリキュラムを見直し、改訂を行ってきた。

さらに、この建学の使命を実現するため、下記のような組織及び各種プログラム等を継続的に開拓してきている。

- ・アジア地域の大学との国際的な学術文化交流協定の締結（資料 1-22）
- ・1954(S29)年に 96 名の中国人留学生を受け入れ(中国留学生部)、のちに留学生別科に改

1. 理念・目的

称[1962(S37)年]して外国人予備教育課程を継続[2017(H29)年度までの留学生別科受入数 2,004 人、外国人留学生の累計受入数 5,751 人]

- ・アジアに関する総合的な調査・研究を行いアジア地域の研究拠点とすべく「アジア研究所」を設置[1968(S43)年設置]
- ・外国人教員で構成する「英語教育センター」を設置[1988(S63)年]し、学生の英語力とコミュニケーション能力の向上による実践性と国際性を涵養（全 1 年生対象の英語科目フレッシュマン・イングリッシュ（FE）の実施）
- ・30 周年を迎えた 5 ヶ月間の「亜細亜大学アメリカプログラム（AUAP）」[2017(H29)年度までの累計派遣学生数 13,643 人]（資料 1-23）
- ・「亜細亜大学グローバルプログラム（AUGP）」による世界各国への短期留学（資料 1-24【ウェブ】、1-25）
- ・「アジア夢カレッジ・キャリア開発中国プログラム（AUCP）」を 2004(H16)年に開設[2017(H29)年度までの累計派遣学生数 160 人]
- ・文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業」[2012(H24)年度採択、2016(H28)年度終了]（資料 1-26【ウェブ】）
- ・国際関係学部多文化コミュニケーション学科設置 [2012(H24)年 4 月]（海外インターンシップや現地調査を通じて課題調査を行うフィールドスタディーを実施）
- ・大学院アジア・国際経営戦略研究科においては中国上海での現地研修を必修化し、異なる背景を有する者との共同研究を実施
- ・優秀な ASEAN 諸国からの留学生を入学金や授業料などを無償で受け入れる ASEAN 諸国留学生奨学金制度創設 [2016(H28)年 3 月]（資料 1-27【ウェブ】）
- ・アジア各都市及び米国への留学（語学研修とインターンシップ）を原則必修とする教育プログラムを特色とする都市創造学部設置 [2016(H28)年 4 月]

亜細亜学園中長期計画「アジア未来マップ 2025」

大学の将来を見据え、常勤理事会のもとに亜細亜学園中長期計画策定委員会を設置し、2016(H28)年 3 月に中長期計画「アジア未来マップ 2025」を策定した。その中で、ミッションを「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」と定め、以下 4 つのビジョンを示した（資料 1-2【ウェブ】）。

- 1 アジア交流の拠点となる
- 2 個性値を伸ばす
- 3 学生を生涯応援する
- 4 社会に貢献する

さらに、4 つのビジョンの実現に向けた以下 5 つの具体的な施策を 3 カ年中期行動計画として示した。

- 1 国際化施策
- 2 教育・研究活動施策
- 3 学習環境・支援施策
- 4 社会貢献施策
- 5 大学運営施策

1. 理念・目的

これに基づき、各学部・研究科・付置研究所及び事務部門において、個別の3カ年中期行動計画を策定した。策定した計画の実績や進捗状況については、「3カ年中期行動計画検討会議」に提出され、常勤理事会に報告している。これらの状況を踏まえ、以下のとおり、大学運営施策及び教学関係施策の重点項目が示された。

大学運営施策

- 1 ガバナンスの機能強化
- 2 職員の人事育成制度の構築
- 3 広報基本戦略策定と広報活動強化
- 4 安定的財政基盤の構築

教学関係施策

- 1 学生の留学派遣支援強化
- 2 教育活動の質の向上
- 3 キャリア教育推進
- 4 学習支援・相談体制の充実

以上のとおり、本学では、大学として将来を見据えた中・長期計画や諸施策を設定し、目的等の実現を目指しており、適切と判断できる。

(2) 長所・特色

亜細亜大学アメリカプログラム (AUAP) は、開設 30 周年を迎え、2017(H29)年度までに延べ 13,643 人の学生を送り出し、語学研修だけではなく、フィールドワーク、コミュニティ活動、ボランティア活動などにより異文化理解と異文化適応、行動力、対人力などグローバル人材に必要な知識・技能・経験を得ることができる留学制度として機能している。

また、アジア夢カレッジ・キャリア開発中国プログラム [2004(H16)年 4 月開設] は、語学研修と現地企業でのインターンシップが体験できるプログラムであり、中国語能力の向上、キャリア開発、国際性の涵養等に有益な独自のプログラムとして大きな成果をあげている。このプログラムは、2016(H28)年 9 月、日本インターンシップ学会から、教員と職員がともに運営に携わり、全学的に取り組む秀逸なインターンシッププログラムとして「楨本記念賞」を受賞し、2016(H28)年 10 月には、文部科学省インターンシップ好事例集「教育効果を高める工夫 17 選」にも選ばれた。(資料 1-28【ウェブ】、1-29【ウェブ】)

本学のこうしたグローバル人材育成の成果は 2018(H30)年 6 月発行の日経 CAREER『価値ある大学 2019 年版—就職力ランキング』において、総合力全国 57 位 (私学 19 位)、行動力全国 2 位 (私学 1 位)、対人力全国 5 位 (私学 3 位) という評価を得た。(資料 1-30)

また、2017(H29)年度から都市創造学部 [2016(H28)年 4 月設置] においても、語学研修及び現地インターンシップを必修とするプログラムを中国、ベトナム、タイ、インドネシア、アメリカ合衆国で開始した。これらのプログラムは、アジア地域を中心として、語学研修、就業体験を組み合わせたものであり、本学の理念・目的を具現化したものである。

さらに、2012(H24)年度に文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業」に採択されたことは、今日までの本学の取り組みが高く評価されたものといえる。

また、ASEAN 諸国から積極的に留学生を受け入れるため、大学独自の奨学金制度として、2016(H28)年 3 月に「ASEAN 諸国留学生奨学金」を創設し、ASEAN 諸国から優秀な留学

生を招致している。(資料 1-27【ウェブ】)

一方、アジアに関する総合的な調査・研究を目的とする附置研究機関「アジア研究所」は、2018(H30)年に 50 周年を迎え、本学におけるアジア研究の中核となっている。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的、及び、それを踏まえた各学部・研究科の理念・目的が設定され、大学学則、大学院学則に規定している。

本学の理念・目的は、亜細亜大学ウェブサイト「大学紹介」「亜細亜学園の情報公開」、各学部「履修の手引」、中長期計画「アジア未来マップ 2025」、大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」、研究科別パンフレット、「新入生ガイダンス」等、多くの媒体や行事等を通じて教職員、学生、社会に対し、周知・公表している。

また、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現するため、学部・学科の設置や各種教育プログラムの検証と開発に積極的に取り組み、着実に成果をあげている。

さらに、将来を見据え、2016(H28)年 3 月に中長期計画「アジア未来マップ 2025」を策定し、具体的な行動施策を学内外に公表している。

したがって、本学では、理念・目的を達成するための方針に沿って、各学部・研究科が教育の基本方針を定め、前述の方法等により、学内外のステークホルダーに向けて広く公表している。

第2章 内部質保証

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学では、内部質保証の方針を下記のように定めている（資料2-1【ウェブ】）。

本学は、その理念・目的を実現するために、学長を中心とする自己点検・評価委員会及び全学FD委員会を設けて、恒常的な自己点検・評価、FD活動・SD活動などを行い、それを通じ、改善活動を実施し、教育課程、教育・研究成果並びに大学の現況を広く社会に公表して全学的に大学の質保証を図ることとする。

併せて、内部質保証の質を維持・向上させるため、外部有識者による第三者評価、及び認証評価機関による大学評価を受け、その妥当性・客観性を担保することにより、内部質保証サイクルを適切に機能させる。

上記の内部質保証の基本方針に基づいたプロセスを進めるため、自己点検・評価委員会が点検した報告書を全学的な観点から検証する組織として「内部質保証検証会議」を設置し、教育活動におけるPDCAサイクルの運用に関して助言と支援を行い、内部質保証推進に連動させることとしている。また、「内部質保証の考え方と進め方」を定め、これに基づいて本学の教育研究活動を自主的、自律的に展開し、今後とも社会にリスペクトされる大学であり続けるための不断の努力を、教職協働のもと進めていくことを明示している（資料2-2）。

点検・評価項目2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学は、教育研究水準の向上及び社会的責任を果たすための自己点検・評価を恒常的に行うべく、「自己点検・評価に関する規程」を整備し、学長を委員長とした自己点検・評価委員会を中心に、教育・研究及び管理運営の各分野を計画的に点検・評価し、大学ホームページで、広く社会に公表している（資料2-3）。

本学の自己点検・評価活動は、「自己点検・評価に関する規程」を1995(H7)年10月に制定以来、より実効性を高めるべく改訂を加えながら実施してきている。自己点検・評価は大学全体、各学部・研究科、研究所・教育センター、図書館、事務部を単位とし、認証評価の周期に合わせて実施している。

本学の自己点検・評価は、役割別に三つの委員会で行う体制になっている。

A 自己点検・評価委員会

2. 内部質保証

自己点検・評価にかかる最高意志決定機関であり、自己点検・評価結果の検証と活用等を任務とし、学長を委員長とし、自己点検・評価実施委員会委員長、各学部長、各研究科委員長、事務部から委員長が指名する者を構成員とする。

なお、内部質保証の基本方針に基づいたプロセスを恒常的・継続的に進めるため、点検・評価の報告及び改善報告の内容を検証する全学組織として内部質保証検証会議を設置〔2017(H29)年7月〕し、教育活動におけるPDCAサイクルの運営に関して助言と支援を行い、内部質保証推進の責任を担うこととした。

B 自己点検・評価実施委員会

点検・評価実施の統括機関であり、個別実施単位に対して指導、助言、調整を行うとともに、自己点検・評価報告書を作成し、結果の検証及び自己点検・評価委員会への提言を行う。各学部教員、大学院各研究科教員、研究所・教育センター教員、全学共通教育委員会教員、事務部から実施委員長が指名した者を構成員とする。

C 自己点検・評価個別実施委員会（以下、個別実施委員会）

点検・評価の実施単位ごとに設けるものとし、自己点検・評価を行う分野、領域、項目の点検・評価及び点検・評価結果の報告書の作成等を任務とする。個別実施委員会の構成や委員の任期は、作業の客観性・妥当性及び継続性を配慮しながら実施単位ごとに決定する。

併せて、FD活動・SD活動により、教育の質の改善・向上を図るため、2007(H19)年度「FD委員会規程」を、2018(H30)年度からは「FD・SD委員会規程」と改め、学長を委員長とする全学FD・SD委員会及び各部局FD・SD委員会が設置されている（資料2-4）。

全学FD・SD委員会は、全学的なFD・SD活動の方針を策定するとともに、各学部・研究科等のFD活動・SD活動を支援・調整することに主眼を置き、「授業改善のための学生アンケート」を実施するとともに、全学FD・SD研修会（年4回程度）を開催し、自己点検・評価活動とFD活動・SD活動との連携を図っている。併せて、年3回の「FD・SDレター」の発行により活動内容を公表し、全教職員で共有するように努めている（資料2-5）。

これら、教学上の改善活動の支援を行う際に必要となる教育・研究等の大学関連情報の収集・分析・活用のため、「亜細亜大学IR活動に関する規程」を制定し、2017(H29)年度にIR推進委員会、IR専門部会を設置した（資料2-6）。IR専門部会では、学内情報のデータベース化、入試改革や退学者の状況等に関する分析、授業改善のための学生アンケートのWeb化に取り組んでいる。

また、各学部では、IR推進委員会を通じて、IR専門部会に対して分析を要請できるようになっている。

一方、法人では、「学校法人亜細亜学園内部監査規程」を2011(H23)年4月に制定し、この規程に基づき、理事長のもとに業務監理室を設置している。その第2条では、「学園の運営方針に基づき、業務が適正、適法、効率的に遂行されているかについて全学的な観点から公正かつ客観的な立場で検証し、もって学園の健全な運営及び社会からの信頼の保持に資することを目的とする。」

としており、日常の業務等と各種規程との整合性を検証する体制となっている（資料2-7）。

さらに、2011(H23)年4月には、「学校法人亜細亜学園公益通報に関する規程」を設けて

2. 内部質保証

おり、その第1条では「公益通報者保護法に基づき、学校法人亜細亜学園における公益通報の処理体制及び公益通報者の保護」等について定めるとし、第2条では、「本法人の職員等からの法令若しくは本法人の諸規程に違反する行為に関する通報処理体制を整備することにより、法令違反行為の早期発見と是正措置を図り、もって本法人の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資することを目的とする」としている（資料2-8）。

以上のように、本学では、自己点検・評価委員会を中心に、内部質保証に関するシステムが、整備されている。

点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

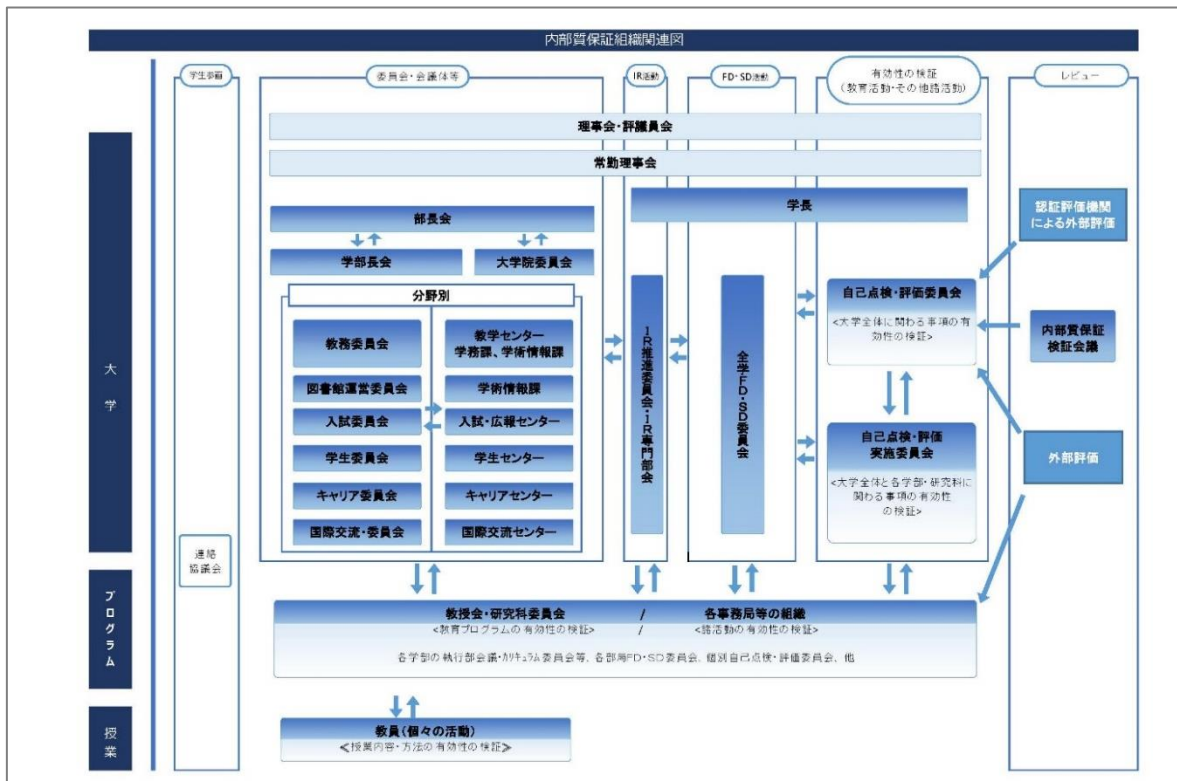
評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学が全学的に行う自己点検・評価活動は、日常の点検評価活動に加え、認証評価に合わせ、学部、大学院、事務部門について自己点検・評価委員会が中心となって実施している。本学における内部質保証の概要は、以下<図1>のとおりである。

<図1>



2. 内部質保証

自己点検・評価の実施にあたっては、内部質保証の起点となる学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の 3 つのポリシー策定のための基本的な考え方について「亜細亜大学の各種方針」の中で示している（資料 2-17【ウェブ】）。

自己点検・評価委員会では、基本方針や自己点検・評価実施計画を策定し、自己点検・評価実施委員会に提示している。各個別実施委員会では、提示された方針や計画のもと、点検・評価活動が行われている。

各個別実施委員会から提出された自己点検・評価書（記入シート）は、自己点検・評価委員会が点検した後、内部質保証検証会議において全学的な観点から検証し、問題点については、自己点検・評価委員会等を通じ、各個別実施委員会に改善を求めている（資料 2-9）。

7 年周期の間の具体的な活動としては、2012(H24)年の認証時に指摘された助言事項への対応を個別実施委員会が中心となって改善・改革活動を進め、毎年度末には当該学部等における改善状況を自己点検・評価委員会が確認し、その結果を「亜細亜大学改善報告書」としてまとめ、認証機関に提出している（資料 2-10）。認証機関からは、「改善報告書検討結果（亜細亜大学）」として示され、すべての指摘事項について適切に改善している（資料 2-11）。

また、国際関係学部多文化コミュニケーション学科届出設置後の設置計画履行状況調査結果の際に付された留意事項（国際関係学部国際関係学科、経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科の入学定員超過の是正に努めること。）については、大学、当該学部、学科が入学定員超過率の是正に努めた結果、改善されており適切に対応したといえる。

一方、大学全体として、大学の中長期計画の 5 つの具体的施策を実現するため、亜細亜学園 3 カ年中期行動計画推進会議が策定した「3 カ年中期行動計画」の達成度等について、毎年、3 カ年中期行動計画検討会議において各部門における進捗状況の把握と検証等、点検評価を行い、常勤理事会に報告を義務づけるなど、中長期計画実現のため PDCA サイクルを機能させるべく点検・評価を行っている（資料 2-12）。

その結果の事例として、2018(30)年には、本学におけるアジア研究の核となるアジア研究所がアジア地域の研究を促進、支援するため、出版助成、研究奨励制度を制定し、予算化したことが挙げられる。

さらに、自己点検・評価活動結果から具体的な授業内容・方法の改善・向上については、全学 FD・SD 委員会、各部局 FD・SD 委員会を設置し、改善・向上の方策を検討している。特に、各学部・研究科等では、全学 FD・SD 委員会の方針に従い、年度初めに FD・SD 活動方針を策定し、年度末に活動実績をまとめ、これを全学 FD・SD 委員会に報告することとしており、これによって、各学部・研究科の活動方針を全学で共有し、具体的な活動を展開できる仕組みをとっている（資料 2-13、2-14）。

しかしながら、本学では、2005(H17)年 4 月の大学基準協会への第一期認証評価を控え、「教育研究活動」の点検・評価結果について、2004(H16)年 11 月に本学初となる外部評価を、第 2 回を 2007(H19)年 11 月に実施した実績はあるものの以後、外部有識者による評価が実施されておらず、課題であると認識している。今後、外部評価制度を実施する予定である。

以上のことから、本学における内部質保証システムは、自己点検・評価委員会を中心とする自己点検・評価活動、内部質保証検証会議による検証、全学的な FD 活動・SD 活動の中で行われており、学内関係者による検証にとどまっているという課題はあるもののおおむね適切であると判断できる。

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学では、従来から学校運営全般にわたって透明性を確保するとともに、公共性及び社会的責任を明確にし、教育の質を向上させるために情報公開を推進してきたが、学校教育法施行規則の改正により、2011(H23)年 4 月 1 日から、教育情報の公表の義務化を受けて、本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、大学ホームページにおいて、広く社会に公表している（資料 2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】）。これら公表している情報は、5 月 1 日現在の状況を中心に毎年定期的に更新しており、信頼性の高いものに努めている。

掲載内容は、以下の通りである。

「大学紹介」では、

A 亜細亜大学の理念とあゆみ

(A) 建学の精神 (B) 沿革 (C) 理念 (D) 教育の理念と方針 (E) 3 つのポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針） (F) 亜細亜大学中長期計画

B 大学概要

(A) 学則 (B) 組織 (C) 学生数・教職員数などのデータ (D) 経営・財務 (E) 内部質保証

「情報公開」では、

(A) 大学の教育研究上の目的に関すること

(B) 教育研究上の基本組織に関すること

(C) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

(D) 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了者数、進学者数、就職者数、並びにその他進学及び就職等の状況に関すること

(E) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(F) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

- (G) 資格課程に関すること
- (H) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (I) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (J) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (K) その他（内部質保証など）

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価活動、その他諸活動を適切に公表し、社会に対し説明責任を果たしているとは判断できる。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性

評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証システムの適切性については、日常の点検・評価活動を通じ確認している。

その結果、2017(H29)年度には、内部質保証の重要性に鑑み、内部質保証システムのさらなる充実を図るため、自己点検・評価活動に係る最高意志決定機関である自己点検・評価委員会のもとに「内部質保証検証会議」を設置するなど、不断の自己点検・評価活動、FD 活動・SD 活動の中から内部質保証の充実には有効なシステムを適宜採り入れながら改善・向上に努めている。

(2) 長所・特色

- ・自己点検・評価委員会のもと内部質保証検証会議を設置したことは、本学における教育研究活動の質を確保するうえでのチェック体制を強固にしたものである。
- ・中長期計画「アジア未来マップ 2025」に基づき、「3カ年中期行動計画」を策定し、その活動の進捗状況（実績と達成度）が顕在化され、情報の共有化が図られた。

(3) 問題点

本学では、2007(H19)年 11 月以来、外部有識者による評価が実施されていないことは課題と認識しており、自己点検・評価結果の客観性を確保する観点から再構築に向けた取り組みを行っている。

(4) 全体のまとめ

本学では、内部質保証の方針及び手続きを明示し、その方針に基づき、内部質保証に責任

2. 内部質保証

を負う全学的な組織として自己点検・評価委員会及び全学 FD・SD 委員会を設置し、相互に連携を図りながら、恒常的に自己点検・評価活動、FD 活動・SD 活動に取り組んでいる。また、教育・研究の成果、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を本学ホームページの「大学紹介」「情報公開」を通じて公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

一方、3 年中期行動計画において、その進捗状況（実績と達成度）を踏まえ、予算措置を講じ、具体的な取り組みが可能となった。

したがって、本学における内部質保証の方針・全学的な体制・システムに関する PDCA サイクルは、おおむね機能していると判断できる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、理念・目的を大学学則第1条に、「本学は、学校教育法の定めるところにより、広く一般教育に関する知識を授けるとともに深く専門の学術を研究教授するをもって目的とし、特に日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成するをその使命とする」と掲げている（資料1-3）。本学の建学の理念、基本方針に則り、教育研究を行う組織として5学部7学科、大学院3研究科を設置している。すなわち経営学部（経営学科、ホスピタリティ・マネジメント学科）、経済学部、法学部、国際関係学部（国際関係学科、多文化コミュニケーション学科）、都市創造学部の5学部と経営学部、経済学部、法学部を基礎としたアジア・国際経営戦略研究科、経済学研究科、法学研究科を設置している。その他の組織として、留学生別科を設置し、アジア研究所及び英語教育センターが附置されており、各学部と有機的に連繋しながら運営されている（大学基礎データ表1）。

本学の学士課程は、上述のように5学部7学科で構成され、教員はそれぞれの学部にも所属して教育研究を行う学部・学科制のいわゆる教育研究一体型の組織となっている。

また、学士課程と大学院課程との関係は、各学部を基礎として大学院課程が設置されており、学部直結型の組織となっている。

本学が開設している学士課程5学部については、基本的にそれぞれの専門及び教養領域を教授・研究しており、大学の理念・目的と整合する教育研究組織となっている。

大学院課程については、大学学則第6条で大学院を置くことを定め、大学院学則第3条で3研究科を置くことが定められている（資料1-3、1-4）。

留学生別科は、亜細亜大学留学生別科規則第1条のとおり、1年間の日本語教育を中心に学習する外国人留学生に対する大学進学への予備教育課程である（資料3-1）。

アジア研究所は、アジアに関する総合的な調査、研究及び教育を行っており、5名の研究所専任教員が所属している（資料3-2）。また、プロジェクト研究の主催や学内のアジア研究者に呼び掛け、2016(H28)年度からアジア研究者が集う「アジア研究サロン」を立ち上げ、プラットフォームの役割を果たすなど、本学におけるアジア地域の研究の中心的な役割を果たしている。2018(H30)年度には、大連外国語大学（中国）と共同で東京と大連でそれぞれ

3. 教育研究組織

シンポジウムを開催するなど国際交流、研究交流にも注力している。さらに、その研究成果を公開講座（全5回）、セミナー「アジア・ウォッチャー（年3回程度）」等の講演活動や『アジア研究所紀要』、『アジア研究所・アジア研究シリーズ』等の出版物によって広く社会に公表している（資料3-3【ウェブ】、3-4【ウェブ】、3-5【ウェブ】）。

英語教育センターは、2018（H29）年5月、29名の英語ネイティブ教員（客員教員）が所属し、1年生を中心に会話能力など実践的実用的な英語能力を養うこと、フレッシュマン・イングリッシュや海外に派遣する学生に対する事前・事後の英語教育を支援している。この英語教育センターは、会話を苦手とする傾向にある本学学生の英会話能力の向上と亜細亜大学アメリカプログラム（AUAP）に参加する本学学生が留学生生活を支障なく送られる英会話力を身につけられるよう設置されたものであり、グローバル人材の育成に大いに貢献している（資料3-6）。

以上のように、本学の理念・目的に照らして、本学における教育研究組織の設置状況は、適切といえる。

点検・評価項目2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、近年、経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科[2009(H21)年4月]、国際関係学部多文化コミュニケーション学科[2012(H24)年4月]、そして都市創造学部[2016(H28)年4月]の新たな教育研究組織を設置した。また、経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科の収容定員増[2016(H28)年4月]、短期大学の廃止[2016(H28)年4月]、国際関係学部2学科の収容定員の見直し[2018(H30)年4月]を行ってきた。

これら、学部・学科設置の組織改編や定員の見直しにあたっては、常勤理事会、将来構想会議が中心となって、学問の動向、社会のニーズの変化、建学の理念・目的、定員確保の見直し、既存組織の学生定員の適切性・将来性等、社会の動向、各学部の点検・評価の結果等を見極めながら総合的な検証を加えてきた結果、今日の教育研究組織が実現できたものである。

なお、一部の大学院研究科においては、入試改革等に取り組むなど、改善に努めてきたが定員割れが生じている状況にある。2018（H30）年には、亜細亜大学中長期計画の教育・研究活動の施策の一つとして「本学における大学院のあり方」について、全学的な検討を開始した（資料3-7）。

以上のように、本学における教育研究組織の設置の適切性については、自己点検・評価活動結果や社会の動向を踏まえ、適切に行っているといえる。

（2）長所・特色

・日本及びアジア地域の中で活躍できる人材の育成を視野に入れ本学の理念・目的の実現

3. 教育研究組織

を目指し、国際関係学部（国際関係学科、多文化コミュニケーション学科）と都市創造学部を設置していること。

- ・アジア研究所は、本学におけるアジア地域の研究の中心的な役割を果たしているとともに、公開講座を定期的開催し、研究成果を広く地域社会に発信するなど、社会への還元を行い貢献しているといえる。
- ・英語教育センターは、大学設置基準外の英語ネイティブ教員 29 名を配置し、1 年生を中心に会話能力など実践的実用的な英語の基礎能力を養うことや、海外に派遣する学生に対する事前・事後の英語教育を支援している。これは、本学が国際社会の中で活躍できる人材育成に力を注いでいると評価できる所以である。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的を実現するための組織として 5 学部 7 学科、3 研究科、留学生別科（外国人予備教育課程）を設置、併せて、アジア研究所、及び英語教育センターを附置し、これらの教育研究組織は、相互に有機的に連携を図りながら運営されており、設置状況は適切であるといえる。

特に、亜細亜大学アメリカプログラム（AUAP）を必修としてきた国際関係学部国際関係学科をはじめ、国際関係学部多文化コミュニケーション学科、都市創造学部の設置は、アジア地域に赴き、フィールドワークやアジア 5 か国での語学研修・インターンシップなどの授業科目を開設し、本学の理念・目的の実現を目指すものである(資料 1-10、1-11)。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

1. 学位授与方針について

大学全体の学位授与方針について、以下のとおり、「教育理念」、「教育の基本方針」(*)に基づき、建学の精神「自助協力」を体得し、各学部の学位プログラムを修め、各自の「個性値」を伸ばし、知識、技能、態度を身につけた学生に学位を授与する旨を定めている。

大学全体の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

亜細亜大学 (以下「本学」という。) は、教育理念「多様な夢に挑戦し、アジアの未来に飛躍する人材を育成する」、及び、それを具体化した「教育の基本方針」(*)に基づき、建学の精神「自助協力」を体得し、各学部の学位プログラムを修め、厳格な成績評価のもと、卒業に必要な単位を修得し、各自の「個性値」を伸ばし、以下 A~D を身につけた学生に学位を授与します。

- A.幅広い教養と高度な専門知識・技能を身につけ、柔軟に活用できる。
- B.グローバルな視点から世界の諸文化を理解し、その多様性を尊重できる。
- C.他者と協力して、より良い社会の形成に能動的に貢献できる。
- D.目標を定め、自らのキャリアを形成し、生涯にわたって学びの姿勢を持続できる。

(*)「教育の基本方針」とは「国際社会で貢献できる有為な人材の育成」「人間性重視の教育」「新しい社会を創り出す創造力あふれる人材の育成」の3つです。

本学では、2011(H23)年度に大学全体及び各学部・学科、研究科ごとに、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) をはじめとした、3つのポリシーを定め、ホームページ等で公開してきた。

これらの方針の検証は、学部・学科では4年に一度のカリキュラム改革の際や、自己点検・評価委員会等で、また、大学院研究科では研究科委員会等で行われてきた。

近年では、2016(H28)年度に、全学的に3つのポリシーの見直しを行い、現在のポリシーを策定した。策定にあたっては、全学的に教育内容・方法の改善・向上を推進することを目的とする全学FD委員会において研修会を開催し、ポリシー策定について全学的な策定方針を確認し、学部・研究科ごと、また、教職課程において、最初に当該学部・研究科の学位を授与するにあたり修得していなければならない能力を示したうえで、修得すべき

知識、技能、態度等の学習成果を具体的に示している（資料 1-16、4-1【ウェブ】）。

2. 学位授与方針の公表について

また、学位授与方針の公表については、以下のとおり、大きく 3 つの媒体を活用している。

A. 電子媒体（ホームページ）

在学生、受験生、保護者、その他広く一般への広報を目的としたホームページには、教育の理念・目的をはじめとして、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受入方針」（3 つのポリシー）を掲載するとともに、内部質保証の方針、教員組織の編制方針、学生支援に関する方針等、様々な方針も併せて掲載している。また、それらについては、ホームページのトップページに「大学紹介」のボタンを設け一括して見ることができるよう、閲覧する側の利便性を考慮している（資料 4-1【ウェブ】）。

B. 大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」、研究科別パンフレット（紙媒体）

本学への入学を考えている受験生を主な対象とした大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」には、大学全体及び学部・学科の「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「学生の受入方針」（3 つのポリシー）を掲載し、受験生が大学を選ぶ際に役立つようにしている（資料 1-16、1-17、1-18、1-19）。

C. 「履修の手引」、「大学院要覧」（紙媒体）

在学生を対象とした「履修の手引」、「大学院要覧」には、「学位授与方針」「めざす人材像」「教育課程の編成・実施方針」を掲載し、在学生が学修する際の寄りどころとするとともに、就職等、将来のことを考える際の指針としている（資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12）。

以上のとおり、電子媒体（ホームページ）及び紙媒体の両方に掲載することによって、利用者の利便性を高めるなど、適切に公表している。

点検・評価項目 2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表
評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

1. 教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

教育課程の編成・実施方針の設定に際しては、全学的な方針として、学位授与方針で挙げた知識、技能、態度を修得させるための科目を体系的に編成し、学生一人ひとりに向き

合い、学生の「個性値」を伸ばすための講義、演習、実習を効果的に組み合わせた A～E の教育内容及び A～F の教育方法を定めている（資料 1-16）。

<教育内容>

- A.幅広い教養を身につけるため、言語と世界、表現と芸術、人間と社会、こころとからだ、情報と自然・環境、人生と進路に分類される多様な全学共通科目を配置する。
- B.英語、中国語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、ヒンディー語、モンゴル語、タイ語の 14 言語の学習機会や留学の機会を提供する幅広い語学教育を編成する。
- C 高度な専門知識・技能を身につけさせるために、各学部・学科の専門分野の体系に基づいて科目を配置する。
- D 5 カ月間の留学を行うアメリカプログラムや長期休暇を利用して 15 カ国 16 大学・機関で語学研修を行う短期留学を中心とするグローバルプログラム、13 国・地域 23 大学に 1 年間留学する交換・派遣留学生制度など、価値観の多様性を尊重し、国際社会に貢献できる国際教育を行う。
- E 中国・大連で 6 カ月間留学し、語学研修とインターンシップを行うキャリア開発プログラムなど、各種のインターンシップを提供し、能動的に社会に働きかける実践力を身につけるキャリア教育を行う。

<教育方法>

- A.学生の主体的な学びを促す教育手法を工夫する。
- B.1 年前期必修のオリエンテーション演習をはじめ、各種の教養演習、専門演習を設け、少人数科目の履修機会を提供する。
- C.自校史科目をはじめ、大学教育を自ら活用するための初年次教育を行う。
- D.必修英語はネイティブ教員が主に担当する実践的な英語教育の時間を週 5 日配置する。
- E.キャリア形成の能力を身につけるための多様な教育プログラムを提供する。
- F.地域（学外）の教育資源を活用する教育プログラムを開発する。

この方針を受け、各学部・学科は、教育の基本方針で掲げた人材養成に即した教育課程の編成・実施方針を定め、前項でも説明したとおりホームページ、大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」、「履修の手引」で公表している。大学院においては、ホームページ及び「大学院要覧」において公表している。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

各学部では上記の方針に基づき、専門科目と全学共通科目を体系的に編成している。その編成は、2017(H29)年度から全学部全学科において、科目領域とレベルの組み合わせで構成された科目ナンバリングを設定することで体系化し、実施している（資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11）。また、カリキュラム・マップ（ツリー）を全学部全学科で策定し、2018(H30)年 5 月に開催した主に高校教員を対象とした入試説明会で公表した（資料 4-2）。さらに経

4. 教育課程・学習成果

経済学部及び都市創造学部では、学部生の「履修の手引」に提示している（資料 1-8、1-11）。そして各科目のシラバスにおいて到達目標、授業方法、授業計画、成績評価方法・基準を定めている（資料 4-3）。

大学院各研究科においては、学位授与方針及び教育研究上の目的を実践するため、博士前期課程では、講義科目と演習科目を効果的に組み合わせることが可能な教育課程を編成している。学部同様に各科目のシラバスにおいて到達目標、授業方法、授業計画、成績評価方法・基準を定めている（資料 4-3）。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とを適切に関連付けるよう努め、公表している。

点検・評価項目 3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

教育課程の編成・実施方針と整合する教育課程を編成するため、大学全体の学位授与方針に基づいて定めた学部・研究科のカリキュラム・ポリシーに則って教育課程を体系的に編成している。その際には、学生が学部・研究科の教育研究上の目的を達成し、課程修了時に定められた学習成果を無理なく修得できるようにするため、年次・学期の適切な配当に留意して科目を配置している。また、これらが学問の体系を考慮した編成になっていて、整合性・適切性が担保されていることをカリキュラム・マップ（ツリー）によって明確にしている。

1. 教育課程を編成するための措置

教育課程の編成については、大学は「教授会規程」第 6 条第 3 項に、大学院は「研究科委員会規程」第 6 条第 3 項において各学部・研究科が学位授与方針で掲げた知識、技能、態度を修得させるための科目編成を審議決定できることを明確にしている。

また、学生の社会的及び職業的自立を図るために有効と思われる全学的な取り組みとして、グローバル化や情報化の進展、学術の動向や社会からの要請等に留意し、亜細亜大学の「学び」として以下 A～D を重点項目としてあげている（資料 1-16）。

- A. 社会人基礎力、専門知識並びに技能を身につける体系的なカリキュラム
- B. 体験学習に基づくキャリア教育
- C. 初年次教育
- D. グローバル教育

以上のような全学的な措置に基づき、各学部はそれぞれの教育を通じて各学位における教育研究上の目的や学習成果の修得のために有効な授業科目を適切に開設し、その学びの

4. 教育課程・学習成果

中で建学の精神「自助協力」を体得した人材を養成している。専門教育では、それぞれの専門領域で基礎力と応用力が身につく教育を実践し、専門性を高め、併せて就業力、実務能力の養成を行っている。

経営学部経営学科では、初年次教育の重要性に鑑み、1年生の1 Semesterに「オリエンテーション・ゼミナール」、2 Semesterに「基礎ゼミナール」を配置している。また、社会人基礎力を身につける科目として「ビジネスリテラシー」を1年生の必修科目としている（資料 1-7）。

経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科では、体系的に配置された講義科目を学修し、カリキュラムに順次インターンシップを組み込んで効果的なキャリア教育を実現している（資料 1-7）。

経済学部経済学科では、経済学の基礎を修得するのに有効性の高い「マイクロ経済学」「マクロ経済学」「オリエンテーション・ゼミナール」を必修科目としている。また、「企業論 I」では企業の人事担当者を招き、職業選択や就職に対する心構えを講義して社会人基礎力を養成している（資料 1-8）。

法学部法律学科では、1年生に基本科目を配置し、2年生以降に学生の将来の進路に合わせて4つのコース（「法律専門職コース」「公務員コース」「企業コース」「現代法文化コース」）を設定することで、学位授与方針に定めた能力が適切に修得できるようにしている。また、社会人として必要不可欠である「問題分析力」と「最後まで考え抜く力」を養成するために「基礎数理 I」を必修科目としている（資料 1-9）。

国際関係学部国際関係学科では、「経済・ビジネスコース」「平和政策コース」「国際協力コース」の3コース制によって学生が関心を持った分野を系統的に学修できるように配慮し、5カ月間のアメリカ留学と国内での学習を組み合わせることで重層的な語学教育を行っている（資料 1-10）。

国際関係学部多文化コミュニケーション学科は、体験学習として国内外での現地調査（フィールドワーク）を行い、調査後に成果発表を行うことで社会人として必要なプレゼンテーション能力の養成を行っている（資料 1-10）。

また、国際関係学部の上記両学科ともに、教育課程における科目の配置を適切に設定することに留意し、基礎・導入教育から発展・展開教育、卒業研究へと適切な学修が行えるようにしている（資料 1-10）。

都市創造学部都市創造学科では、教育課程における順次制・体系性に配慮し、科目を1・2年生の「基本科目」、3・4年生の「発展科目」に分類している。初年次教育として、大学での学習の基礎を築くために有効な演習科目を1年生から配置している。社会人基礎力を身に付けるために有効な科目として、「国内インターンシップ」または「海外インターンシップ」を選択必修科目として配置している（資料 1-11）。

大学院においては、各研究科の人材養成の目的に即した教育課程を適切に編成している。アジア・国際経営戦略研究科博士前期課程では、大学院学則第1条に掲げる「高度にして専門的な学術の理論及び応用」のうち、大学院教育では見逃されやすい応用の側面を下支えするのに有効な基盤的スキルの教育にも注力している（資料 4-4）。また、博士前期課程・後期課程のいずれも、演習科目と講義科目を明示化し、リサーチワークとコースワークの組み合わせに配慮している（資料 1-12）。

4. 教育課程・学習成果

経済学研究科では、博士前期課程・後期課程のいずれも、「理論・歴史」、「政策・応用」、「国際・地域経済」の3部門で編成されている。博士前期課程では、知識の修得を目的とした「研究」と論文作成のために主体的に学習する「演習」の科目群からなり、順次性や体系性を考慮している（資料 1-12）。

法学研究科では、博士前期課程・後期課程のいずれも、「公法・政治学」、「刑事法」、「民法」基礎法学」の各部門があり、将来研究者や専門的職業人として活躍するために必要な科目を配置している。また、博士前期課程においては、外国語の法律の文献を講読する「原典研究」部門及び公務員等の志望学生に必要な知識を獲得するための「関連」部門も設置されている（資料 1-12）。

2. 学生の社会的及び職業的自立を促すために必要な能力を育成する教育の適切な実施

初年次教育では、各学部1年生の前期必修科目として「オリエンテーション・ゼミナール」を開設している。この科目は、大学での4年間の学習に必要な力を身につけるための導入教育であり、学習の動機づけや学習習慣の育成、学習技術・方法の修得などを目的にキャリア教育を織り交ぜながら少人数クラスによる決め細い指導を行っている。また、グローバル化に欠かせない共通言語を修得するため、ネイティブ教員による英語教育「フレッシュマン・イングリッシュ（FE）」を各学部1年生の必修科目とし、学習効果の有効性を高めるためにクラス定員を20名未満としている（資料 1-16）。

全学共通教育では、個人と社会の関係性を考える科目領域「人間と社会」を設け、自校史教育の一環として「建学の精神を考える」という科目を設けている。さらに、情報という概念の社会的意義を考え、その基礎にある論理的思考力を養う科目領域「情報と自然・環境」を設け、現代社会と社会の関わりについて、幅広い知識をもとに社会を洞察する力を養う「情報と社会」という科目を設けている。

体験学習に基づくキャリア教育の具体的な科目としては、企業の仕組みや仕事の流れを学び、学生それぞれが職業観・就業観を育成して従来の職業選択や進路決定に役立てることを狙いとして、全学共通科目において「キャリア・インターンシップ」を開設している。この科目は、夏季休暇期間を利用して企業や自治体等の現場において個人で就業体験を行うものである。

専門科目におけるキャリア教育科目としては、最低就業期間を10日間とし、インターンシップ終了後は報告書の作成とプレゼンテーションを行う経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科の「ホスピタリティインターンシップ」や、都市創造学部都市創造学科における「国内インターンシップ」が挙げられる。また、国内における準備授業と夏期休暇中の海外でのインターンシップによって構成した国際関係学部国際関係学科の「国際インターンシップ」や、他文化コミュニケーション学科の「多文化インターンシップ」など、海外でキャリア形成の基礎を学ぶ科目も開設している。

また、経済学部2年生前期の「企業論Ⅰ」では、東京経営者協会所属企業の人事担当者を招き、職業選択の意義や就職後の心構えを自ら考えるように指導している。

さらに、「アジア夢カレッジキャリア開発中国プログラム（AUCP）」や、「亜細亜大学グローバルプログラム（AUGP）」における「シドニー・グローバルインターンシッププログラム」、都市創造学部都市創造学科の「海外インターンシップ」など、留学プログラムに

4. 教育課程・学習成果

インターンシップを組み込んだプログラムも開設している（資料 1-16）。

大学院アジア・国際経営戦略研究科においては、職業的自立を図る上で有効なアジア・中国ビジネスの現場状況を認識するために「中国現地研修」を上海で実施している。

以上のことから、カリキュラム・ポリシーやそれに基づく重点項目の設定、会議体の審議などが有効に機能し、教育課程の編成・実施方針に基づいて各学位課程にふさわしい授業科目を開設していると判断できる。また、インターンシップ関連科目や就業体験を組み込んだ留学プログラムを実施することによって、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な教育も適切に実施していると判断できる。

点検・評価項目 4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

1. 学習を活性化し、効果的に教育を行うための具体的施策

全学的に、また各学部等において、学習を活性化し、効果的に教育を行うための具体的施策として、以下のような措置を講じている。

A. 全学的取り組み

- a. 建学の理念に基づき、全学部 1 年生必修の「フレッシュマン・イングリッシュ (FE)」のほか、以下のような留学プログラムを実施し、グローバル人材を育成している。

「亜細亜大学アメリカプログラム(AUAP)」は、1988(S63)年にスタートした本学独自のプログラムで、これまでに 13,000 人以上の学生が参加した。「生きた英語の修得」、「異文化理解」、並びに「自己の新発見」を主目的とした留学制度であり、数年前よりキャリア開発にも力を入れている。

「アジア夢カレッジ—キャリア開発中国プログラム— (AUCP)」は、4 学部（経営学部経営学科・経済学部・法学部・国際関係学部）共通のプログラムで、2 年生には、中国（大連）で半年間の現地教育を実施している。「アジア夢カレッジ—キャリア開発中国プログラム— (AUCP)」の必修科目である「海外ビジネスインターンシップ」は、大連留学中の後半に行われ、学生のキャリア意識形成にとっての最重要となっている。この取り組みは、2016(H27)年度に日本インターンシップ学会より、秀逸なインターンシッププログラムとして「榎本記念賞」を受賞するなど外部からも評価されている（資料 1-28【ウェブ】）。

経営学部、国際関係学部、都市創造学部においては、海外でインターンシップを行い、グローバル社会で活躍できる人材の育成を行っている。

「亜細亜大学グローバルプログラム (AUGP)」は、語学力の向上と異文化理解を目的とした、夏・春休暇中に行われる 3～5 週間の短期留学プログラム。学部・学年を問わず参加が可能で、自分の興味のある地域・言語に沿って、16 の留学先から選ぶことができる。

4. 教育課程・学習成果

亜細亜大学の「交換・派遣留学生制度 (AUEP)」は、本学と交流協定を結んでいる世界各地の 23 大学との間で行われる、約 1 年間の交換・派遣留学生制度である (資料 4-5【ウェブ】)。

- b. 専門科目と全学共通科目の編成において、2017(H29)年度から全学部全学科において、科目領域とレベルの組み合わせで構成された科目ナンバリングを設定することで体系化している。また、カリキュラム・マップ (ツリー) を全学部全学科で策定している。

シラバスについては、統一的な項目、記載方法を例示し、全開設科目について作成している。2017(H29)年度から、シラバスに「事前・事後学修」が新たな項目として追加され、授業のための予習・復習の方法につき、学生に分かり易く明示されている。各記載項目に「字数の目安」が指定されたことで、科目ごとのシラバス記載内容の均一化も行われている。

きめ細かい指導を行うことを目的として、オリエンテーション・ゼミナールや専門演習、外国語等の授業においては、原則として 1 クラス 20 名未満の少人数教育を実施しており、担当教員が個々の学生の学習成果を正確に把握できる体制となっている。

また、100 名を超える大人数の講義形式の授業においても、学生の理解度をチェックするためにリアクションペーパーを提出させる等の工夫をしている。

学修の効果を考えて、1 学年に登録できる単位の上限を定める履修単位規制を実施している (資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11)。また、全学 FD・SD 委員会を中心に、アクティブ・ラーニングの充実を進めている。

1 年生から 4 年生まで、授業、就職など学修全般から将来の進路について、所属するクラスの教員のオフィスアワーなどを利用して、質問や相談ができるクラス主任制度を実施している。

B. 学部・学科ごとの取り組み

経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科では、1 年生が入学直後に参加する「出会いの広場」においてアンケートを取り、プログラムの改善につなげている (資料 4-6)。

経済学部では、1 年生前期の必修科目である「オリエンテーション・ゼミナール」において、授業計画や具体的な内容を例示した「ティーチャーズマニュアル」を担当教員に配付し、授業内容の均一化を図っている。また、最終回授業において独自の学生アンケート調査を実施し、授業改善に役立っている (資料 4-7)。

国際関係学部国際関係学科及び多文化コミュニケーション学科では、1 年生から 4 年生までゼミナールが必修であり、4 年生の「総合ゼミⅠ」「総合ゼミⅡ」では卒業研究 (卒業論文の作成) を行う。卒業論文の作成にあたり、学部で「卒業論文作成の手引」を作成し指導するとともに、優秀な論文を表彰している。

また、学生自らが学習を活性化する試みとして、国際関係学部国際関係学科では、学生による支援組織である IR Backup (IR=International Relations) を設け、教員の補助的な役割を担うとともに、新入生が履修登録する際、IR Backup の学生がアドバイザーとしてサポートにあたっている。

国際関係学部多文化コミュニケーション学科では、学生全員に学習成果記録帳「多文化パスポート」を所持させている（資料 4-8）。これは検定合格やボランティア等の活動に参加するとシールが貼られていき、自分が大学生活でどのような活動を行ってきたかを振り返ることができるもので、学生が自発的な学習活動を行うモチベーションを高めるものとなっている。

経済学部、法学部、国際関係学部は、年間の修得単位が 19 単位に満たない学生に対して、4 月初めに学部執行部教員を中心に面談を行い、履修指導を実施している。また、必要な単位を修得していない除籍対象者に対しては、3 月に本人と保護者を交えた面談を行い、「正当な理由」があると認められた場合には、適切な履修指導を行ったうえで在籍継続を認めている。その他の学部においても、成績の状況等に応じて、クラス主任が面談を行っている。

教職課程において、学生が履修状況を記入・更新し、教職課程で学んだことを記入する「亜細亜大学教職課程履修カルテ」を作成し、学生が自分の学習状況を振り返ることができるようにしている（資料 4-9）。

C. 大学院の取り組み

- a. 入学式直後のガイダンスにおいて、大学院生の手引書となる大学院要覧、自習室、助成制度等を紹介するほか、各研究科教員から、研究活動や論文作成等における望ましい姿勢を説明している。

また、演習科目は各研究科の必修科目となっており、論文の作成に関連する研究活動を単位として認定する措置を講じている。指導教授が個々の学生の修士論文、博士論文作成のきめ細かい指導を行っており、個々の学生の論文作成の進捗状況を把握するよう努めている。博士前期課程においては「修士論文等中間報告会」を、博士後期課程においては「博士後期課程研究報告会」を開催し、さらに論文研究計画書や論文題目申請の提出を義務付けている。

研究成果を公表するため、各研究科で研究論集を発行し、本学学術リポジトリにおいて公開している。

- b. アジア・国際経営戦略研究科は、開設全科目において「授業改善のための学生アンケート」の実施をシラバスに明示し、シラバスと実際の授業との整合性を確認している。研究指導については、博士前期課程において研究指導計画を入学時、第 2 セメスター、第 3 セメスターのガイダンスで明示するとともに、各演習担当者で内容の共有を図っている。博士後期課程においても各年度初めにガイダンスを実施し、修了までのプロセスと年間スケジュールを説明しており、各演習担当者で内容の共有を図っている（資料 4-4）。

また、修士論文・研究報告書及びそれらの中間報告書・中間報告プレゼンテーション・試験プレゼンテーションや通常授業でのレポート・プレゼンテーションの作成過程において、TA（ティーチング・アシスタント）による助言活動を実施している。TA は、博士後期課程に在籍する学生が、担当教員との連携に基づき、演習科目の授業時間外で直接学生に助言を与えている（資料 4-4）。

2. 学生の学習を活性化するための全学的研修について

全学的に教育内容・方法の改善・向上を推進することを目的に、「亜細亜大学 FD・SD 委員会規程」を定め、学長を委員長とする全学 FD・SD 委員会、また、そのもとに各部局 FD・SD 委員会を置き、年間の活動計画に基づき、教育方法の改善に取り組んでいる（資料 2-4、2-5）。

以上のとおり、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じており、教育内容・方法を改善・向上するための研修を適切に実施している。

点検・評価項目 5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学では、「履修の手引」及び「大学院要覧」でカリキュラム表と共に各科目の単位数を明示し、卒業要件、修了要件記載している。成績評価については、各科目のシラバスに成績評価基準で明示している。

成績評価に関しては、大学、大学院とも、学則に則って厳格に行われている（資料 1-3、1-4）。試験の成績については、100 点満点とし、100 点～90 点を「S」、89 点～80 点を「A」、79 点～70 点を「B」、69 点～60 点を「C」、59 点以下を「D」の 5 級に分ち、「S」、「A」、「B」、及び「C」を合格とし、「D」を不合格とする。試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えている。

また、学部の成績評価については、学内基準ポイントを設定し、S を 4、A を 3、B を 2、C を 1、D を 0 として算出し、学内における成績の順位を決定している（資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11）。同ポイントは、学内の給付型奨学金の選考に活用されるほか、本学大学院に進学する際の学内推薦試験において出願資格として定められている。

成績評価及び単位認定は、各担当教員の権限と責任の下で行われている。同一科目を複数のクラスで別個の教員が担当する場合、シラバスや試験問題を統一化あるいは標準化する取り組みが幅広く行われている。学部 1 年生の必修科目である「フレッシュマン・イングリッシュ (FE)」においては、入学時にプレイスメントテスト（国際関係学部は TOEIC®試験）を行い、受講者の学力に応じたクラス編成を行っている。

教育課程上のカリキュラムに含まれる留学制度において、留学先の教員が成績評価を行う際は、本学とその大学とが留学に関する契約を交わす際に成績評価及び採点の方法を明確に定めており、その取り決めに従って採点を行っている。また、現地教員の採点した評価は本学所属の科目責任者がその評価の正当性を確認したうえで認定を行っている。

さらに、教員・学生相互における成績評価の公正・公平性を確保するため、成績発表後に学生から「成績評価に対する質疑」を提出できる期日を設定している。評価に異議のある学生は、定められた期日内において、担当課の面接を受けた後に所定の用紙に異議内容

を記載し、科目担当者に異議を申し立てることができる。成績発表後の成績変更に関しては、担当課がその変更事由を確認し、事由に妥当性があるものに関して当該学部長の認めたものに限り、成績変更処理を行っている。また、学期毎にその件数を教務委員会にて報告している。

1 単位につき 45 時間の学修を要するため、事前学修・事後学修についてもシラバスに明記するとともに、各科目の授業での課題を課すなど、総合的に単位認定を行っている。また、90 分の授業を半期 15 回、それ以外に試験のための週を確保している。

留学先で修得した科目の単位認定や、学部学科の課程における留学プログラムを設置する際も 1 単位につき 45 時間の学修を満たしているか厳密な精査を行っている。

教育課程上のカリキュラムに含まれない留学を行い、先方の大学で修得してきた単位については、学生の所属する学部のカリキュラム担当教員が、科目の内容が本学として単位認定できるものであるかどうか、シラバス・教材等を厳密に審査したうえで単位認定を行っている。

単位互換協定大学（成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）の授業科目を履修し、修得した単位をその学生の所属する大学の単位として認定する単位互換制度を導入している（資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11）。この制度は、履修できる科目があらかじめ決められており、採点の際は先方の大学の採点担当者が本学の採点基準に則って評価を下し、学生が所属する学部の教務主任が確認した後、その授業科目名称のまま専門選択科目として単位認定される。

2. 学位授与を適切に行うための措置

本学は、亜細亜大学大学院学則並びに亜細亜大学学則の定めるところにより、学位授与に必要な事項を亜細亜大学学位規則に定めている。各学部・研究科において及落判定会議を行い、学長が学位授与者を決定している。

学位授与に関しては、亜細亜大学学位規則により、博士、修士、学士それぞれについて学位の授与条件を定めているほか（資料 4-10）、各学科の「履修の手引」に卒業要件を明示している（資料 1-7、1-8、1-9、1-10、1-11）。また、本学ホームページの学部ページにおける「学びのフィールド」でも、「卒業単位と学位取得」の項目を設け、学位、修業年限、授業科目区分における卒業単位数を記載している（資料 4-11【ウェブ】、4-12【ウェブ】、4-13【ウェブ】、4-14【ウェブ】、4-15【ウェブ】）。

学士の学位については、本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得した者に授与することとなっており、博士前期課程及び博士後期課程については、所定の単位を修得し、学位論文の提出と審査の合格をもって、当該研究科の教育目標を達成したとみなし、それぞれの課程に応じて修士または博士の学位の授与を行っている。

学位論文の作成については、「大学院要覧」において研究科別の学位授与までの流れや所定書式を記載し、明示している。博士後期課程については、すべての研究科で各学生の 1 年生から指導教授のほか、副指導教員を決定し、複数の指導体制を構築している。また、アジア・国際経営戦略研究科では、研究科教員がガイダンスを実施し、当該研究科における博士前期課程、博士後期課程における修了までの流れを明示し説明している（資料 4-4）。

各研究科の博士前期・後期課程では、論文評価基準を定めており、大学院生に対して「大

4. 教育課程・学習成果

学院要覧」において予め明示している（資料 1-12）。学生は、所定の期日までに研究計画書を作成し、その計画書に基づき編成された審査委員に対し、論文の中間報告を行うことが課されており、作成において一定の水準を保持することに努めている。報告は、公開形式で行われ、1 年生は傍聴することを義務付けられており、上級年次生の発表を参考とすることができる。

学位論文の審査は、主査と複数の副査あわせて 3 名以上の教員により行われ、論文審査及び口頭試問を実施し、試験報告書を作成する。特に博士後期課程においては、指導教授以外の主査、必要に応じて本学以外の学識経験者を加えた審査委員会の下で審査及び試験が行われ、その結果を研究科委員会で審議することにより、審査の客観性と厳格性を保つよう努めており、博士の学位を授与した場合には、授与日から 3 カ月以内に論文の内容の要旨と論文審査の結果の要旨を亜細亜大学学術リポジトリに登録し、公表している。

以上のことから、成績評価及び単位認定は有効に機能しており、適切な措置を講じていると判断できる。かつ、学位を授与するための審査が有効に機能しており、適切に学位を授与していると判断できる。

点検・評価項目 6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握するために、全学的に「卒業時アンケート」を実施し、その結果と自由記述項目を学内関係者で共有している。

その他、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標・方法については以下のものがあげられる。

1. 学習成果を測定するための指標について

語学学習においては、TOEIC®、TOEFL®、中国語検定、フランス語検定などの受験を推奨し、その結果を学習成果の指標としている。「亜細亜大学アメリカプログラム(AUAP)」においては、留学前・留学後の TOEIC®受験を義務付け、その成果を基に学習指標を設定して授業や履修指導時に学生に認識させている。

教職課程においては、「亜細亜大学教職課程履修カルテ」を導入して、授業の中で何を学んだのかを振り返り、今後どのような学習が必要なのかを学生自身が考える手がかりとしている。これには科目の履修状況や介護体験、教育実習、教育ボランティアなどの活動記録や「ラスムッセンの自我同一性尺度」の日本版を用いて自己評価を記録しており、3 年生 4 月のガイダンス時、4 年生 4 月のガイダンス時、4 年生後期の「教育実践演習（中・高）」終了後の 3 回の提出を義務付けて折々の学習成果を確認している（資料 4-16）。

また、英語の教員免許取得希望者は、教育実習を行う前提条件として TOEIC®のスコア

650点を学習成果の指標としている。

「アジア夢カレッジ—キャリア開発中国プログラム— (AUCP)」では、中国留学の前提条件として日本中国語検定協会主催の中国語検定試験3級を取得することを学習成果の指標としている(資料4-17【ウェブ】)。また、開講期中の「中国語スピーチコンテスト」においても成果の確認を行い、学期末に行われる「アジア夢カレッジ成果報告会」では、2年生による大連留学・インターンシップ帰国報告、3年生の個人発表、4年生のプロジェクトチーム成果発表と個人発表を行い、協賛企業関係者による質疑応答を行って、その学習成果を確認している。

国際関係学部国際関係学科においては、卒業論文を作成することで学位授与方針に示した学習成果の指標としている。論文の作成は、必修科目である「総合ゼミⅡ」の単位修得要件になっており、作成から審査、提出までの詳細は「卒業論文作成の手引」にまとめられている。審査に関しては、一次審査委員会による客観的かつ厳格な審査を経たのち、最終審査・成績評価を各々のゼミナール指導教員が行うが、それらは統一の基準を設けることで公平公正な評価を実現している。また、国際関係学科の卒業論文は、学科会議で承認されたガイドラインに則って厳正に審査し、優秀者への表彰を行っている。

国際関係学部多文化コミュニケーション学科では、学生の個性や多様性を重視し、卒業論文に代わる措置(プレゼンテーション、知識を問う試験、調査レポート等)も導入している。

大学院の学習成果の指標は、各研究科の学位授与方針で明示するとともに、大学院学則において修了要件として定めている。その要件は、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士前期課程においては修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格すること、博士後期課程においては博士論文の審査及び試験に合格することである。この修了要件を充足させるため、各研究科では、修了年次における中間報告会を実施し、研究指導教員のほかに論文審査委員が研究成果を測定し、修了に向けた指導を行っている。

2. 学習成果を把握および評価するための方法の開発

- A. 留学の成果を測定する本学独自の仕組みとして「グローバル・ビジネスリテラシー・アセスメントシステム (My Befor-After シート)」を開発した。これは、[留学前—留学中—帰国後]のトータルな時間の流れの中で、学生の行動特性や成長のレベルを数値化するもので、一部の学部ではそのスコアをキャリアカウンセリングにも役立てている。具体的な能力要素は次のとおり(資料4-18【ウェブ】)。

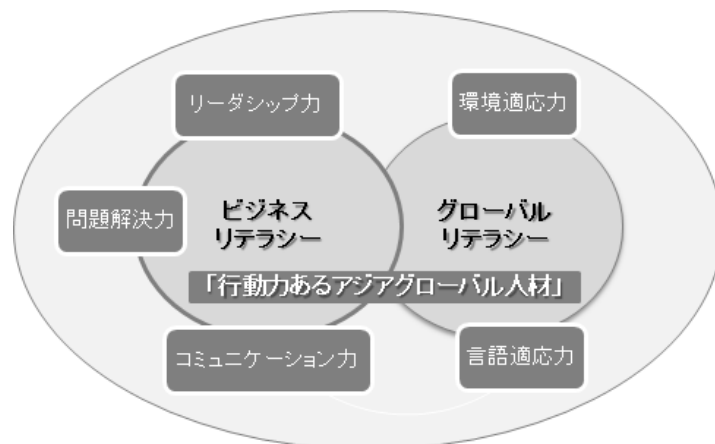
「ビジネス・リテラシー」

- ①リーダーシップ力(主体性、達成志向、学習力、規律性・倫理観)
- ②問題解決力(課題発見力、分析的思考力、計画力、創造力)
- ③コミュニケーション力(状況把握力、説明力、交渉力、チームワーク力)

「グローバル・リテラシー」

- ④環境適応能力(異文化適応能力:異文化対応力、柔軟性、ストレス耐性)

⑤言語適応能力（聴く、読む、表現、書く）



以上のことから、「卒業時アンケート」による学習成果の把握と、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果の指標が有効に機能し、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性を定期的に点検・評価する全学的な組織として、学長を中心とする自己点検・評価委員会及び全学 FD・SD 委員会を設け、その結果をもとに改善・向上に向けて有効な取り組みを行っている。

自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を中心に、自己点検・評価実施委員会、自己点検・評価個別実施委員会の 3 段階のレベルで認証評価の周期に合わせて点検・評価を適切に実施し、その結果を大学ホームページで広く社会に公表している（資料 4-19【ウェブ】）。

全学 FD・SD 委員会のもとで、教育効果の改善・向上を行う上で有効・適切と思われるテーマに関するグループ研究を行っている。2018(H30)年度の FD グループ研究のテーマは、「実践を意識した主体的学びと自主学習の促進に向けて」「教育効果検証方法の開発：卒業年次生アンケートに基づく学生に求められるカリキュラム・授業方法の検討」「読書習慣を身につけさせる「多文化読書」「教職課程における包括的質保障を考える」「初年次教育の成果の客観化の試行とその検討—新入学生に対する 3P の具体化に関する研究—」の 5 つである（資料 2-5）。

また、2016(H28)年度に設置した IR 推進委員会を軸に教学 IR を進め、教育の質向上に向けたアクションを企画・推進している。

併せて、内部質保証の質を維持・向上させるために、認証評価機関による大学評価を受け、その妥当性・客観性を担保することにより、有効に内部質保証サイクルを機能させている。

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

点検・評価の根拠資料とするために、各教員は開講中に最低1科目は「授業改善のための学生アンケート」を行っており、その集計結果は各学部のカリキュラム委員会等で教育課程の点検をする際の資料として活用されている。

教職課程においては、教務委員長、各学部教務主任、課程科目担当専任教員、教職課程事務担当者による課程運営連絡協議会を行って、問題の共有と課題解決に向けた取り組みを行っている。連絡協議会開催前・開催後には、課程科目担当専任教員と教職課程事務担当者によるスタッフ会議を行って、授業担当者や事務担当者からの情報に基づいて課題の洗い出しや対応状況の確認を行っている。

大学院においては、アジア・国際経営戦略研究科で教育課程及びその内容・方法の適切性について「授業改善のための学生アンケート」を実施し、その集計結果に基づき、点検・評価を行っている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

全学FD・SD委員会の年間活動方針は各学部・研究科に設置されたFD・SD委員会に共有され、それぞれの年間活動計画に基づいて教育方法の改善に取り組んでいる。

また、2016(H28)年からは、学長が掲げた「亜細亜大学中長期計画－アジア未来マップ2025－」に基づく「3カ年中期行動計画」を学部・事務部署が共有し、全学的に課題解決に向けた取り組みを行っている。教育課程における課題としては、選択できる外国語の種類が豊富なことに比例して少人数のクラスが増えていることや、全学的に講義科目数が増加している傾向が見られるため、学長主導でカリキュラムスリム化に向けての基準を定め、前期・後期の履修者数が定まった時期に全科目の受講者数を調査し、コマ数の調整を行っている。以上のような全学的な措置に基づき、各学部・学科で改善が行われた事例には次のようなものがある。

経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科では、学生の進路希望を反映し、2018(H30)年度より、科目の目標領域にブライダルビジネスを設けた。また、クラブマネジメントはスポーツビジネスへと発展的に整備した（資料1-7）。

法学部法律学科では、学生の進路希望を反映し、2015(H27)年度に法科大学院コースを法律専門職コースに変更した。専門基礎科目を重視するため、2014(H26)年度に専門選択科目のスリム化を行った（資料1-9）。

国際関係学部国際関係学科では、学生の学習意欲を反映し、2018(H30)年度から1・2年生に履修可能な専門科目を増やした。また、英語を通じて国際問題を理解することをさらに重視し、英語スーパーコースに代えて、新たにExpert English科目を設置した（資料1-10）。

国際関係学部多文化コミュニケーション学科では、「亜細亜大学アメリカプログラム(AUAP)」から帰国後の英語教育をより充実させるため、新たに複数の英語に関する専門科

目を設置した。「多文化フィールドスタディ」については、対象地域に新たにアフリカを加えた。

以上のことから、点検・評価する全学的な組織が有効に機能し、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを確実にに行っていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学は、全学的な重点項目として「社会人基礎力と専門知識・技能を身につける体系的なカリキュラム」、「体験学習に基づくキャリア教育」、「初年次教育」、「グローバル教育」の4つを掲げ、教育課程を編成している。

とりわけ「グローバル教育」は本学の教育の柱であり、特色である。創設当時から「アジアの興隆に寄与する人材を育成」することを掲げており、30年以上前から本学独自の海外留学プログラムを開発し、卒業生のうち、7人に1人が留学制度を活用してきた。

「亜細亜大学アメリカプログラム(AUAP)」は1988(S23)年にスタートした本学独自の留学プログラムで、これまで13,000名以上の学生が参加し、多くの卒業生がグローバルに活躍している。

同プログラムは事前準備、留学、帰国後のフォローの3段階でグローバル人材を育成しており、留学前には、1年生全員必修のネイティブ教員による英語の授業「フレッシュマン・イングリッシュ(FE)」が行われ、英語を使うことに慣れるとともに、留学準備のための「事前研修会」で留学の目的や目標を明確にする。留学では現地での授業に加え、ボランティアなど様々な活動に参加し、コミュニケーションを学ぶ。帰国後には「帰国報告会」などを通して留学を振り返るとともに、留学後の目標を明確にする。

プログラムの成果として、TOEIC®の平均点が留学前と比較して130点以上アップするなど、実績を上げるとともに、参加者の満足度は98%に達している。また、留学中に取得した16単位が卒業単位として認められるため、4年間での卒業が可能である。

「アジア夢カレッジキャリア開発中国プログラム(AUCP)」は、4学部(経営学部経営学科・経済学部・法学部・国際関係学部)共通のプログラムで、日中間の架け橋となる人材の育成を目指し、「ダブルメジャー教育」「産学連携教育」「中国留学+インターンシップの6カ月間」「中国語徹底教育」「少人数制」を教育の柱としている。

同プログラムは4年一貫のプログラムとなっており、2年生前期のおよそ6カ月間は中国(大連)に留学する。中国では大連外国語大学で中国語等を学ぶだけでなく、日系企業などにおいて約8週間の海外ビジネスインターンシップに参加し、現地の人々との協働体験を通して、職業能力、責任意識と相互協調の価値観を涵養する。

本学のグローバル教育は、文部科学省など、外部からの評価も高く、2004(H16)年度には、「アジア夢カレッジキャリア開発中国プログラム(AUCP)」が、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の「人材交流による産学連携教育」部門で選定された。

また、2012(H24)年度には、文部科学省の「グローバル人材育成推進事業(のちに『経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業』に改称)」に大学として申請した「行動力あるアジアグローバル人材の育成」が採択された。これは、学部教育、国際教育、

キャリア・サポートなど多彩な「学び」の要素の融合を図り、アジアの共生に貢献し、新たな価値を創造できる「行動力あるアジアグローバル人材」を育成することを目指したものである。

「アジア夢カレッジ―キャリア開発中国プログラム―」は、2015(H27)年度に、日本インターンシップ学会主催の榎本賞を受賞。2018(H30)年度には、文部科学省主催「インターンシップフォーラム:大学等におけるインターンシップ表彰」において優秀賞を受賞した。

インターンシップもその一つであるが、「体験学習に基づくキャリア教育」も、本学の教育の特色となっている。「アジア夢カレッジ―キャリア開発中国プログラム―」だけでなく、経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科、国際関係学部国際関係学科及び多文化コミュニケーション、都市創造学部都市創造学科においても学科独自の海外インターンシップを実施しており、職業観を涵養している。

海外でのインターンシップのみでなく、国内においても職業観の育成を目的として教育を行っており、2010(H22)年度には、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に、経営学部が申請した「インタビュー実践による人間基礎力の育成―4年一貫の学士課程教育とキャリア形成を接続する―」が選定された。

また、2014(H26)年度には、文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大」に、本学をはじめ7大学（幹事校:電気通信大学）が連携して申請した「広域多摩中小企業インターンシップ推進事業」が選定された。

(3) 問題点

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定及び公表について

各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していることを明示するために、カリキュラム・マップ（ツリー）を作成し、学部の全科目に科目ナンバリングを付与したが、それらを効果的な履修と連動させたさらなるシステムの構築を検討していく。

2. 教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程の編成について

教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設しているが、どの課程においても科目数が増大している傾向があり、2017(H29)年度から受講者が少ない科目は廃講・休講にしてコマ数をスリム化する措置を行ってきたが、今後さらにカリキュラムを精査して科目の必要性を再検討する必要がある。

また、一部の科目においてきめ細かい教育指導が行える環境を整えるために選考・抽選等による履修者制限を行っているが、学習意欲に応えるために、より多くの学生が希望の科目を履修できる方策を検討する。

3. 成績評価、単位認定及び学位授与について

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として、評価に関する取り決めを学則に掲載し、担当者はそれに基づいて厳粛な評価を行っている。今後、さらに正当性・公平性を高めるために、複数クラスを設けている科目のクラス間評価や、必修科目での成績分布

に関して精査していく。

4. 学習成果の把握及び評価について

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握する方法に関して、学生ポートフォリオ導入は、一部の教育プログラムに留まっている。個々人の修学年限ごとの習熟度を数値化して学習計画に活かす仕組み作りや、様々な課程におけるルーブリックを整備する等の仕組みづくりや学士力の達成度をより明確に示していく。

5. 教育課程の点検・評価について

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価に関しては、検討を行う会議体は存在しているものの、「学生意識・学習調査」、「授業改善のための学生アンケート」並びに「卒業時アンケート」など在学生を対象とした調査に拠るところが大きい。今後は、卒業生や企業・団体等を対象とするアンケートの利活用だけでなく、他大学の教員をはじめとする外部の有識者からの意見など、多方面からの情報収集に努める。

(4) 全体のまとめ

現状説明に記載したとおり、本学では、大学全体の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を策定し、これに基づいて各学部学科・大学院研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらは「多様な夢に挑戦し、アジアの未来に飛躍する人材を育成する」という本学の教育理念と、それを具現化した教育の基本方針（「国際社会で貢献できる有為な人材の育成」「人間性重視の教育」「新しい社会を創り出す創造力あふれる人材の育成」）を反映したものであり、本学のすべての教育課程は、ここに挙げた知識、技能、態度を体系的に修得し、学生一人ひとりの「個性値」を伸ばすために、講義、演習、実習を効果的に組み合わせて編成していることを適切に公表している。

科目の開設にあたっては、それらが各学位課程にふさわしく、その科目を配置することが教育課程において体系的な編成となっているかに留意しながら行っており、それらの成績評価や単位認定についても、本学の成績評価基準に基づき適切に行われている。大学院における学位論文の審査についても審査の客観性及び厳格性を保っている。

これらの教育課程の内容や方法が3つのポリシーに合致し、本学を卒業する学生が学位授与に値する能力を修得できているかどうかについては、学長を委員長とする自己点検・評価委員会と全学FD・SD委員会、さらにその傘下にある各部局FD・SD委員会を中心に、各学部カリキュラム委員会、教授会、各研究科委員会等において定期的に点検・評価を行っている。

学生の学習成果については、卒業予定者を対象とした「卒業時アンケート」を行い、そのデータを分析して結果を学内で共有している。また、在学時においては、TOEIC®、TOEFL®、中国語検定、フランス語検定などの受験を義務付け、その成果を把握するとともに到達指標を学生自身にも認識させている。また、留学の成果を測定する本学独自の取り組みとして「グローバル・ビジネスリテラシー・アセスメントシステム(My Befor-Afterシート)」を開発し、学生の行動特性や成長のレベルを数値化して、そのスコアをキャリア

カウンセリングにも役立てている。

今後は、カリキュラム・マップ（ツリー）や科目ナンバリング等を効果的に活用し、学生ポートフォリオや学士力に関するルーブリックの整備も含め、学士力の達成度をより明確に示す仕組み作りが必要である。また、各課程を点検し、学生の学習成果を把握するための情報リサーチについても、産業界など外部の有識者からの客観的評価が不足しており、その必要性を感じている。

本学は、自己点検・評価委員会や全学 FD・SD 委員会によって課題の解決策を検討するとともに、「亜細亜大学中長期計画 ―アジア未来マップ 2025― 第2期3カ年中期行動計画（2019年度・2021年度）」で掲げられた学習環境・支援施策の具体的取り組みを実行することで問題の解決を図っていききたい（資料 1-2）。同計画の中で掲げられた教育課程・学習成果に関する取り組み課題は次のとおりである。

第2期3カ年中期行動計画（2019年度～2021年度）の取り組み課題

○3つのポリシーの検証とアセスメント・ポリシーの策定

- ・アセスメント・ポリシーの策定に際しては、学修成果目標の可視化を行う。
- ・内部質保証体制を実質的に構築し、3つのポリシーに沿った PDCA を展開する。

○教育活動の質の向上

- ・成績指標 GPA の実態検証を行い、学修成果を高める支援体制を整える。
- ・「教育の亜細亜」として、一人ひとりの学生の取り組みと成長を把握し、初年次教育、留学、アクティブ・ラーニングの充実化により教育効果を増進する。
- ・全学部3・4年生の演習（ゼミ）必修化。

○キャリア教育の推進

- ・キャリア教育の充実及びキャリア支援強化により進路決定率 90%を目指す。
- ・キャリア教育の充実のため、社会人基礎力の育成を一層強化する。

○学修支援・相談体制の一層の充実

- ・退学率の全国平均以下を達成する。
- ・学長・学部長による表彰制度を充実させる。
- ・キャリア教育を徹底し、進路決定率 90%超を実現するための全学体制を整備する。
- ・メンター制度や SA 制度の体制を構築し、学修支援の改善に努める。
- ・障がい学生学修支援室の充実化を図り、支援室をダイバーシティ推進拠点とする。

2018(H30)年度には、「教育の亜細亜」として、2020(R2)年度から1コマ105分、半期13週の導入を目指し、検討が始まった。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムの精査を進め、開講科目数のスリム化を図る。

以上のことから、本学の教育課程・学習成果に関する取り組みは、大学基準と照合し、おおむね適切であると考えられる。

第5章 学生の受入れ

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
 評価の視点2：学生の受け入れ方針の設定

本学では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を設定し、各学部学科・研究科ごとに本学ホームページ、大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」、入学試験要項などで広く社会に公表をしている。また、選抜方法や配点などの判定方法を、入学試験要項において明示している（資料1-16、5-1【ウェブ】、5-2）。

学生の受け入れ方針では、各学部学科・研究科が必要と考える能力や高等学校等での学習歴を記述するとともに、一般入試、推薦入試、留学生入試等の入試区分ごとに求める学生像を示している。

障がいのある学生については、すべての学生に等しく教育機会を保障するために、「障がい学生修学支援に関する基本方針」を明示するとともに、「障がい学生修学支援連絡協議会規程」及び「障がい学生修学支援ガイドライン」を本学ホームページで公表している（資料5-3【ウェブ】）。

以上、公表方法は電子媒体や紙媒体により広く周知する工夫に努めており、適切に行っているが、学生の受け入れ方針に関して、入学者に求める水準の判定方法の具体的記載がなされていない課題が残っている。

点検・評価項目2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
 評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
 評価の視点3：公正な入学者選抜の実施
 評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学の入学者選抜は、「亜細亜学園入学者選抜規程」、「亜細亜学園入学試験本部規程」、「亜細亜学園入学試験委員会規程」並びに「大学院入学試験委員会規程」に基づき、学園の学生募集並びに入学者選抜に関する諸計画の策定及びその実施についての最高意思決

5. 学生の受入れ

定機関となる入学試験本部会と、入試政策に基づく具体的な入試制度及び実施方法を、全般的ないし個別的に検討、立案し、これを実施する入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）において全学的に情報を共有しながら公正・適切に行っている（資料 5-4、5-5、5-6、5-7）。

学生募集にあたっては、学生の受け入れ方針に基づいて入試制度や試験科目を設定し、本学ホームページ、大学案内、その他新聞や雑誌、インターネットを利用して幅広く周知している。大学院の学生募集については、学部同様の手段を用いて周知しているほか、学部学生を対象に本学広報紙「広報アジア」において周知し、さらには中国でもソーシャルネットワークサービスを用いて周知している。

具体的な入学試験の制度としては、学部の入試においては主として学力試験で合否を判定する一般入試（学科別）、センター試験利用入試（1 教科型、2 教科型、3 教科型）、全学統一入試：前期（2 教科型、3 教科型）、全学統一入試：中期（2 教科型、3 教科型）、全学統一入試：後期（2 教科型）と、多面的な評価で合否を判定する指定校推薦入試、公募推薦入試、AO 入試、ホスピタリティ推薦入試、スポーツ・ホスピタリティ推薦入試、グローバル人材育成入試、一芸一能推薦入試、特別推薦入試、スポーツ推薦入試、社会人入試、帰国生入試、留学生入試を実施している。これら、さまざまな能力を評価する各種入試制度を設定するとともに、全学統一入試：前期では本学会場を含む全国 19 の会場を、全学統一入試：中期においては本学を含む首都圏 4 会場を設けて遠方の受験者でも受験しやすいように配慮している。

大学院においても、一般試験、外国人留学生試験、社会人試験を 1 期と 2 期とに時期を分けて実施することで、さまざまな能力を評価するとともに受験者に広く受験機会を与えている。優秀な本学学部学生の大学院進学希望者に対しては、推薦試験を 1 期と 2 期とに時期を分けて実施することで、受験機会を広げるほか、4 年次に大学院の講義科目を履修することができる早期履修制度を設けている。アジア・国際経営戦略研究科においては、渡日前の海外居住者が受験のために来日することなく受験できるように海外選考入学試験も実施している。また、同研究科では、外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、学年暦の異なる海外の指定した大学から、円滑な進学を実現するため、9 月入学の推薦試験制度を設けている。指定大学については、設定の透明性を確保するため、毎年度大学院入学試験委員会に諮り、決定している。

入学者選抜に関しては、一般入試においては学力試験の得点に基づいて判定し、推薦入試や AO 入試などで書類審査を実施する場合は、毎年度各学部で点検をした書類審査基準に則って評価が行われる。また、面接試験においても、客観的な評価ができるように面接官は必ず 2 人以上として、面接評価票に基づき評価を行っている。以上のように、入学者選抜は公正に実施されている。

障がいのある学生については、入学試験の実施において、先に述べた「障がい学生修学支援連絡協議会規程」に則って、他の受験生と公平な試験を実施するために大学入試センター試験の受験に関する特別配慮に準じて、受験者の意向を確認しながら合理的な配慮に基づいた公平な入学者選抜を実施している。

入試の出題については、年度初めに選任された出題委員により作問され、複数回の校正作業を経たのち、試験当日も出題者による確認作業を行っている。また、学部において

5. 学生の受入れ

は、適正な業務委託契約を結んだ外部機関が公募推薦入試の基礎テスト（英語・国語）、一般入試（学科別）及び全学統一入試：前期・中期・後期の英語と国語の問題について、試験実施直後に問題チェックを実施し、チェック内容は出題者が翌日に確認して出題ミスによる合否判定への影響が起らないようにチェック体制を整えている。

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

定員管理については、毎年、過去の入学試験結果における手続率や在籍学生数を踏まえて、全学部長がメンバーとなっている常勤理事会及び入試本部会で方針が示され、入試委員会を通じて各学部周知される。各学部は入学者数及び在籍学生数が入学定員・収容定員と比して大きな差異を生じないように、教授会において合否判定を実施しており適正に管理されている。

各学部は教授会に諮る前に、入試委員と学部執行部が過去の判定結果と手続状況のデータに基づいて入念な打合せを行い、経済学部や法学部においては学部内で選ばれている入試検討委員会で検討し、教授会へ判定案を提案している。

本学における過去 5 年 [2014(H26)年度～2018(H30)年度] の「入学定員充足率」と「収容定員充足率」は、別表に示した通りである（大学基礎データ表 2、大学基礎データ表 2）。

学部における 2018(H30)年の入学定員充足率は 1.11 であり、入学定員充足率の 5 年間の平均は 1.12 である。入学定員管理の厳格化を進めてきているため、超過率は年々減少している。また、学部ごとに見ても、2016(H28)年度までは 1.2 倍台になった学部があったが、2017(H29)年度以降については全学部とも 1.1 倍台に抑えられている。

入試制度別に見ると、設定している入学定員に対して、推薦入試及びスポーツ・課外活動入試などの入学者割合が高くなっており、入学定員設定の妥当性を含めて検討する必要がある。

2018(H30)年の編入学定員に対する編入学定員充足率は経営学部で 0.50 であり、5 年間の平均では 0.92 であることを見ても、編入学者が減少している状況である。2017(H29)年度までは併設短期大学からの編入学者が一定数いたが、短期大学の廃止により編入学者が減少した。海外大学や国内短期大学との提携関係を構築しているが、定員を満たしていない状況が 3 年続いている。都市創造学部は 2018(H30)年度に初めての募集を行ったが、志願者はいなかった。

2018(H30)年の収容定員充足率は 1.14 であり、入学定員充足率よりは高い数値となっている。これは、過去の入学定員充足率に影響を受けたもので、より一層入学定員管理を厳格に行っていくことが必要である。

大学院全体の 2018(H30)年の入学定員充足率は 0.42 となっている。アジア・国際経営戦略研究科においては他研究科と比較して高い充足率であるが、経済学研究科と法学研究

科はそれぞれ 0.33 と 0.38 で、大学基準協会の示す収容定員基準を満たしてはいるものの、いずれについても低い状態である。

**点検・評価項目 4：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の入学者選抜については入試委員会が入試に関する政策、制度等について、全般的にあるいは個別的に検討、立案し、入試本部会の承認を経て、これを実施することになっている。毎年、志願動向や全体的な入試動向及び競合他大学の状況だけでなく、本学志願者の他大学との併願状況などを把握するために、予備校関係者などの外部講師を招いて、学内教職員対象に勉強会を開催し、これらの情報や実施結果をもとに、入試委員会及び教授会で入試制度変更の必要性を検討しており、適切に定期的な点検・評価に基づく改善・向上活動を実施している。

各学部から提案された変更案は、入試委員会で全体的な調整の必要性を含めて検討し、入試本部会の審議で決定される。

大学院においては、各研究科において入試に関する政策、制度等の点検・評価を毎年度行い、その変更案に基づき、大学院入学試験委員会において全体的な調整の必要性を検討し、学部同様に入試本部会の審議で決定される。

今後の入試制度改革に関しては、入学者選抜の適切性をより具体的に検証するために、IR 部門と連携して、客観的データに基づいた検討を行っていく。

（2）長所・特色

本学の入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するために、多様な入試制度を工夫して実施している。また、毎年の入学予定者数は、常勤理事会及び入試本部会で決定されて入試委員会に提示され、各学部にも周知される。合否判定にあたっては、入試課から過去の手続率等の統計データを各学部へ提供し、各学部は、示された目標に合わせるために入試委員と学部執行部で綿密な検討を重ねて、教授会の審議により適切な判定を実施している。

障がいのある学生の受入れに関して、障がい学生修学支援の基本方針に基づき、障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図ることを目的として、学長を議長とする障がい学生修学支援連絡協議会を設置している。同連絡協議会では、入学試験での特別措置に関する対応から入学後の授業、学生生活、就職活動に関する相談や対応及び学内での啓発活動に関する事項までを総合的に協議決定する。これらに基づき、入学に際しての具体的対応としては、入学予定者と学部の担当教員及び関連事務部門担当者が、入学後に必要と思われる事項について協議して合意形成を行っている。また、入学後は、専任職員を配置した障がい学生修学支援室を中心として学生サポートにあたっている。

学部の入試においては、全国 19 カ所の試験会場を設けて受験者の利便性を高めることで、多様な学生の受け入れを図っている。

受験情報の開示に関しては、大学案内「亜細亜大学 Guide Book 2019」において志願者数・合格者数・倍率だけでなく、一般入試については合格最低点も公表している（資料 1-16）。また、過去問題についても Web ページにおいて一般入試等の問題と解答を公表して、受験生の受験しやすい環境作りに配慮している（資料 5-8）。

（3）問題点

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいて学生の受け入れ方針を設定し、広く公表しているが、学生の受け入れ方針において、入学者に求める水準の判定方法の具体的な記述がなされていない。「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン〔中央教育審議会大学分科会大学教育部会、平成 28 年 3 月 31 日〕で示されている方針に基づいて求める学生像をより具体的に示すとともに、その評価方法も明示できるよう、詳細な検討を進めていく。

高大接続改革にかかわる入試制度改革については、入試本部会のもとに入試改革検討会議を設置し、2020(R2)年度へ向けた方向性をまとめることができた。しかし、主体性評価の具体策は検討の途中であり、2022(R4)年度から施行される高等学校学習指導要領に関する入試改革についても、これから検討を始める段階である。いずれについても重要な問題であるため、全学的な課題として取り組んでいく。

次に定員管理に関して、入学定員充足率を下げるべく、入試本部会での決定のもと、各学部では慎重な判定を行っている。そして、入学定員充足率（大学合計）は年々減少しているものの、2018(H30)年度入試においても大学全体で 1.11 倍となっており、引き続き入学定員の適正化に向けて減少させるべく検討を進めている。

経営学部の編入学定員については、編入学者数が漸減傾向であり、2016(H28)年度以降は定員未充足になっている。海外大学との提携や短期大学との指定校関係の構築など、対策をとってはいるものの打開できておらず、さらなる検討が必要である。都市創造学部においても募集初年度には志願者がいない状況であり、両学部ともに定員の在り方を含めた議論を進める必要がある。

収容定員充足率（大学合計）は、入学定員超過率を減少させてきたことによって低減してきているが、入学定員管理をより一層厳格に実施し、収容定員充足率を減少させていかなければならない。

大学院においては経済学研究科と法学研究科の定員充足率が低い。両研究科の入学者が共通分野（租税法）に偏重しており、これは博士後期課程在籍者が不在の要因でもある。また、アジア・国際経営戦略研究科においては定員をほぼ充足しているものの、当初想定していた社会人学生の入学が少なく、学生のほとんどが外国人留学生で占められている（資料 5-9）。また、本学学部学生のために早期履修制度や学内推薦制度を設けているものの、学内進学者が少ないことも各研究科に共通する課題である。これら、大学院に関する問題を解決するために、大学院の改善に向けた検討を 2018(H30)年度に開始している。

(4) 全体のまとめ

本学は、学生の受け入れに関し、大学基準に照らしておおむね適切に運用されていると考える。そして、定員管理については、学部の充足率は年度ごとの改善努力が成果として現れてきているが、大学院の未充足については一層の努力を要する点であり、大学院の将来構想として、大学院の課題解決に向けた検討を開始している。

入学者選抜に関しては、学生の受け入れ方針に基づき、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定するために、これまでも多様な入試方式を工夫して実施しているが、現在、高大接続改革に対応した入試改革を進行させているところである。そこでは、改革の主旨に沿って入試制度を設計するとともに、入学者選抜を単体として考えることなく、高等学校と大学との教育接続において効果的な選抜となることが求められている。初等・中等教育で育まれる学力の3要素を適切に判定する多面的な評価方法の開発に取り組んでいくと同時に、入学試験から入学までの学習を途切れさせないための入学前教育についても有効な方法について検討を開始している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学では、大学のミッション「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」及び「教育の基本方針」に掲げる人材育成を実現するため、「求める教員像」、「亜細亜大学における教育職員採用方針」、及び「教員組織の編制方針」を定めている（資料6-1【ウェブ】、6-2、6-3）。

こうした方針に基づき、各学部・研究科においても、「求める教員像」、「教員組織の編制方針」を定め、教員それぞれの専門性、教育に対する姿勢などを、採用にあたって書類審査、模擬授業、面接等を通じ、確認している。具体的には、上述の「求める教員像」、「亜細亜大学における教育職員採用方針」、及び「教員組織の編制方針」に沿った教員組織を構成するうえで必要となる教員の能力・資質を保証するため、「教員資格審査規程」「亜細亜大学助教規程」「非常勤講師に関する規程」等を定め、次の5つの教員資格審査項目、すなわち①学歴、②職歴、③研究業績、④教育、研究、指導の能力、⑤人格、を掲げるとともに、教授、准教授、専任講師、助教、特任教員、客員教員、非常勤講師について、それぞれに必要な基準を設け教員の採用、昇格等に関する資格審査にあたっている（資料6-4、6-5、6-6）。

また、採用の選考過程においては、候補者に学部・研究科内における役職等による役割分担について説明を加えるとともに、各学部・研究科等では、年度初めに役割分担を教授会で審議し決定している。

研究科は、担当教員の資格について「大学院担当教員資格審査基準」を設け、専門分野に関する高度の教育研究上の指導能力を持つ者、すなわち①博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、②研究上の業績がこれに準ずると認められる者、③専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者、のいずれかを満たし、また、その能力、知識、経験の有無の審査基準を満たす者によって教員組織を編制している。（資料6-7）。

以上のことから、本学では、大学として求める教員像、教員組織の編制方針を明示し、各学部・研究科等では、それに基づいた教員組織の編制を適正に行っていると判断できる。

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

6. 教員・教員組織

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

大学全体及び学部・研究科の専任教員数は、大学基礎データ表1のとおりである。

各学部・研究科の専任教員数及び配置は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしているとともに、適正に配置されている。

各学部・研究科では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿った人材育成を実現するため、教員の年齢構成、職位、男女比、国籍（国際性）に配慮した教員組織の編制を目指している。

その結果、大学全体の教員の年齢構成については、専任教員年齢構成が示すように 60歳から 69歳（30.0%）、50歳から 59歳（31.2%）、40歳から 49歳（28.2%）、30歳から 39歳（9.4%）と、おおむねバランスの取れた年齢構成となっている（大学基礎データ表5）。

しかしながら、教員の国際性に配慮した外国籍の教員採用や女性教員の採用については、徐々に改善されているものの、専門領域においては必ずしも十分とは言えない状況にある（資料6-8）。

また、本学の学士課程における教養教育は、全学共通科目の円滑な運営を図るために必要な事項を協議することを目的に学部長会のもと、教務委員長、各学部の教務主任、共通教育委員等を構成員とする全学共通教育委員会を設置している。そのもとに全学共通教育の在り方を長期的な視点で検討するため、共通教育カリキュラム会議を置き、大学全体の教養教育のカリキュラムの抜本的見直し、カリキュラム原案の作成及び運営・調整を行っている（資料6-9）。

なお、専任教員の担当授業科目については、亜細亜学園就業規則第20条において週12時間と定め、教育と研究のバランスに配慮している。

この他に、教育研究の多様化に伴い、「亜細亜大学客員教員規程」「亜細亜大学特別任用教員に関する規程」等により、客員教員（研究上、特に必要と認め、期間を定めて嘱任する教員）、特別任用教員（教育の充実と多様化を図るために任期を定めて任用する教員）を加えて教員組織を編制するものとしている。その審査基準については、上述教員の基準に準じて設けている（資料6-10、6-11）。

以上のように、本学における教育研究活動を展開するための教員組織は、適切に編制されているものと判断できる。

点検・評価項目3：教員の募集・採用・昇格は適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規定の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

6. 教員・教員組織

本学では「教員資格審査規程」「亜細亜大学助教規程」「非常勤講師に関する規程」「亜細亜大学客員教員規程」「亜細亜大学特別任用教員に関する規程」等により、教員の資格をそれぞれ定めているが、さらに「教員資格審査規程運用基準」に教授、准教授、専任講師、助教、非常勤講師の採用及び昇格についての審査基準を定めている。また、大学院についても「大学院担当教員資格審査基準」を定めている（資料 6-7、6-12）。

募集については、「教員資格審査規程運用基準」に基づき、原則として公募制によって運用している。その際に、担当科目、教授、准教授、講師等の職位などを明記している（資料 6-17）。

専任教員の採用並びに昇格、各学部科目担当の客員教員、特別任用教員、非常勤講師の採用は、専門科目、全学共通科目のいずれについても、当該学部の教授会が審査にあっている。全学共通教育担当の専任教員の採用及び昇格については、所属している学部の教授会が審査機関となり、全学共通教育委員会と連携して審査を行っている。全学共通科目担当の非常勤講師については、全学共通教育委員会が審査機関となり審査を行っている。

上記いずれの機関においても、専任教員の採用、昇格、客員教員、特別任用教員等の採用にあたっては、3名以上の資格審査委員を定め、所定の手続きをもって審査にあたり、教授会等審査機関において審議している。

アジア研究所については、「アジア研究所人事委員会細則」を定め、アジア研究所長を委員長とするアジア研究所人事委員会が専任教員、客員教員の資格審査にあっている。

英語教育センターについては、「英語教育センター人事委員会細則」を定め、英語教育センター所長を委員長とする英語教育センター人事委員会が審査機関として英語ネイティブ教員（客員教員）の審査にあっている（資料 6-13、6-14）。

専任教員、非常勤講師の採用については、科目の担当者の退職、クラス数の増設によって不足が生じた場合、あるいは教育課程の変更に伴い、新規科目を開設する場合に行い、その必要性は各学部の教授会、全学共通教育委員会の議を経ることになっている。

なお、各学部の専任教員、客員教員並びに特別任用教員の採用は、定められた採用枠に従い、採用の必要性について学部長会の上を承認を得ることを不可欠としており、適切に実施している。

各学部の募集、審査等採用の手続きは、前述のとおりである。大学院担当教員については、基本的に学部と兼務しており、この手続きに従い採用された者についての担当資格を審査している。

全学共通教育担当専任教員の採用は、全学共通教育委員会から必要となる科目領域と担当者像について要望が提出され、採用予定者の所属すべき予定学部との調整を経て、採用案が学部長会に提案され審議・承認のうえ、募集活動を行っている。募集方法は、前述のとおりである。

各学部における教員の昇格手続については、当該候補者の申請意思を受けて、各学部長が教授会に対し提示するとともに、所定の資格審査委員会を組織して審査のうえ、昇格の可否が決定することになる。

以上のとおり、本学における教員の募集・採用・昇格の手続等は適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、FD・SD活動を円滑に行うため、2018(H30)年度から全学FD委員会を全学FD・SD委員会に、そのもとにある各部局FD委員会をFD・SD委員会とそれぞれ名称を改め、FD活動・SD活動を展開している。全学FD・SD委員会では、毎年、年度活動方針と年度計画を定めている。全学FD・SD委員会の主な活動は、FD・SDグループ研究（教職員の教育研究や業務に関する能力向上のため、教職員同士でグループを組織しFD活動・SD活動をするもの）の活動支援、外部講師等によるFD・SD研修会の開催、外部研修会への教職員の参加の奨励や成果報告会などを行っている。また、これらの活動について、学内で情報共有を図るため年3回発行する「FD・SDレター」に活動内容・成果をまとめて全教職員に配布している（資料2-4、2-5）。

2017(H29)年度のFD活動・SD活動の実績として、大学全体では、「授業改善のための学生アンケートのWeb化」を試行的に実施し、2018(H30)年度には、全面的に実施した。また、「カリキュラム・マップ（ツリー）作成のためのワークショップ」を開催し、各学部が作成した「カリキュラム・マップ（ツリー）」を入試説明会（高校教員対象）において公表した。また、主に学部単位で行われているFDグループ研究のうち、経営学部のFDグループ研究では、「学生の主体性を促進するためのカリキュラム・授業改善へのアプローチ」をテーマに能動的・主体性を促進しうる学びを講義で試行し、その効果と課題等の把握に努めている。

2018(H30)年度は、活動テーマを『教育の亜細亜』をめざすFD・SD活動～学生を生涯応援する大学づくりのために』と定め、次の項目を重点活動としている。

- A. 全学的なFD・SD研修を行う。
- B. 新任教員研修への参加要請と報告周知を進める。
- C. 授業改善のための学生アンケートをWeb化しその活用を行う。
- D. 研修・ワークショップ成果を活用する。
- E. 学習成果の可視化を進める。

これに基づき、各学部・研究科では活動方針を定め、活動結果を全学FD・SD委員会で報告、「FD・SDレター」に掲載し公表している。

さらに、前述したFDグループ研究を募集し、大学が経費を一部補助し奨励している。そのFDグループ活動結果は、年度末FD・SD研修会において報告を義務付けるとともに「FD・SDレター」で公表している。2018(H30)年度の全学FDグループ研究の申請件数は5グループである（資料2-5）。

また、専任教員の学術研究及び教育の向上を図るため、一定期間、研究に専念することができる特別研究奨励制度（サバティカル）、海外の大学・研究機関での研究に従事する

海外研究制度、この他に特別研究助成、東急教育研究奨励金、短期海外出張等の制度がある（資料 6-15、6-16、6-17、6-18）。

なお、これらの制度活用後は、研究成果の公表を義務づけており、研究内容の質を保証すべく、「研究期間終了後、1 年以内にレフリー付のジャーナル等外部へ投稿」を課すなど、研究対象ごとの基準を設けている。これらについては、「教務関係案内」において周知している（資料 6-19）。

この他に、本学では、学期ごとにそれぞれの授業について「授業改善のための学生アンケート」を実施し、その集計結果を「FD・SD レター」に掲載するなど、教員個々人の教育能力向上のために活用している。

毎年、専任教員の教育研究活動を大学として把握するために、教育研究活動の成果等の提出(登録)を求め、ホームページ等を通じ、社会に公表している（資料 6-20【ウェブ】）。

以上のように教育活動及び研究活動の支援を行い、教員の資質の向上及び教員組織の改善・向上に努めており、適切と判断できる。

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての検証は、カリキュラム・ポリシーの実現、教育方法の多様化、大学設置基準の定める教員数、年齢構成、性別、職位、研究分野、各学部バランス等に配慮した点検・評価を行うことにある。各学部等によるこれらに基づいた点検・評価は、退職者の補充に伴う採用人事の際にその適切性について検証を加えることとなる。学長の求めにより各学部等から提出された教員採用計画に基づき、学部長会での採用手続き開始の承認を経て、採用人事が行われており、教員組織の適切性について、点検・評価が行われることになっている。

また、本学の英語教育支援や海外派遣留学生に対する事前・事後の英語教育支援にあたっている客員教員数については、教育の効果に配慮したクラスサイズ、受講者数等その点検・評価結果に基づき、適正な教員数を配置するなど改善・向上に努めている(資料 6-21)。

以上のおり、教員組織については、「カリキュラム・ポリシー」、「教員組織の編制方針」の実現を念頭に置き、適切性について点検・評価が行われていると判断できる。

(2) 長所・特色

本学では、国際社会で活躍できる人材の育成のため、世界の共通言語である英語を話せる即戦力となる人材育成を目指して英語教育センターを設置し、大学設置基準教員数として算入されない 29 名の英語ネイティブ教員(客員教員)を配置しフレッシュマン・イングリッシュ (FE) を運営している点は、本学の教育理念・目的の実現に貢献している。

本学における FD・SD 活動は、大学の方針に基づき、組織的に実施され、教員の資質向上につながっている。

(3) 問題点

特になし

(4) 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的に基づき、大学及び各学部・研究科として求める教員像、教員組織の編制方針を明確に定めている。学生の入学定員・収容定員に応じた専任教員を適切に配置し、採用にあたっては、教育課程の専門性、職位、男女比、年齢構成に十分配慮している。これらを実現するため、採用時には、研究能力を審査することのみならず、模擬授業の実施により、教育の能力と実績を審査のうえ、採用している。併せて、教育研究の充実と多様化を図り、多様なニーズに応えるため、任期を定めた「客員教員」、「特別任用教員」を採用している。

また、昇格審査については、当該学部等において各種規程に基づき、昇格審査が適切・公正に運用されている。

第7章 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、理念・目的に基づき、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、さらには、教育の基本方針を定め、これらの方針に適う人材を育成するため、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」という3分野で学生支援を行っており、主に「修学支援」については教学センター、「生活支援」については学生センター、「進路支援」についてはキャリアセンターにおいて、学生支援を実現している（資料7-1）。

学生支援の具体的な内容については、「学生支援に関する方針」として、大学ホームページに公開している（資料7-2【ウェブ】）。その内容は以下の通りである。

＜学生支援に関する方針＞

本学は、学生の学力向上と自立を目指す支援を強化し、学生が有意義な学生生活を送ることができるよう、学習支援体制の充実と課外活動の活性化のための学習環境の整備を図ります。

1. 修学支援

- ・初年次教育のオリエンテーション・ゼミナールと2～4年生のゼミ教育を系統的に進める。
- ・学習支援・相談体制の充実を図る。

2. 生活支援

- ・課外活動等の活性化を進める。
- ・奨学金制度の充実を図る。
- ・快適で安全なキャンパス環境の整備を進める。

3. 進路支援

- ・インターンシップを進める。
- ・キャリア教育を推進する。
- ・就職指導を徹底する。

さらに、本学では、「障がい学生修学支援に関する基本方針」を別途定め、これについてもホームページで公開している。

＜障がい学生修学支援に関する基本方針＞

1. 本学における修学支援は、すべての学生に等しく教育機会を保障することを目的とし、学生一人ひとりが学修を円滑に進めることができるよう支援を行う。

2.障がいのある学生からの修学支援の要請に基づき、関係部署が緊密に連携、協力し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。

点検・評価項目 2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備について

本学では、武蔵野キャンパスの再開発計画がほぼ完了し、教室、学生食堂、学生ラウンジ、図書館、そして、学生生活・学習に直結する事務各部署の環境整備が完成しつつある。しかし、ハード面の整備だけで充実した教育が実現されるわけではない。「自助協力」を建学の精神に掲げる本学における教育の可否は、個々の学生に対し、個々の教職員がいかに丁寧な支援をなしうるか、また、学生同士がいかに相互的な支援をなしうるかにかかっていると考えている。この観点から、ソフト面での学生支援をさらに整備し、そして拡充を図るべく、現在、諸施策を実行に移しているところである。

2. 修学支援について

A. 導入教育について

a. 出会いの広場

新入生の大学生活に対する不安を早期に取り除き、着実に大学の授業についていけるようにするため、4月初旬に、経済学部、法学部、国際関係学部、都市創造学部においては、宿泊型の「出会いの広場」を実施している。また、経営学部は、宿泊を伴わないものの、キャンパス内で「出会いの広場」を実施している。

いずれの学部の「出会いの広場」でも、帰属意識の高揚を図ること、大学生活に慣れさせること、新入生同士や教職員・在学生と交流するために有効なプログラムが策定されている。具体的には、経済学部では、1日目に学内において、基礎学力調査をはじめ、図書館ガイダンスやキャリアガイダンスを行い、2日目からは1泊2日で合宿研修を行うという形式をとっている。また、法学部、国際関係学部、都市創造学部では、2泊3日寝食を共にする間、学部の紹介や履修方法などを理解するプログラムが組まれている。さらに、経営学部では、学部の紹介をはじめ、会社経営を通じ意思決定力を育成するマネジメント・シミュレーション・プログラムを教材にして実践的な導入教育を行っている。

なお、この「出会いの広場」は、1969(S44)年5月から実施され、教職員の指導のも

と、上級年次生の学生が補助学生として、新入生の指導にあたっており、そうした補助学生のコミュニケーション能力、リーダーシップの醸成にも多大な貢献をしている（資料 7-3）。

b. オリエンテーション・ゼミナール

「出会いの広場」は、4月の講義の開始前に3日間行われるものであるが、新入生が学生生活に慣れるためには、継続的な支援が必要である。そのため、全学部で「オリエンテーション・ゼミナール」という半期科目を設定し、初年次生の必修科目としている。この科目では、大学で必要な学習習慣を身につけるとともに、学習上の基本的なスキル（ワードやパワーポイント、大学メールの作法）について習熟させることなどを目的としている。また、15人程度の少人数に対するゼミ形式での指導を行い、一種のホームルームとして機能させている。さらに、経営学部では、社会人として活躍している卒業生を招き、大学時代に何を学んでおくべきかについて講演してもらうことにより、キャリア教育への導入も行っている。2018(H30)年度においては、「社会人デビューのための自分づくり」をテーマとし、後悔しない学生生活を送るために何をすべきかや、自分に合った企業の見つけ方について講演が行われた。

B. 留年者及び休・退学者への対応について

留年者及び休・退学者を出さないような方途としては、新入生の全学的な必修科目であるオリエンテーション・ゼミナールを通じて、出席状況を把握し、欠席の多い学生に対する連絡を取り面談などの措置をとっている。

このほかに、大学と父母が修学、生活上の情報の共有化を図り、一体となって一人ひとりの学生を支援することを目的として、年2回成績表の送付を行っている。また、1969(S44)年から夏季休暇期間中を中心として、父母会を全国各地で開催している。これらの活動を通じて、大学と父母が一体となって、学生の学業不振や退学に陥る原因等を早期に把握し、留年者及び休・退学者をも未然に防ぐよう努めている（資料 7-4）。

しかしながら、2017(H29)年度の休学者数は在籍者数の1%前後、また、退学者数は在籍者数の3%前後（除籍含む）に達している（資料 7-5）。休学理由は、心神耗弱、経済的事実であることが多く、1～2年間の休学後、退学に至るケースが多い。なお、退学理由は、学業不振、専門学校入学、就職であることが多い。

留年者に対しては、更なる留年、休学、退学につながらないよう、各学部の教員が面談をし、留年の原因を突き止め、その後の学習方法などの相談・指導を行っている。また、休・退学者については、学生生活課において全学生の面談を行い、その理由、学修状況や経済状況等を聴取し、詳細な状況把握、慰留に努めている。

なお、本学では1～2年生、2～3年生における2年間の修得単位が32単位未満の場合は除籍になる制度がある。この制度による除籍退学者数は、経営学部、経済学部、法学部の退学理由として最も多くなっている。

その対策としては、前年度の成績状況等に応じて、クラス主任による面談を全学部で実施している。そのうち、経済学部、法学部、国際関係学部、都市創造学部においては、年間の修得単位が19単位に満たない学生に対して、4月初めに学部執行部教員を中心に面談を行い、履修指導を実施している。また、必要な単位を修得できなかった除籍対象

者に対しては、3月に本人と保護者を交えた面談を行い、「正当な理由」があると認められた場合には、適切な履修指導を行ったうえで、在籍継続を認めている。

なお、経営学部においては、1年生後期始業直前と2年前期始業直前に、クラス主任による個別面談を実施し、修得単位不足による除籍となりそうな学生については、履修指導を実施している。この他、成績不振による除籍者には学部執行部が面接を行い、復学するための条件を説明し、1年後に復学希望があった学生を再び面接し、条件が満たされたかを確認し、教授会が復学判定を行っている。

C.障がいのある学生に対する修学支援

本学における障がい学生に対する支援活動は、2003(H15)年4月に1人の聾学生を受け入れたことを契機に始まり、当該聾学生が中心となり支援者（以下、ピア・サポーターという）の募集作業等を行っていた。支援を行う専門の部署がなかったため、授業に障がい学生担当者を配置し、ノートテイク等の支援者に対する講習を聾学生と共に行った。また、武蔵野市登録手話通訳者連絡会等に授業での手話通訳を依頼し情報保障を行い、さらに手話による専門用語表現を勉強する「手話表現研究会」の開催、前期と後期の終了時には意見交換会等を行うなど、より良い講義保障を行うべく努力してきた。しかし、当時は、障がい学生支援を包括的に行うような体制が存在していなかった。

そこで、本学では、障がい学生支援を積極的に進めるため、2014(H26)年4月に障がい学生修学支援に関する基本方針を定めるとともに、障がい学生修学支援ガイドラインを作成した。また、障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るために障がい学生修学支援連絡協議会規程を制定した。（資料7-6【ウェブ】、7-7【ウェブ】、7-8【ウェブ】）

また、2017(H29)年4月に、学生センター学生生活課に障がい学生修学支援室（以下支援室）を設置した。同支援室では、ピア・サポーターの募集、ノート・PCテイクへのマッチング、講習会の運営、支援学生の育成を主な業務として行っている。

2018(H30)年5月現在、障がい学生の在籍状況は、聾学生3人、盲学生1人、肢体不自由学生4人、発達障がい学生4人、精神障害学生2人、以上の計14人である。また、これらの障がい学生を支援するピア・サポーターの登録者は61人である。

聾学生に対する情報保障支援は、武蔵野市登録手話通訳者連絡会と小金井市登録手話通訳者連絡会の協力を得て手話通訳を行い、またピア・サポーターの協力を得てノートテイクを行っている。フランス語については、クラスにおけるノートテイク及び過年度履修済の上級生による授業支援を行っている。さらに、教科書データの点字化、授業時に配布されるレジュメの事前入手、表やグラフ、イラストや写真等の点字化が出来ない情報の言語化を行っている。

こうした障がい学生支援活動の状況について、これに携わる関係者間で共有し、理解を図るため、年2回、手話通訳者、聾学生、関係教職員の三者による意見交換会「手話通訳者との意見交換会」を実施している。この会議では、支援全般にわたる率直な意見交換を通じて意思の疎通に努めると同時に、より良い情報保障のあり方について議論を交わしている。

障がい者を取り巻く社会的環境や障がい者に対する理解、関心を高めるために、正課

授業において「手話入門Ⅰ・Ⅱ」を開設している。また、聾学生に対して配慮が望まれる事柄について、聾学生の声をまとめた「聾学生サポートガイド」を授業科目担当の全教員に配布している（資料 7-9）。同様に、盲学生版「視覚障がい学生（全盲）への配慮のお願い」も作成し、履修科目担当教員へ配布することによって、視覚障がいに関する理解を深められるよう努めている（資料 7-10）。

D.外国人留学生に対する修学支援

国内の大学、日本語学校等を経て入学する外国人留学生は、日本人学生と同様の履修ガイダンスの他、編入留学生には別途履修ガイダンスを実施して、各自の希望に沿った学習計画ができるようアドバイスを行っている。また、各人の日本語レベルに合った日本語授業が受講できるよう「日本語プレースメントテスト」を入学直後に実施するとともに、共同学位プログラムにより 3 年生から来日する編入留学生や本学協定校から来日する交換留学生には情報オリエンテーション、図書館ガイダンスを別途に実施して、自学自習のための講座を提供している。

E.体育会系学生に対する修学支援

現在、一部の体育会系学生が大会への参加などの理由から、十分に授業に出席できない状況が見受けられる。そうした場合に、補講などの措置が取られているが、他の学生との公平性、担当教員の負担増加といった問題を抱えている。こうした大会の実施期間は、単独の大学で決定できるものではないが、体育会系の学生であっても、学業とスポーツの両立は実現されなければならないことであるから、学内的に可能な範囲の支援の範囲を見極め、実施団体と話し合いを進めている。その際、サポートが円滑かつ実効的になされるよう、学生センター内に設置されているスポーツ振興課が中心となって学生への指導や周知などを行っている。

F.派遣留学生に対する修学支援

授業期間中に 5 カ月超の派遣留学プログラムに参加する日本人留学生は毎年 400 人を超え、長期休暇中の短期 1 カ月程度の留学プログラムへの参加学生も 100 人を超えている。そのため、単位修得のための留学前の勉強への助言や帰国後の取り組み方などの情報提供をすることが極めて重要である。慣れない海外で生活を始めるにあたり、事前研修によって十分な情報を提供し、留学生生活を理解してもらうことが、安全、健康の観点からも不可欠である。

そのため、過去 30 年を超える海外派遣留学制度の運用から得られたノウハウをハンドブックとして取りまとめ、事前研修で活用している。そのポイントとしては、プログラムにより内容は異なるものの、留学目標を立て計画的な勉学と活動、異文化理解、危機管理、健康管理、金銭の扱いなどについて、4～6 回の事前研修で丁寧に説明して理解を促進している。

帰国後は、履修ガイダンスをはじめ各種課程ガイダンスを行い、学修を含めた日本での生活へ円滑に復帰するための帰国後オリエンテーションを行っている。

3. 学生の生活支援

A. 奨学金による経済的支援制度

経済的支援を図るための制度として、日本学生支援機構奨学金制度がある。本学における「第一種奨学金（無利子・貸与）」と「第二種奨学金（有利子・貸与）」を合わせた貸与状況は、近年、日本人学生総数の約 40%となっている。

また、本学独自に実施している奨学金制度としては、学力の優秀な学生あるいは特定の分野で優れた能力を有する学生に対して給付するものと、学費支弁が困難な学生が学業を続けられるように給付するものとの二種に大別される。

前者には、入学試験成績上位者に対して入学金・授業料を免除する「特待生奨学金」、学力・人物・健康共に優れた 2 年生以上の在学学生 139 人に対して年額 10 万円を給付する「亜細亜学園奨学金」、在学学生 39 人に対して年額 8 万円を支給する「東急奨学金（一般学生）」、在学学生 27 人に対して年額 10 万円を給付する同窓会からの「青々会奨学金」がある。そのほかに、「亜細亜大学派遣留学プログラム奨学金」も設けられている。

後者（給付型）には、家計支持者の死亡等の理由により家計が逼迫し、学業継続が困難になっている学業優秀者に対して、授業料の免除と年額 30 万円を限度として給付する「太田奨学基金育英奨学金」がある。また、同様に、学業継続が困難になっているものの、学業の優秀者であることを要件とされていない年額 36 万円を限度額とする「亜細亜学園後援会奨学金」がある。

外国人留学生に対する奨学金制度としては、人物、成績共に優秀な私費外国人留学生 14 人に対して授業料相当額を給付する「亜細亜学園私費外国人留学生奨学金」がある。また、同じく外国人留学生 7 人に対して年額 15 万円を給付する「東急奨学金（外国人留学生）」及び 6 件の「冠留学生奨学金」がある（資料 7-11）。そして、一定の条件を満たす私費外国人留学生を対象に授業料減免によって経済的支援を行っている。

また、「ASEAN 諸国留学生奨学金」制度は、2016(H28)年度に制度化され、2018 (H30) 年度入学の 3 期生までで 24 人の受入を行っている。ASEAN 諸国の高校新卒者及び卒業後 1 年未満の者を対象に募集を行って、高等学校の成績と日本語能力が優秀な学生を書類選考した上で、各諸国の現地で面接試験を実施して候補者を選定し、留学生別科 1 年間、学部 4 年間の合計 5 年間の学費相当を奨学金として給付するものである（資料 7-12）。

B. 奨学金以外による経済的支援制度

万が一の怪我や病気に備えるために「亜細亜学園学生健康保険互助組合」がある。これは、学生の「相互扶助」によって成り立っている制度であり、学生が基金を「組合費」という形で拠出し、病気やケガで通院した場合、保険診療で自己負担となる 30%（ただし歯科は対象外）の治療費を給付する制度である（資料 7-13【ウェブ】）。この制度を導入しているのは全国の国公立大学中、16 大学のみである。また、学生が教育研究中に受けた事故等に対応する保険として、「学生教育研究災害傷害保険」がある（資料 7-14【ウェブ】）。この保険では、後援会からの一部援助を受け大学で保険料を負担し、全学生を保険対象としている。このほか、上記の保険でカバーしきれない事故などに対応するための任意加入の制度として「学生総合補償制度」がある。

7. 学生支援

また、学生寮を低料金で提供することによって、学生の経済的支援を行っている。現在、大学キャンパス近隣に男子寮が1寮と女子寮が2寮、合計3つの学生寮を備えている。

C.心身の健康保持、増進及び安全・衛生への配慮

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生に対する配慮については、現在、カウンセリングセンターと保健室が相談業務にあたっている。

カウンセリングセンターでは、1972(S47)年開設以来、本学学生の人間的な成長・発達への心理的なサポートを行うことを目的に、学生生活を送るうえでのあらゆる相談（学生カウンセリング、コンサルテーション、連携・調整）について専門カウンセラー（専任2名、非常勤2名）が対応している。また、カウンセリングセンターは、学生支援に関する講演会や研修会（年3回）を企画、実施している（資料7-15）。

保健室では、健康相談・健康増進について、2名の常勤看護師と2名の非常勤看護師（交代制）が随時相談に応じているほか、毎週1回学校医が定期的に来校し、健康相談を行っている。2017(H29)年度の定期健康診断の受診者は6,341人（受診率91.7%）であり、2017(H29)年度の保健室利用件数は延べ1,815件である。学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生についての普及活動としては、大学広報紙「広報アジア」等を利用した広報活動を行っている。また、上級救命講習会を実施し、一人でも多くの学生が緊急時の初期対応ができるよう推進している。さらに、緊急時の対応マニュアルを作成し、学生はじめ、学内関係者に周知しているほか、緊急時に使用するAED（自動体外式除動器）、搬送用ストレッチャー、リクライニング式車椅子などの備品を揃え、対応できる態勢を整えている。

さらに、カウンセリングセンターと保健室では、心身の健康保持の観点から日頃より学生支援のための連携を密にするとともに、新入生を対象とするオリエンテーションを合同で実施するなど、カウンセリングセンターと保健室との連携を深めながら学生支援を進めている（資料7-16）。

D.ハラスメント防止のための措置

本学では、ハラスメント防止のための措置として、本学におけるハラスメント防止ガイドラインに相当する「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を1999(H11)年4月に制定し、ハラスメントを性的なものに限らず、いかなるハラスメント行為をも許容しないという趣旨を明らかにするため、この規程を、「ハラスメントの防止等に関する規程」を2009(H21)年10月に改定して今日に至っている（資料7-17）。

また、教学センターや学生センターにハラスメント相談窓口を設置し、相談体制を整備している。

さらに、学生、教職員へのハラスメントに関する理解を深めてもらうため、ホームページでそのガイドラインを公表するとともに、「STUDENT DIARY〈学生手帳〉」（新入生対象、上級年次生には希望者に配布）にも説明文を掲載し、周知、啓発を行っている（資料7-18【ウェブ】）。

現在は、下記の体制でハラスメント防止及び紛争解決に努めている。

- a.ハラスメント防止委員会：ハラスメントの防止、調査、救済を統括
- b.ハラスメント調査委員会：ハラスメントによる紛争の調停等を担当
- c.ハラスメント相談員：ハラスメントの相談に対応

以上の施策により、快適な教育、研究、学習、および職場環境を整備している。

E.外国人留学生に対する生活支援

海外から渡航してくる編入生、交換生、委託生の来日には、予め指定した渡航日に空港で出迎え、バスで大学キャンパスに誘導した上で、斡旋した学生寮等に入居させている。その後、居住する市役所への住民登録や国民健康保険の加入手続き、銀行口座開設の手続きを職員が同行して行っている。そして在学中も、学生寮の紹介や市内の賃貸住居の連帯保証、勤務実績のあるアルバイト情報の掲示を行うなど、安心して生活できる環境が得られるよう国際交流センターの窓口で常時対応をしている。

入学後には、外国人留学生オリエンテーションを開催し、留学生に対し学生生活全般について情報提供を行っている。このオリエンテーションでは、1998(H10)年度に作成し今年で第21版となる「留学生ガイドブック〈出会い〉」を活用して、日本での安全管理・生活、在留資格、授業料減免・奨学金、日本での就職活動、卒業時の手続き、学生交流、Q&A、学生の権利と責任など、広範に留学生活の解説をして、日本での生活不安を解消させている（資料 7-19）。

また、2018(H30)年度から民間の賃貸居住物件を契約し、母国の所得の関係で十分な生活費が得られない ASEAN 諸国からの留学生のために「国際シェアハウス」として運営を始めた。この宿舎は、「ASEAN 諸国留学生奨学金」の奨学生及び一般入学の ASEAN 諸国の留学生から選考して採用された者が、2年間の家賃の支援（「国際シェアハウス寮費支援奨学金」）を受けて居住できるものである。日本人学生も有償で入居でき、今後一部の居室で留学生とのルームシェアを行う計画である。

4. 学生の進路支援

A.進路選択にかかわる指導・ガイダンスの実施

本学では、「入学時のガイダンス等の導入プログラムから、学生の適性、興味・関心などを踏まえ、履修指導等において、きめ細かい指導・助言が行われるよう職業指導（キャリアガイダンス）の充実に努めることが必要である。」という設置基準の考えに基づき、キャリア支援を行っている。

進路選択にかかわる指導・ガイダンスの実施等については、教育課程内及び教育課程外の両面から取り組んでいる。「教育課程内の取り組み」では、キャリア関連科目として、「人生と進路選択」「キャリア・インターンシップ」「キャリアデザイン」を全学的に開講している。これらの授業科目を通じ、人生における職業とのかかわりを総合的に理解し、目的意識を明確に持つために、学生の職業観の醸成に取り組んでいる。

「教育課程外の取り組み」では、学生の社会的・職業的自立を図るためにキャンパス中央に「キャリアセンター」を配置し、キャリア形成支援、就職支援の二つの柱で入学から卒業まで一貫した進路支援を行っている。キャリアセンターにおける具体的取り組みは、主に以下のとおりである。

a. 入学直後の新入生ガイダンスの実施

将来の進路を考え大学4年間をどのように過ごすかが重要である旨をキャリアセンター職員が説明し、職業意識の高揚を図っている。

b. キャリア教育の実施

1、2年生を対象に、「キャリアデザインガイド1・2」（本学が開発）を教材として活用し、職業意識の涵養を目的としたガイダンスを実施している。また、3、4年生には、「キャリアデザインガイド3」（本学が開発）を活用し、就職活動理解、選考試験対策、自己理解を目的としたガイダンスを行っている（資料7-20）。

c. 優良企業学内合同説明会の実施

卒業生が活躍している企業や業界内シェア上位企業等の担当者を招聘して、学内合同説明会を実施し、学生と学生にあまり知られていない企業とのマッチングを促進している。

d. 独自の就職支援システム「ACナビ（Asia University Career Navigation）」による就職関連情報の提供

Web上で進路登録することにより、学生個人のニーズにあった求人や企業説明会の案内が閲覧できるよう情報提供している。また、学生からの相談内容を蓄積し、個性が活かせるよう個別のサポートを強化している。

e. 課外講座の充実

資格取得講座やキャリアアップ講座の充実を図り、学生の主体的で多様なライフデザインを支援するとともに、学部補完教育としての教育効果を高めている。

f. 外国人留学生に対する就職支援

日本企業への就職希望が増加傾向にあるため、全学対象プログラムとは別に、日本の就職事情や就職活動準備の説明を中心とした、独自のガイダンス（全5回）を企画・開催するだけでなく、筆記試験対策、会社見学会、並びに企業説明会を学内外で実施している。さらには、専門カウンセラーによる個別面談も適宜実施している。

B. キャリア支援に関する組織体制の整備

教育課程内外を通じて、実効性のあるキャリア支援を行うため、4年一貫のキャリア形成並びに職業選択の支援に取り組み、卒業年次には自らの力で進路選択ができる学生を育成することを目的に、2005(H17)年1月に就職部からキャリアセンターに名称を変更した。また、2008(H20)年4月には、生涯学習センターを統合し、キャリア支援課と生涯学習課の二課からなるキャリアセンターを設置して、キャリア形成支援、就職支援を柱に、入学から卒業までの4年一貫した支援体制を整備した。

また、各学部教授会との連携を密にした進路支援を実現するため、キャリア委員会を設置している。キャリア委員会は、学長の指名によるキャリア委員長（教員）1名と各学部から選出されたキャリア委員（教員）1名、就職活動支援の事務局であるキャリアセンター部長及び課長で構成される。なお、本委員会は、1993(H5)年に設置された就職委員会が前身であるが、当初より学生の就職に関する課題として、教授会と事務部門で連携することが重要であるとの共通認識があり、今日に至っている（資料7-21）。

7. 学生支援

さらに、体育会系学生のキャリア支援のために、2017(H29)年にスポーツ審議会の下にスポーツ・キャリア推進チームを設置し、キャリアセンターと学生センタースポーツ振興課が連携し就職活動支援に積極的に取り組んでいる。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

本学では、学友会（学生自治会）と学園各部署の代表者によって構成される「連絡協議会」を年3回程度開催している。これにより、学友会と大学当局とは率直な意見交換を実現し、学生自治活動の支援及び課外活動環境の整備や福利厚生施設の充実を図っている。

また、学生センタースポーツ振興課が、特に体育会で活動する学生をサポートしている。例えば、大会出場等の事由により授業を欠席した場合にそなえ、科目担当教員と連絡を密にして、当該学生が学習において遅れをとることがないように配慮している。さらに、全国レベルの大会への出場を果たした学生たちを全学挙げて応援すべく、在学生と教職員が参加する壮行会などのイベントを随時開催している。

以上のとおり、本学における学生支援は、方針に基づき体制を整備し、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 学生支援の適切性に関する点検・評価

学生支援の適切性については、学生支援組織を通じて不断に点検及び評価を行っている。例えば、学生支援の事務局の中心となる学生センターの職員と各学部で選任された学生委員（教員）からなる学生委員会が、月に一度定例会を開催しており、学生支援の適切性について話し合っている。また、喫緊の問題が生じた場合には、同委員会が緊急に招集され、その問題の対応にあたることになっている。

また、キャリア委員会による月1回の定例会議の場においても、学生支援の適切性について議論されている。さらに、各学部教授会においても学生支援の適切性について話し合われている。

以上は、いずれも、教職員の側が学生支援の適切性を点検・評価するものであるが、学友会（学生自治会）と大学（学長をはじめとした教職員幹部）との意見交換を通じて、学生支援のあり方などを考える機会として「連絡協議会」を年3回実施している。

2. 改善・向上に向けた取り組み

A.障がいのある学生に対する修学支援

障がい学生修学支援室が、ピア・サポーター[2018(H30)年6月現在登録者61人]に対する講習会（年6回：前期4回、後期2回）を行い、彼らの育成に努めている。また、

正課授業においても「手話入門Ⅰ・Ⅱ」を開設し、実習を通じて学生への手話への理解、関心が高まってきている。この場でも、情報保障の重要性を訴え、ピア・サポーターへの登録を教員自身が促している。

また、聾学生の声をもとめた「聾学生サポートガイド」を全教員に配布しているため、聾学生が求める支援について教員の理解が深まり、それを踏まえてスムーズな授業運営が行われている。同様に、盲学生版「視覚障がい学生（全盲）への配慮のお願い」も作成し、履修科目担当教員へ配布し、支援体制を整備している（資料 7-9、7-10）。

B.心身の健康保持、増進及び安全・衛生への配慮

近年は、多様な問題を抱えた学生の入学が増加する傾向にあり、カウンセリングセンターでは、一人ひとりの学生のために、他部署（教学センター、キャリアセンター、国際交流センターなど）スタッフとの緊密な連携と協働を行っている。

C.ハラスメント防止のための措置

ハラスメント防止のための規程を整備すると共に年間を通じて研修会、講演会の実施している。また、相談員の研修会も実施しており、その実績は別表のとおりである（資料 7-22）。

D.進路選択にかかわる指導・ガイダンスの実施

キャリア委員に加え、キャリアセンター専任職員が各学部を担当することで、各学部の特色に基づいた教育との連携を図りながら企画を適時実施する体制を整備している。また、キャリア委員会による定例会議において、各学部で生じた課題や全学的な問題について話し合い、その改善や向上に向けた取り組みを推進している。

キャリアセンターが実施する全学的プログラムについては、全ての企画において学生アンケートを実施し、学生のニーズに応えるべく内容の改善に努めている。

以上のとおり、学生支援の適切性については、学生支援組織を通じ、不断に点検・評価を行い、改善・向上に努めており適切と判断できる。

（2）長所、特色

1. 学生支援全般について

A.導入教育の充実

新入生の大学生活へのスムーズな移行、学生及び教職員との出会いの促進などを主たる目的として、「出会いの広場」と称した3日間の大学行事を4月の講義開始前に実施している。実施後のアンケートでは、新入生の満足度は高い（資料 7-23）。

B.カウンセリングセンターの充実

学生生活を送る上でのあらゆる相談について、専任の専門カウンセラー2名のみならず、非常勤のカウンセラーも対応している。

また、近年の学生の質の変化に対応し、教職員が学生の成長を支援していくためには、さらに学生をより深く理解しようとする意識改革や関わり方を身に付けていくことが必

要となる。そこで「学生センター講演会（学生センター主催）」「事例から学ぶ学生支援研修会（学生生活課・人事課共催）」「テーマ別ワークショップ（カウンセリングセンター主催）」等、これまで実施してきた学生支援に関する研修会に連続性を持たせ、教職員が系統立てて研修を積み重ねていくことができるよう、「大学全体を母体とした教育活動の一環としての学生支援に関する研修」に位置づけることを目標に「亜細亜大学学生支援研修会」という制度を構築した（資料 7-15）。

C. 連絡協議会の実施

学友会（学生自治会）と大学執行部との意見交換の場として、「連絡協議会」を年 3 回実施している。この連絡協議会は、学友会と大学執行部が率直な意見交換を行い、密接な連携を保つため、双方の必要に応じて開催されるものであり 1950(S30)年代前半から今日に至るまで開催されている。

例えば、キャンパス施設・設備の整備・充実・拡充に関する、学生の目線からの要望が自治会執行部により提出され、学園側がこれに対応している。また、「出会いの広場」についても学生側からの希望が提示されるなど、学生代表と大学当局とが一体となって大学の改善に取り組む場となっている（資料 7-24）。

D. 「出会いの広場」における補助学生の育成について

「出会いの広場」は、新入生のための導入教育の場として機能するだけでなく、補助学生[2018(H30)年度全学で 268 人]の育成の場ともなっている。補助学生は、事前説明会と複数回の研修に参加した後、「出会いの広場」の運営に携わるとともに、新入生が大学生活へスムーズに適應できるようサポートを行っている。この事前研修と新入生へのサポート体験は、自分を育て、育った自分が新入生を育てるという体験学習サイクルとなり、チームビルディングやリーダーシップの育成を実現している。このように、「出会いの広場」を通じて、本学の建学精神である「自助協力」を実践する人材の養成がなされている。

2. 外国人留学生支援について

外国人留学生を支援する上で、多くの過去事例に基づいた適切な指導をワンストップで提供することを目的として国際交流センターに留学生支援課を設置している。

留学生支援課では、留学生各自の生活環境を把握しておく必要から、「留学生生活環境調査」を毎年実施している。これにより現状での生活状態の把握を行い、住居、アルバイトなどへの適切なアドバイスを行っている。提出後も住所等の記載事項の変更は随時届け出ることを義務付け、これにより急病等の緊急時にも対応し、場合によっては病院への帯同も行う。

また、1973(S48)年に設立された「留学生会」は、本学に在籍する外国人留学生全員がメンバーの親睦団体で、様々な活動を企画・実施しており、その活動を大学が後援、支援している。

留学生会が主催する主な行事は、4 月には「新入生歓迎会」、6 月には学生、地域住民を広く大学に招く「国際交流パーティー」で各国の料理を振る舞い、8 月には日本人学生と

共に山中湖での「国際交流キャンプ（宿泊）」での交流を大学として後援し、教職員も運営に携わっている。

そして、大学での学びを披露する一環として12月「留学生弁論大会」での後援と運営協力を行うなど、外国人留学生の様々な課外活動の支援を行っている。

3. 障がい学生支援について

2017(H29)年4月から障がい学生修学支援室を設置したことによって、ピア・サポーターの募集、ノート・PC テイクへのマッチング、講習会等が計画的に行われるようになった。この支援室が、学生たちの居場所となっているという効果も生まれている。聾・盲学生とピア・サポーターが、教室のみならず、授業の前後や昼食時に支援室に集い、コミュニケーションを取ることが可能となった。

また、障がい学生支援活動から生じる問題点を共有、議論するため、年2回、手話通訳者、聾学生、関係教職員の三者による意見交換会「手話通訳者との意見交換会」を実施している。

4. キャリア支援について

教育課程内に配置したキャリア関連科目とキャリアセンターが教育課程外で実施するキャリア支援プログラムが有機的な連携を図ることで、学生個々人のキャリア意識が高められる環境を整備している。

そのため、自己理解を促すアセスメントや職業適性検査を自主的に受ける学生が増加傾向にあり、社会人基礎力を構成する三つの能力を身につける機会を創出している。

さらには、インターンシップを教育課程内外の両面から推進し、学生の就業機会を増やすことで、自己理解の深化と職業観の形成、確立を図り、就職活動において、ミスマッチのない進路選択を目指している。

これらの取り組みが「価値ある大学2019年版（日経HR／2018年6月発行）」で評価され、企業人事から見たイメージがよい大学ランキングにおいて、①総合評価「57位」、②行動力（側面別ランキング）「2位」、③対人力（側面別ランキング）「5位」、④就職支援に熱心に取り組んでいる大学「8位」、という成果に結びついている（資料1-30）。

（3）問題点

1. 留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者及び休・退学者を減らす努力をしてきているものの、依然として横ばい傾向にある（大学基礎データ表6）。大学が入学を許可した学生に対しては責任をもって卒業させ社会に送り出すことが大学としての責務であり、減少させるための仕組みが必要である。

すでに行っている取り組みとして、科目の担当教員に履修者各人の出席状況の報告を求め、前述の父母会における面談資料としてそれを活用している。また、学部あるいは科目によっては、必修科目の出席状況を学部執行部あるいは科目担当責任者のもとに一括して管理し、欠席の多い学生については面談を実施して具体的な生活状況を把握するとともに、個別的な相談に応じるようにしている。引き続き、このようなきめ細かい学生対応をさらに充実させ、留年者及び休・退学者の減少に努める。

2. 障がいのある学生に対する修学支援

手話通訳については、武蔵野市登録手話通訳者連絡会、小金井市登録手話通訳者連絡会のボランティアによる協力を得て実施している。これらのボランティアは、全員が主婦であるため、曜日によっては、1時限目（9：00～10：30）と5時限目（16：10～17：40）の授業への支援が難しいことがある。また、2名で1時限90分を担当して頂くことになっているが、2名の確保ができず、支援科目として成立しない場合もある。

情報保障の点から、手話通訳者を確保できない場合には、必ずノートテイクを配置するようにしている。しかし、ゼミ・演習等、手話通訳者配置の方が望ましい授業形態があり、この様な授業には手話通訳者を確実に確保する方策を検討している。

3. 奨学金の経済的支援措置の適切性

我が国の18歳人口は1992(H4)年をピークに減少しているが、進学率の上昇に伴い日本学生支援機構奨学金貸与率は右肩上りで上昇している。本学においても同様に貸与者数は増加し、ここ7年間の日本人学生総数に対する貸与率は、ほぼ40%にも達している。現在の経済の低迷及び社会の格差の拡大という状況を鑑みると、根本的解決を大学単位ではかることは困難であるように思われるが、経済的困窮に陥っている学生の支援について、学生センター厚生課が中心となり、検討していく。

4. 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

A. キャリア関連科目の改善

本学では、全学のキャリア関連科目として、「人生と進路選択」、「キャリア・インターンシップ」、「キャリアデザイン」を開設している。「人生と進路選択」は履修者が多く、大教室での講義中心の形式になりがちであり、受講者一人ひとりに考えさせ、議論する機会を増やすなど改善の余地がある。

他方、「キャリア・インターンシップ」科目は履修者が少なく、就業体験の機会が十分活用されていない現状にある。今後は、「人生と進路選択」を「キャリアデザイン」に統合するとともに、「キャリア・インターンシップ」を拡充することで、教育効果の向上と履修者数の増加を図る。

B. 各種ガイダンスの参加率の改善

学生アンケートも参考に、必要な項目を網羅したガイダンスを実施しているが、参加者数が少ない企画もある。企業の新卒採用活動の動きは早期化しているため、学生の就職に対する意識を早い段階で喚起し、参加意欲を高める仕組みを整備し、具体案をキャリア委員会において協議し、実現を図る。

C. 学生のキャリアアップに資する課外講座の充実

学部の補完教育となるような課外講座を精査し、受講者数や資格取得率等の数値目標を設定し、目標達成に向けた環境整備が必要である。また、学生が受講しやすい方策について、特にコスト面から検証し、改善案をキャリア委員会において協議し、実現を図る。

る（資料 7-25【ウェブ】）。

（4）全体のまとめ

本学における学生支援は、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」という3分野に分かれて行われている。

修学支援については、まず導入教育の場としての「出会いの広場」により、新入生の大学生活に対する不安をあらかじめ取り除き、スムーズに大学での授業についていけるようにしている。また、新入生の必修科目であるオリエンテーション・ゼミナールにおいても、大学生としての学習習慣と学習上の基本的なスキルを身につけることにより、早期に大学生活に慣れることができることを目指している。

なお、「出会いの広場」においては、行事全体のサポート・運営に携わる補助学生の育成と成長が特筆に値するものとなっている。

留年者及び休・退学者への対応については、欠席の多い学生に対し個別面談を行うなど、できるかぎり細やかな対応をするようにしている。成績表を父母に送付するほか、各地で父母会を開催するのもその一環である。しかし、退学率を改善するために、より効果的な施策を実施することが求められている。

障がい学生に対する修学支援についても、さらなる充実を企図している。2017(H29)年には、学生センター学生生活課に障がい学生修学支援室が設置され、サポートの拠点として機能している。また、発達障がい等の精神障がい学生に対しては、同支援室とカウンセリングセンターの両組織が協働した形での支援体制が整いつつある。

外国人留学生ならびに本学からの派遣留学生の修学支援は、主として各種のオリエンテーションやガイダンスを通じて行っている。

次に、学生の生活支援については、奨学金やそれ以外の手段により経済的に支援しているほか、心身の健康保持、増進及び安全・衛生について、カウンセリングセンターと保健室が中心になって啓蒙と配慮を促している。

また、ハラスメント防止のため、「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定したほか、教学センターや学生センターにハラスメント相談窓口を設置するなどの措置を講じている。

学生の進路支援は、入学直後より、キャリアセンターが中心となってガイダンスや各種説明会をくりかえすとともに、授業でもキャリア教育を実践している。

さらに、以上の学生支援が適切に行われているかを点検するために、教職員によって組織される学生委員会とキャリア委員会、そして、教職員だけでなく学生の代表者も参画する連絡協議会が定期的で開催されている。

なお、体育会系の学生の活躍は本学の大きな特色であるが、このような学生の学習・生活全般にわたるサポートは、学生センター内に設けられたスポーツ振興課が担っている。本学としては、この点における整備をますます充実させ、学業とスポーツの両面で活躍する学生を増やす方針である。

また、学生支援の枠組み及び支援組織は、大学の理念・目的に基づき適切に設置されたものであるが、その運用については、入学する学生の傾向や実態に合わせ、組織全体で柔軟かつ迅速に対応していく必要がある。

以上のように、修学支援、生活支援、進路支援の3つの分野において、本学は制度と設

7. 学生支援

備の整備を進めている。そして、この制度と設備を十全に活かした本学独自の教育を実現するため、個々の教職員が学生個人の生活・学習・キャリアを大切に考える学風を維持していきたいと考えている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、学生の学修及び教員の教育研究活動が十分に行えるよう、教育研究環境の整備に関する方針を定め、大学ホームページを通じ、学内をはじめ、広く社会に公表している（資料8-1【ウェブ】）。

本学の教育・研究活動の成果を高めるため、以下の通り教育研究環境を整備する。

1. 教員の教育・研究等環境
 - ・教員の研究室、研究費、研究時間を確保し、競争的研究資金の獲得を支援する。
 - ・研究倫理の浸透を図り、研究活動におけるコンプライアンスを徹底する。
2. アジア研究・交流の拠点
 - ・アジア研究の環境整備を進める。
 - ・各種国際交流プログラムを充実させる。
 - ・国際交流・国際連携を進めるため、海外拠点事務所を開設していく。
3. 図書館等
 - ・図書館を主体的な学びの空間にする。
4. 施設設備
 - ・学生の学修及び教員の教育研究活動を推進するため、施設及び設備の維持管理並びに安全性、利便性に配慮した環境の整備に努める。

点検・評価項目2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活等に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 校地・校舎及び施設・設備の整備

校地は、武蔵野校地（47,812.3 m²）と日の出校地（10,047.78 m²）がある。

武蔵野校地はJR中央線武蔵境駅から徒歩12分ほどに位置し、事務棟・教室棟・図書館・体育館・課外活動施設（部室棟）等計16棟がある。授業や屋内で行う課外活動の場として使用され本学の中核である。施設の総床面積は約79,900 m²あり、教室・実習室は、2・3・5・

7号館を中心に135教室、15,637.59㎡、11,929名の収容が可能である。

また、学生・教職員の安心・安全とアメニティの向上を目的として、2011(H23)年5月20日開催の理事会で承認された「武蔵野キャンパス再開発計画」により、2013(H25)年8月に新5号館を竣工し、2015(H27)年4月には新学生食堂棟「ASIA PLAZA」をオープンした。さらに、その最終段階として、2018(H30)年7月に研究室・事務棟「新1号館」を竣工し、同年後期から供用を開始した。その後、2019(H31)年1月には総合研究館解体及び跡地整備工事、2019(H31)年10月には旧1号館解体及び跡地整備工事に着手するなど、全計画の完了を2021(R3)年3月に予定している。

日の出校地は、武蔵野校地から公共交通機関を用いて1時間程度の距離に位置し、体育授業のための教室棟(2階建・748.94㎡)及び課外活動の共用施設として、サッカー場1面、テニスコート8面、陸上競技場、及び課外活動用の施設として、野球グラウンド2面、洋弓・和弓道場、多目的グラウンド、雨天練習場、トレーニングセンターがある。その他研修施設としてのセミナーハウス(5階建・1,807.87㎡・136名収容)等があり、課外活動及びゼミ合宿の場として使用されている。

さらに、体育会強化団体である硬式野球部の合宿所として、日の出校地内に日の出第一寮[1966(S41)年竣工：3階建・1,192.23㎡・76名収容]と日の出第二寮[2010(H22)年竣工・2階建・301.80㎡・24名収容]があり、日の出校地外に陸上競技部合宿所[2017(H29)年竣工：3階建・1,500.88㎡・64名収容]がある。

ICT関連施設の整備状況については、近年の情報処理機器の発展に伴い授業の形態も変化してきているため、学内のICT関連施設の計画的なリプレイスを情報システム課主導で進めている。

本学は、ICTに関わる委員会組織が現状設置されていないため、情報システム課主導で、教務委員会等と連携協議を図り環境整備を進めている。現在の整備状況はLL教室2教室96席、コンピュータ教室6教室288席、アクティブラーニング教室5教室140席を完備している。学園全体(5学部)では、週約130コマの情報処理関連の授業が行われ、学生のコンピュータ処理能力の向上に有効利用されている。

また、学生の主体的な学びを育むために、図書館と食堂棟の中にラーニングコモンズを設置し、学生がいつでも自由に学習目的で利用できるパソコンを計120台用意し、グループ学習やプレゼンテーション練習の場としての環境も整えている。この他に、図書館の中には自習PCフロアとして、授業時間外での個別学習やレポート作成などができるPCを148台常設している。

さらに、ICT機器の有効的な利用促進のために、全ての建物・教室に学内無線LAN設備を完備し、コンピュータ関連教室以外の教室、オープンスペースなどにおいて、学生が自由にインターネットを利用ができる環境を整備している。学習管理システム(LMS)も導入され、授業において、学生のスマートフォンを活用した授業出席管理やアンケート、クリッカーなどを教員が自由に利用できるようになっており、アクティブラーニングの推進にもつながっている。

2. 施設設備の維持・管理

本学では、武蔵野、日の出の各校地・校舎及び電気、空調、衛生設備等の付帯設備の管理

を財務部管財課で、情報処理関連施設の管理は学術情報部情報システム課で行っている。

財務部管財課は事務員 7 名の専任職員及び一部の業務を委託で行っている。保安管理は、警備会社の機械警備を採用するとともに常駐警備の業務委託契約を締結している。

防災については、防災センターがキャンパス全体の防災管理、各種管理システムの中心として、火災が発生した場合は速やかな対応が可能となっている。また、緊急地震速報システムを導入し地震対策を行っている。併せて、自衛消防隊を組織し消防設備の操作方法の習得とともに防災意識の向上に努めている。清掃、衛生管理は日常清掃を専門業者に委託し、常に清潔なキャンパスを目指して管理を行っている（資料 8-2）。

さらに、学生及び教職員の防災意識を高め、安全に避難、誘導ができるよう、巨大地震を想定した防災訓練を学生、教職員全員参加のもと、全学を挙げて毎年 5 月の昼休みに実施している。

3. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、学園及び大学の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護する目的に「個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めている（資料 8-3）。

特に、学生の支援が多様化する中で、一人の学生を複数の教職員によって支えていくことが主流となり、学生の「個人情報の扱い方」が問題となつてことを踏まえ、2017(H29)年度には、教職員を対象に「守秘義務の扱いと情報共有のあり方」について、研修会を実施した。

また、近年の情報社会、環境の変化・進展に伴い、情報ネットワークを利用する権限を有する者が遵守すべき基本的事項を「情報ネットワーク利用倫理規程」として定め、情報ネットワーク利用の際の法律上、マナー上の禁止事項について規定している（資料 8-4）。

併せて、ネットワーク エチケットについて「情報ネットワーク利用倫理規程細則」として定めている（資料 8-5）。

さらに、ソーシャルメディアポリシーを「インターネット上で、展開される個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディア」と定め、ソーシャルメディア上での振る舞いや発言が社会的に大きな問題に発展していることを受け、その問題を防止するため、利用する教職員、学生に対し、利用のためのガイドラインを策定し遵守を強く促している（資料 8-6【ウェブ】）。

以上のとおり、施設、設備等の整備及び管理をはじめ、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みは、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目 3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書、図書館の整備

本学図書館は、現在、約 68 万冊を超える資料を所蔵している。経営学部、経済学部、法学部、国際関係学部及び 2016(H28)年度に開設した都市創造学部に関連する社会科学分野の所蔵が約 60%を占め、その他教養教育、初年次教育に必要な歴史、地理、語学、文学、哲学、宗教、自然科学、芸術等偏りのない体系的な蔵書構成としているほか、本学図書館の特徴として建学の精神に基づくアジア資料の収集に努めている。

カリキュラムの内容やシラバス等に十分配慮した蔵書構築方針により、各学部の学系に直結した図書を毎週選書するとともに、就職・各種資格取得対策に役立つ図書、レポート作成・卒業論文の参考となる図書、授業で教員が学生に推薦する指定図書を積極的に受け入れることにも配慮している（資料 8-7）。

また、オンラインデータベースについても、研究活動の支援はもちろんのこと、時代の要請に応じ授業や就職活動での利活用が増えるよう対応している。初年次ガイダンスにおいては各学部担当教員と打ち合わせをしながら実習形式でのガイダンスを中心に組み立て、9 割以上の学生が 1 年生のうちからオンラインデータベースに触れる機会を作っている。また、キャリアセンター、国際交流センターとも連携し、自宅や留学先からアクセスできるオンラインデータベースや eBook の紹介を行うガイダンスの実施と資料の提供を行っている。

図書館のさらなる進化のためには、オンライン資料の充実と活用の推進が不可欠であるが、オンライン資料、特に洋資料の価格高騰は大学図書館において最重要案件であり、大学図書館全体で取り組まざるを得ない大きな問題となっている。引き続き、私立大学図書館協会、JUSTICE（大学図書館コンソーシアム連合）等での情報収集を行いたい。

図書館施設は、地上 8 階、地下 2 階の学内中央の太田耕造記念館（1 階：インフォメーションフロア、2 階：ラーニングcommons、3 階：自習 PC フロア、4 階：AV フロア、5 階～7 階：閲覧フロア、地下 1 階・2 階：開架式の書庫、8 階：貴重書室）内をメインに構成し、地下 2 層の書庫も閲覧フロアと同様に利用者が直接アクセスできる施設となっており、太田耕造記念館内の開架図書の比率は 98%と、自由度、開放度は高いレベルにある。座席数は 749 席で、学生数の 10%を超えており、十分ではないものの不足はない状況である。2014(H26)年には 2 階ラーニングcommons、3 階自習 PC フロア、4 階 AV フロアをリニューアルし、グループ学習が行えるスペースと個人で学習するスペースのゾーニングがなされ、利用しやすい環境となっている。

また、学生が図書館を自学自習で利用できるようにとの教員からの図書館ガイダンスへの要望が年々増えてきている。その他グループ討議やプレゼンテーションを授業に取り入れることが増えており、図書館内施設利用のニーズが増えている。

2015(H27)年に食堂とラーニングcommonsを併設している ASIA PLAZA が建設されたが、その地下に 24 時間空調、約 9 万冊収容可能な閉架書庫が増設され、文庫等長期保存が必要な資料を中心に保管している。しかしながら、毎年約 7 千冊増え続ける蔵書を限られたスペースで将来にわたりどのように管理していくかという書架の狭隘化への対応は半永久的な課題である（資料 8-8）。

2015(H27)年に ASIA PLAZA にラーニングcommonsが併設された効用として、図書館は更に学習空間として環境を進化させることができたと言える。学生の入館者延べ数で

は 2014(H26)年度と 2015(H27)年度を比較すると約 53,000 人少なくなっている。以前は居場所としての利用をする学生も多く、私語対策も図書館の課題であったが、私語がほとんどなくなり学習空間として最適な状態を提供できている。

図書館内のパソコン設置台数は 243 台、そのうち 2 階ラーニングcommons及び 3 階自習 PC フロアには 208 台が設置され、最新のソフトウェアを利用した情報検索、動画や画像の編集・加工が可能である。また、無料で使用できるプリンターを設置し、データベース等からの情報の出力やレポート等の作成も自由に行える環境となっている。

2017(H29)年度の年間開館日数は 258 日、開館時間は通常期 9:00～21:00 とし、土曜日は 9:00～19:00、一日平均の入館者は、986 人である。

2. 専門職員の配置

図書館は学術情報部が所管し、学術情報課と情報システム課の 2 課体制で運営している。学術情報課は、図書館機能のうち閲覧支援、受入・配架処理等の図書資料の管理及び利用者支援を行い、情報システム課と連動して、図書館システム、図書館ネットワークの管理を、情報システム課は大学全体の情報教育環境並びにネットワーク環境の管理運用をそれぞれ行っている。現在の専任職員数は、部長 1 名、学術情報課 10 名うち管理職 1 名、担当 9 名（うち司書 6 名）、その他業務委託職員通常時 8 名、社会人アルバイト 3 名、学生アルバイト 10 数名で構成され、情報システム課は、管理職 1 名、他 3 名の専任職員、派遣職員 1 名、委託職員 2 名、社会人・学生アルバイト数名の技術サポートスタッフでシステムの安定運用を行っている。

近年、各学部からの初年次教育を中心とした利用者ガイダンスへの要望が増えていることに加え、「統合イノベーション戦略」で推進される学術情報の進化や IT リテラシー獲得者に対応した環境構築を展開できる専門能力の向上など学術情報部職員への期待も増えているが、専門職員の配置は大学職員数全体の問題であり、今後議論していかなければならない課題である。

3. 学術情報へのアクセス

図書、雑誌、オンラインデータベースなど学術情報へのアクセスは、大学ホームページの図書館ページを入口としている。

初見者が所蔵確認やオンラインデータベースの利用についても容易にアクセスできるようユーザーを意識したインターフェイスと、管理運営が簡便となることを意識して製作している。

図書館情報管理システムは、リコー「LIMEDIO」を利用し、32 台の業務端末から、図書受入・雑誌管理・目録管理・閲覧管理・相互貸借・図書検索と一連の業務を処理し、所蔵資料の情報提供を行っている。このシステムの利用により Web 上のポータルページから各個人の利用状況の確認や予約等ができるマイライブラリ機能が提供されている。e-Book、e-journal、オンラインデータベースの一部は、学外からの利用希望も多いため、情報システム課と連携し認証システムを介してのアクセスを可能としている。昨今はスマートフォンからのアクセスが多いため、画面对応にも配慮するとともに、利用者ガイダンスにおいても考慮している。

8. 教育研究等環境

学術情報の進化は、利用統計上の変化に現れている。紙媒体での貸出冊数は5年前と比較して18%ほど減ってきているが、オンラインデータベースの利用は増えつつある。学術和書のeBook化は洋書に比べて遅れているが、数年後を見据えてリアルとバーチャル双方の図書館環境の整備を進めていく必要がある。

以上のとおり、本学では、図書館、学術情報サービスを提供する体制を整備し、適切に機能していると判断できる。

点検・評価項目4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

1. 学部・研究科の講義室、演習室、実験・実習室の整備状況

講義室は、2号館、3号館、5号館、7号館、8号館に計74教室（留学生別科専用教室3室を含む）を、演習室、実験・実習室は、3号館、総合研究館、7号館、8号館、太田耕造記念館に計36教室を有している。また、大学院の講義室は3号館をメインとし、総合研究館、8号館の6教室を使用し、演習室、実験・実習室は、3号館、8号館、総合研究館の計15教室を使用している。

前述の情報関連施設の整備状況でも触れたが、太田耕造記念館（図書館）をメインに、ラーニングcommons、グループ学習室、プレゼンテーションルームのほか、情報収集・レポート作成のためPC開放エリアを設置するとともに、館内で利用できるノートPC42台の自動貸出機も設置している。教員・大学院生には専用閲覧席を設けている。

また、専任教員の研究室については、全教員個室の研究室を有し、個室率は100%となっている。

2. 情報システム課員によるPC関連技術サポートなど教育研究支援体制の整備

情報システム課には専任4名、派遣職員1名、委託職員2名、社会人・学生アルバイト数名の技術サポートスタッフが在籍し、PCを使った授業のサポート、教員が利用しているPCの環境設定など、さまざまな技術サポートを行っている。

また、コンピュータ教室設置フロアに授業支援をメインとしたヘルプデスクを開設し、1名の専門スタッフによりさまざまな授業支援、学生へのPC関連サポートを行っている。

3. 教育・研究等の支援

研究活動の活性化は、教育の質向上の基盤となるという考えから、学園の中長期計画の「3カ年中期行動計画」の中で研究活動の活性化を図ることが明示されている。

特に、アジア研究所を中心とするアジア地域研究の強化と発信を推進するため、学内のアジア地域研究者に呼び掛け、「アジア研究サロン」を開設し、アジア研究者リストを作成し、研究支援体制の整備を図っている(資料8-9)。

教員に対する支援として、全専任教員に貸与されている研究室は、2018(H30)年度に新た

8. 教育研究等環境

な研究室棟（1号館）の建設に伴い、これまで1号館と総合研究館に分散していた研究室棟が一つに集約され、同時に、研究支援部門も同棟に移転したため、研究支援の環境が向上したといえる。併せて、利用に関する「亜細亜大学研究室規程」及び「亜細亜大学研究室使用規程」を制定し、利用に関する内容のみならず、危機管理など多岐にわたる内容を明記して、研究支援体制の充実を図っている（資料8-10、8-11）。

研究室内は、机・書架等の研究に必要な什器を基本として、着任時にはコンピュータとプリンター1セットも配備され、より良い研究環境が提供されている。

個人研究費は、各専任教員に年間一律40万円が支給される。この個人研究費は、専任教員個人が行う研究活動に直接必要な経費を対象とするもので、学会出張などの研究旅費や研究に必要な書籍、機器、備品などの購入に充てることができ、1年間に限り、繰り越すことができるため、次年度には最大80万円の使用が可能となっている（資料8-12）。

また、2018(H30)年度からは、研究費の使用範囲を「研究活動」に限定していた研究費を教育活動、FD活動の重要性に配慮し、教育活動に関する経費についても、研究費の1/4程度を目安に使用可能とした。

なお、個人研究費を支給する条件として、全専任教員に対して「研究計画」及び「研究成果概要」の提出を義務づけている。

さらに、研究活動を奨励する制度として、特別研究助成制度と特別研究奨励制度（サバティカル）がある。特別研究助成制度は、学園全体の予算枠を設定し、審査・選考等の過程を経て、共同研究及び個人の研究活動に対して支給するものである。特別研究奨励制度（サバティカル）は、専任教員として5年以上勤務している場合に半年間、10年以上勤務している場合に1年間の研究休暇の適用を受けることができ、海外研究制度は、専任教員として5年以上在職している者が1年間の海外研究の適用を受けることができる。

いずれの場合も、研究計画・研究内容を申請し、審査・選考等の過程を経て、適用が決定し、制度の適用を受けた教員は研究成果の公表が義務づけられている。詳細については、「教務関係案内」で教員に周知している（資料6-15、6-16、6-17、6-18、6-19）。

なお、各学部・研究科、研究所単位で紀要等に発表された研究成果は、機関リポジトリである「亜細亜大学学術リポジトリ」に公開している。

さらに、組織的に競争的資金等の獲得、特に科学研究費補助金を獲得するため、専任教員に対する説明会を毎年、研究支援部門が中心となって実施している。

この他、教育研究活動を促進するため、「亜細亜大学ティーチング・アシスタントに関する規程」を制定し、教育研究活動を支援する環境を整備している（資料8-13）。

本学のティーチング・アシスタント（TA）の具体的な業務は、(A)各学部・研究科で開講する正規課程授業科目の実習、演習及び講義等の教育補助業務、及び(B)博士前期課程学生の修士論文作成の指導補助業務となっており、主に、(B)について、アジア・国際経営戦略研究科博士後期課程在学学生が、当該研究科の博士前期課程修了年次生に対し、修士論文作成の指導補助業務に従事している。その実績は、2013(H25)年度4人、2014(H26)年度4人、2015(H27)年度2人、2016(H28)年度2人、2017(H29)年度2人、2018(H30)年度2人である。

この制度については、事務局管である大学院事務局で毎年度利用者アンケートを実施し、その結果をTAと共有しながら改善・向上に努めている。

8. 教育研究等環境

以上のとおり、本学における教育研究活動を支援する環境は、おおむね適切に整備されていると判断できる。

点検・評価項目 5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

本学では、本学における研究に従事するすべての研究者等が学術研究活動を遂行するうえで遵守すべき事項を「研究倫理規程」、「人を対象とする研究倫理審査委員会規程」に定めている（資料 8-14、8-15）。

また、文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下「公的研究費ガイドライン」という。）及び本学の「公的研究費の研究活動におけるコンプライアンス規程」に基づき、研究費等を公正かつ適正に取り扱うことを目的に「公的研究費の管理・監査規程」を制定し、研究費等の管理・監査に関する必要な事項を定めている（資料 8-16、8-17）。

さらに、「公的研究費ガイドライン」に基づき、職務の公平かつ公正な遂行を図り、学園に対する社会の信頼を確保する目的として、公的研究費の研究活動におけるコンプライアンスに関する学園の職場環境及び教育研究環境の整備並びにその制度的保障について必要な事項を定めた。

また、研究倫理意識を高め、不正の事前防止、コンプライアンスに関する研修として、毎年度「研究倫理研修会」を開催すると同時に、「公的研究費ガイドライン」に基づき、「不正防止における誓約書」を全専任教員に対し毎年提出を義務づけるとともに、科学研究費補助金の適正利用に関するモニタリングを実施して公的研究費の管理・監査を適正に行っている。

大学院学生に対しては、年度初めにポータルサイトを通じて、注意喚起や「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014(H26)年 8 月 26 日 文部科学省決定）」の確認指示を行い、学術研究を行う上での研究倫理及び研究活動の不正防止について周知・徹底に努めている。

以上により、本学における研究倫理及び研究活動の不正防止に関する取り組みは、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目 6：教育研究環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、不断の点検・評価活動の中で確認している。

このほか、学部・学科の設置認可申請や収容定員変更申請[2012(H24)年度～2016(H28)

年度]時において、大学設置基準を充足しているかなど、申請準備段階で施設の整備状況、教育研究環境の適切性についての点検・評価を行っている。

また、学生のアメニティー環境については、毎年3月に実施する卒業年次生を対象とした「卒業時アンケート」や4年ごと実施する「学生生活調査」、学友会（学生自治会）との連絡協議会など、学生からの要望の聴取により、改善・向上への取り組みを行うなど、大学全体の教育研究環境の改善・向上に努めている。

なお、2016(28)年1月に実施した学生生活調査については、学生からの意見・要望を関連する事務部門が丁寧に検討し、その検討結果を「第15回 学生生活調査結果に対する検討・改善状況」としてまとめ、改善・向上に努めている（資料8-18）。

以上のとおり、本学における教育研究環境については、定期的な点検・評価や将来構想実現に向けた取り組みの中で点検・評価されており、適切に行われていると判断できる。

（2）長所・特色

校舎の老朽化の改善及び耐震性を強化し、安心、安全なキャンパスとするため、2011(H23)年5月20日開催の理事会において了承された「武蔵野キャンパス再開発」事業のうち建物建設については、当初計画通り進行し、最終段階として、研究室及び事務室からなる新1号館の建設[竣工 2018(H30)年7月]が2018(H30)年度をもって終了した（資料8-19）。

また、2014(H26)年に図書館2階ラーニングcommons、3階自習PCフロア、4階AVフロアをリニューアルした結果、グループ学習が行えるスペースと個人で学習するスペースのゾーニングができ、利用しやすい環境となっている（資料8-20【ウェブ】、8-21）。

研究費は、1年間に限り、繰り越すことが可能であり、また、研究費の使用範囲を教育活動、FD活動の重要性に配慮し、教育活動に関する経費についても、研究費の1/4程度を目安に使用可能としたことは、教育研究の多様化を可能にしている。

学生生活調査の結果については、学生からの意見・要望を関係する事務部門が丁寧に検討し、その検討結果を「第15回 学生生活調査結果に対する検討・改善状況」としてまとめて改善・向上に生かしている。

（3）問題点

毎年約7千冊が増え続ける蔵書を限られたスペースで将来にわたりどのように管理していくかという書架の狭隘化への対応は半永久的な課題であるが、今後の学術資料のデジタル化へ期待をするとともに、図書保存は世界規模での問題であるため、引き続き、他大学の状況も確認しながら本学における保存資料の適正化について検討していく。

（4）全体のまとめ

本学では、教育研究環境の方針を明確に定め、学生の学習及び教員の教育研究活動が十分にいきなり、成果をあげられるよう、必要となる校地・校舎・図書設備、研究助成制度等が十分整備されているといえる。

また、大学の理念・目的を実現し、教育研究活動を支援するため、図書館、学術情報サービス体制を整備している。特に、教育方法、学習方法の多様化に伴い、ラーニングコモン

8. 教育研究等環境

ズ、グループ学習室、プレゼンテーションルーム、情報収集・レポート作成のためPC開放エリアを設置するなど多様なニーズに応じている。

さらに、学術研究活動の進展に伴い、教育研究活動の支援をする一方、研究倫理を遵守するため、「研究倫理規程」を制定し、不正等が生じないように、大学を挙げて取り組んでいる。

大学における教育研究環境の整備は、教育研究活動の根幹であり、教育方法・学習方法の多様な変化に対応すべく、今後も継続して行っていく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状の説明

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学における、地域の社会連携・社会貢献に関する理念・目的を以下のように掲げ、大学ホームページや刊行物を通じ、広く社会に公表している（資料9-1【ウェブ】、9-2）。

（理念）

本学が有する「専門的知識」、「人材」、「施設」などを活用し、地域社会との交流・協力を促進することにより、本学の使命たる「人材育成」と「より良い社会の形成・発展」に寄与する。

（目的）

1. 学生、教職員が地域との交流・協力を積極的に参画することにより、「人材育成」及び「知の活性化」を図る。
2. 知的・人的資源及び大学の施設を地域に開放することにより、地域社会のニーズに応え、「豊かなまちづくり」に貢献する。
3. 地域社会とともに、国際色豊かで世代を超えた知的創造溢れる「コミュニティを形成」する。

点検・評価項目2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

上記の理念・目的を実現するため、より具体的な重点活動分野を以下のように定め、教育研究成果を社会に還元している。これらの活動結果については、年度ごとに「亜細亜大学地域交流活動報告書」にまとめ、本学の社会貢献活動への取り組みとして広く周知している（資料9-2）。

〈重点活動分野〉

1. 専門的知識の相互活用

①研究会、委員会などへの教職員派遣

9. 社会連携・社会貢献

- ②講演会、シンポジウム、公開講座などの開催
- ③地域社会の人材活用
- 2. 人的資源の提供及び学習機会の拡大
 - ①小中高等学校での教育支援や連携教育、スポーツ活動支援
 - ②国際交流・協力や福祉などに関する活動
 - ③防災・防犯など安全な環境づくりに関する活動
- 3. まちづくりのための地域活動
 - ①地域コミュニティ活動への参画
 - ②環境美化活動やボランティア活動
 - ③地域のお祭り、イベントなどのへの参加協力
- 4. 地域への施設開放
 - ①図書館、教室などの解放
 - ②体育館、グラウンドなどの開放

以下は、重点活動分野のさらなる具体的な活動を示したものである。

1. 専門的知識の相互活用

本学では、多様な社会連携活動を適切に推進していくにあたり、自治体等と必要に応じて連携協定を締結し、連携体制の整備に努めている。協定の締結状況（締結先、協定名称、締結年月日）は、下表のとおりである。

武蔵野市	武蔵野市と亜細亜大学との包括的連携協力に関する協定	2014(H26)年 4 月 4 日
小金井市	亜細亜大学と小金井市との包括的協働・連携協力に関する協定	2015(H27)年 12 月 1 日
西多摩郡日の出町	亜細亜大学と日の出町との包括的協働・連携協力に関する協定	2016(H28)年 4 月 28 日
二本松市（福島県）	亜細亜大学と二本松市の包括的協働・連携協力に関する協定	2017(H29)年 7 月 25 日
東久留米市	亜細亜大学と東久留米市との包括的連携協力に関する協定	2016(H28)年 11 月 10 日
三鷹市	亜細亜大学と三鷹市との包括的な連携協力に関する協定	2017(H29)年 11 月 28 日
武蔵野市ほか四者 (武蔵野市、東京消防庁、警視庁武蔵野警察署)	大規模災害発生時における亜細亜大学周辺地域での相互支援等に関する協定	2016(H28)年 4 月 21 日

9. 社会連携・社会貢献

東久留米市ほか (東久留米市、株式会社 明日葉、株式会社イト ーヨーカ堂、株式会社 東邦運輸)	産・官・学の包括連携による次世代 を担う子どもたちの育成事業に関 する協定	2018(H30)年 3 月 28 日
日本政策投資銀行	連携協定	2005(H17)年 8 月 9 日
西武信用金庫	包括的連携・協力に関する協定	2013(H25)年 10 月 9 日

省庁や自治体等における各種委員会、審議会等の委員（教員）については、届けがあったものだけでも 100 件を超えている。

各学部等の公開講座については、「トップマネジメント特別講義」（経営学部）、「日本経済の現状と展望」（経済学部）、「現代市民法講座」（法学部）、「インターナショナルフォーラム」（国際関係学部）などの学部の専門性を生かした公開授業や公開講座を開講している。特に、アジアに関する総合的な調査・研究を目的とする附置研究機関であるアジア研究所では、アジア諸地域の政治・経済、社会・文化等を題材とした公開講座を永年にわたり開催し、すでに 38 年目を迎えた。講義内容が評価され、毎回 150 人から 200 人の受講者を数えている。

都市創造学部では、武蔵野市の委託研究事業「武蔵野市産業振興計画改定基礎調査業務」を受け、事業を実施した。これは、2018（H30）年度からの武蔵野市産業振興計画策定へ向けた考察、仮説設定、各種調査、分析、報告を行うものである。この取り組みは、学部の特性を活かして、教育研究成果を適切に社会に還元しているものと言える。

大学間連携、産学間連携については、武蔵野地域五大学、三鷹ネットワーク大学、学術・文化・産業ネットワーク多摩に加盟し、市民講座の開設、ビジネスプラン創出、外国人留学生支援等、相互の事業展開に関わっている。

武蔵野地域五大学は、いわゆる大学コンソーシアムであり、武蔵野市と武蔵野地域五大学（本学、成蹊大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学、東京女子大学）で組織され、単位互換制度の実施をはじめ、その共同事業として五大学共同講演会（年 1 回）、各大学が実施する五大学共同教養講座（週 1 回で連続 4 回）、武蔵野市寄付講座（週 1 回で連続 15 回）及び武蔵野地域自由大学事業（市民が各大学の正規授業科目履修）、武蔵野地域学長懇談会等を実施している。この中の自由大学は、市民の旺盛な学術的好奇心に応えるための仮想大学であり、本学は、664 の授業科目を開放している。市民は各大学の授業科目を履修し、一定の科目数（単位数）に達すると、武蔵野地域自由大学が認定する市民学士、市民修士、市民博士等の称号記が授与される。

2. 人的資源の提供及び学習機会の拡大

高大連携については、以下の高等学校と協定を締結（締結校、協定名称、締結年月日）している。

9. 社会連携・社会貢献

聖徳学園中学・高等学校	亜細亜大学と聖徳学園中学・高等学校との高大連携に関する協定	2016(H27)年6月1日
関東国際高等学校	亜細亜大学と関東国際高等学校との高大連携に関する協定	2017(H28)年5月13日
文華女子高等学校	亜細亜大学と文華女子高等学校との高大連携に関する協定	2018(H29)年10月10日

具体的な高大連携事業は、以下のとおりである。

聖徳学園高校とは、「国際貢献プロジェクト」において、本学国際関係学部教員が高校生のプレゼン発表等の指導にあたった。

関東国際高校とは、「近隣語各コースプレゼンテーションコンテスト」において、本学国際関係学部及び都市創造学部の教員が協力し、「高大連携ブリッジ授業」としてプレゼンの事前指導等を行った。

文華女子高校とは、「女性教育」の学習プログラムの一環として、本学副学長が社会で自立する女性の育成に資するための講演会に登壇した[2018(H30)年12月]。

上記以外の連携教育として、自治体との連携教育を行っている。具体的には、東久留米市ほかとの五者協定のもと、東久留米市子どもセンターあおぞら（児童館）における子供支援事業「大学生と学ぼう・遊ぼう」が実施されている。2018(H30)年度は、9回の企画が予定されており、毎回の企画内容（スライムづくり、一裁ち折りで秋の森をつくろう、ペットボトルろ過装置をつくろう等）を本学学生が自分たちで考案し、児童館と協議・調整のうえ、各回約10名の学生が現地に赴き、子どもたちの興味や関心に応えている。

この他、小中学校への学習支援としては、市内及び近隣の小中学生の大学訪問の受入れ、職場体験学習の受入れを行っている。また、2013(H25)年度「アジアの風塾」という小学生対象の無料勉強室を開室し、教職課程履修学生が勉強の支援・補助を行っている（資料9-3）。

スポーツ活動支援については、硬式野球部や陸上競技部員による小中学生等を対象としたスポーツ教室の開催など、児童・生徒の技術指導にあたっている。また、自治体と連携し、小中学生を対象とした「オリンピックによるトークショーとスポーツ教室（野球、陸上、サッカー、テニス）」にも全面的に協力した。

剣道部は、アジア少年剣道大会を主催し、毎年、約850人の少年剣士が参加する多摩地区最大の少年剣道大会として、剣道の普及に貢献している。

この他、市民スポーツや障がい者スポーツの普及を行う武蔵野市スポーツ推進委員として、4人の学生を派遣している。

国際交流活動については、本学留学生が「国際交流パーティー」を開催して市民との交流を図っているほか、小学校訪問、高校訪問等により異文化交流に努めている。また、武蔵野市国際交流協会による「むさしの国際交流まつり」には留学生のほか、国際関係学部多文化コミュニケーション学科の学生が企画・運営に協力している。

福祉関係については、近隣の老人福祉施設からの要請によりボランティアサークル等が施設の祭りやイベントの運営に協力し、ダンスサークル、演劇部などが踊りや寸劇を披露

している。

防災・防犯など安全な環境づくりについては、本学は武蔵野市、武蔵野警察署、武蔵野消防署との間で「大規模災害発生時における相互支援等に関する協定」を結んでいる。これは、大規模災害が発生した際、市の防災本部の要請により（イ）被災状況等の情報収集及び被災者の安否確認、避難支援等、（ロ）消火活動及び被災者の救出・救護活動の支援等、（ハ）防犯活動等の支援等、（ニ）応急措置及び救護活動等の拠点としての大学の敷地及び施設の使用に協力するものである。

この四者協定は、首都圏では例がない本学の特徴的な取り組みである。さらに、近隣住民による地域防災ネットワークも含め、本学で行う総合防災訓練の共同実施や、大学周辺地域の安全・安心を確保する取り組みも行っており、2018(H30)年11月には近隣小学校を会場に避難所開設を中心とした総合訓練が実施された。

この協定に基づく活動のみならず、武蔵野市の総合防災訓練や消防署主催の総合震災消防訓練、駅周辺環境浄化官民合同パトロールなどの活動にも学生が積極的に協力している。

3. まちづくりのための地域活動

地域社会からのニーズに応えるべく、大学近隣で開催される地域イベント、市民まつり、市民文化祭、コミュニティセンターでの催し物、保育園のお祭り、商店街イベント、清掃活動、環境フェスタなど、多種多彩な社会貢献活動に年間延べ1,000人を超える学生・教職員が、運営協力として積極的に参加し、イベント内容によっては、出演、演奏などを行っている。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、学生ボランティアを養成するため、学内にプロジェクトを立ち上げ、大会ボランティア・都市ボランティアの養成に向けて始動した。また、武蔵野市にオリパラ関連の実行委員及び分科会委員として教職員を派遣している。

4. 地域への施設開放

施設の開放については、自治体及び地域の団体等が主催するソフトバレーボール大会やスポーツイベントに体育館やグラウンドを提供し、青少年問題協議会が行う夏期ラジオ体操の会場としてキャンパスの一部を開放している。また、夏季・春季休暇中に近隣地域の中学・高校の生徒が静穏な環境で学習できるよう図書館施設を開放するなど、学習支援を行っている。

この他、日の出校地では、テニスの公開講座や野球教室を行っている。

これらの活動については、年度ごとに、「亜細亜大学地域交流活動報告書」としてまとめ、内外に公表し、本学の社会貢献活動の取り組みを広く周知するとともに、活動の評価・検証に活用している（資料9-2）。したがって、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

点検・評価項目3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている

いるか。

評価の視点 1：適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、社会連携・社会貢献の適切性について、当該活動ごとに日常的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを次のように実施している。

1. 教員による学外委員等への派遣に関しては、評価の基準を定めていないため適切な評価とまでは言えないものの、延べ 100 件以上の依頼に応じており、一定レベルを確保していると考えられる。
2. 公開講座については、受講者へのアンケート調査を実施し、受講者の感想・要望を確認することにより以降の講座内容の改善・向上に努めている。
アジア研究所の公開講座のアンケート結果[2017(H29)年度実施分]では、85%の受講者から「内容が良かった」「やや良かった」との評価を得ていることからテーマ設定、内容ともに適切であったと言える（資料 9-4）。
3. 武蔵野市産業振興計画改定基礎調査業務については、委託を受けていた調査をすべて完了し、納期どおり市に報告書を提出した。
4. 武蔵野地域五大学関連事業の中で、武蔵野地域自由大学事業については、市民が各大学から提供される正規授業科目を履修できる制度であり、2018(H30)年度の授業科目数として本学 664 科目、成蹊大学 527 科目、日本獣医生命科学大学 117 科目、武蔵野大学 15 科目を開講している。これは、履修者の多様なニーズに積極的に応えようとする本学の姿勢の表れである。その一方、大学別の履修者数は、本学 88 人、成蹊大学 243 人、日本獣医生命科学大学 21 人、武蔵野大学 8 人となっており、開放授業科目数の多さに比べると履修者数は少ない状況にある（資料 9-5）。
5. 五大学共同教養講座については、各大学の講座に関するアンケート結果を見ると「たいへん良い」と「良い」の回答が五大学平均（68.6%）に比べ、本学への回答は 71.4%であった（資料 9-6）。

同事業においては、こうした各講座のアンケート結果による評価に加え、市関係者及び各大学関係者で組織される武蔵野市五大学連絡協議会（年間 5 回程度開催）の中で事業の評価と改善に向けた取り組みを行っている。

6. 「大規模災害発生時における相互支援等に関する協定」に関する活動については、市、消防署のみならず警察署を加えた四者間で協定を締結することにより、災害時の交通情報や学生ボランティアによる交通整理の避難所の防犯活動など、幅広い相互支援を可能とする協定となっている。

本学では、協定締結以前から市や消防、警察との協力関係は構築されていたため、市が行う防災訓練、消防庁の震災消防訓練、警察署の防犯啓発イベント等にその都度協力学生を派遣している。また、本学の総合防災訓練に上記三者にも協力を要請し、学生 2,000 人規模の避難訓練、初期消火訓練、傷病者救出訓練等を実施している。こうした際に三者から訓練実施上のアドバイスや平時の情報交換を行っており、東京都内でもまれな連

携のケースとして評価できる（資料 9-7）。

7. 地域ボランティアや産業活性化イベント等に参加した学生に対しては、当該活動終了後に満足度や達成度に関するアンケート調査を実施し、併せて、本学学生の参加態度等を把握するため、主催者側へのアンケート調査も実施、その結果を双方へのフィードバックを通じ、改善・向上に努めている。2017(H29)年度後期活動の学生の総合満足度は91%（「満足できた」、「ほぼ満足できた」の合計）で、ボランティア活動に参加する学生の満足度は高いと言える。特に、地域活動に参加する学生は、これらの活動が無償ボランティアにも拘らず、積極的に参加協力しており、年間の延べ参加者が1,000人を超えていることは、本学の学生数規模（約6,500人）を考慮すれば評価に値する。

また、地域イベント等に積極的に参加している団体を対象とする、「学生団体地域交流活動連絡会」を年2回開催し、各団体の活動参加報告やアンケート結果等についての意見交換や情報共有を行うなど、今後の改善・向上につなげている（資料 9-8）。

8. 東京オリンピック、パラリンピックの学生ボランティア養成については、学長を議長とする「アジア自助協力プロジェクト」を組織し、ボランティア関係の学生団体の協力のもと、ボランティア関連の説明会や基礎知識の研修会を実施している。オリンピック関連イベントの情報を提供するなどボランティア希望者への支援に努めた結果、ボランティア希望登録者は、すでに130人[2018(H30)年11月現在]を超えている。

以上のとおり、社会連携・社会貢献の適切性については、その活動ごとに日常的に点検・評価を行い、その結果を踏まえ、改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

（2）長所・特色

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針（理念・目的）に基づき、専門的知識を活用し、毎年定期的な公開講座の開講をはじめ自治体や企業と連携した寄付講座の開講もしている。これらの講座については、その講師やテーマについての満足度も高く、社会的ニーズに基づいた産学公連携事業として評価できる。

地域活動については、延べ1,000人の学生がボランティアとして多種多様な地域や団体（自治体、商店会、小中学校等）からの要請に応じており、参加学生の自主性・積極性及び満足度も極めて高く、本学の誇りとして高く評価できる。その結果、2018(H30)年7月には、防犯パトロールなどの地域防犯活動に積極的に貢献したことにより武蔵野警察署長から表彰状を贈呈された。また、学生の地域活動について、参加者と主催者双方に実施後のアンケート調査を行い、その結果を双方にフィードバックしている点は、活動内容の改善・向上にもつながっており長所と言える。特に、学生による通学路等の清掃活動は、1965(S40)年代から継続して行われており、地域の環境美化のみならず、本学の建学精神「自助協力」を体現する活動であり、いわゆる理念教育の成果の一つとして評価できる。

武蔵野市ほか、四者による「大規模災害発生時における相互支援等に関する協定」に基づき、防災訓練実施等が具体的に実施されていることは、特色ある取り組みと評価できる。

夏季・春季休暇中に近隣地域の中学・高校の生徒が静穏な環境で学習できるよう図書館施設を開放していることは評価できる。

これらの活動を、毎年度、「亜細亜大学地域交流活動報告書」としてまとめ公表しており、地域の自治体の首長等から評価の高いメッセージが寄せられている点は特色である。

(3) 問題点

本学における社会連携・社会貢献については、活動報告書を作成・配布して広く周知している。しかしながら、主に個別プログラムが中心であり、大学全体としての組織的な活動にまではつながっていない。

(4) 全体のまとめ

本学では、専門的知識、人材、施設などを活用し、地域・大学・市民との連携により、教育研究の成果を社会に還元し、地域社会との交流、協力を促進することにより、本学の使命たる人材育成と、より良い社会の形成・発展に寄与するを方針とし、その方針に基づき、公開講座、公開授業、委託事業、自治体との連携、地域社会からのニーズに対応する学生・教職員による社会貢献活動、学生ボランティア養成などを積極的に行っており、教育研究成果を適切に社会に還元している。

また、本学の社会連携・社会貢献の適切性等については、毎年度刊行する活動報告書をもとに検証を行い、改善に努めている（資料 9-2）。

したがって、本学における社会連携・社会貢献活動は、適切な取り組みを行っているといえる。

第 10 章 大学運営・財務

①大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

建学の精神、亜細亜大学学則・大学院学則に基づき、学長を中心に、亜細亜大学中長期計画「アジア未来マップ 2025」を策定し、理事会で承認を得て取り組んでいる。「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」を本学のミッションと定め、さらに、このミッションを実現するための 4 つのビジョン（①アジア交流の拠点となる、②「個性値」を伸ばす、③学生を生涯応援する、④社会に貢献する）を掲げるとともに 5 つの重点行動施策（国際化施策／教育・研究活動施策／学習環境・支援施策／社会連携施策／大学運営施策）に基づく 3 カ年中期行動計画を策定して、その実現に取り組んでいる（資料 1-2【ウェブ】）。

次の 2019(H31)年度を初めとする第 2 期 3 カ年中期行動計画としては、大きく以下の 3 点を重点課題としている。

1. グローバル人材育成を一層推進します。
2. 「教育の亜細亜」の学修成果の可視化を実施します。
3. 2023(R5)年度に学部新設や改組が可能な体制を確立します。

中長期計画に伴う事業計画及び予算については、3 月の理事会で審議・決定し、学長が年度初めに、全専任職員を対象とした会議において、大学運営方針について詳細に説明をしている。

また、大学ホームページにおいて、専任教職員以外にも在学生や父母などへ広く周知を図っている。

点検・評価項目 2：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

学校法人は、円滑に教育活動を行うために、私立学校法、学校教育法、大学設置基準、学校法人会計基準、労働基準法等に基づき、「学校法人亜細亜学園寄附行為」、「亜細亜大学学則・大学院学則」をはじめとする諸規程を整備し、適切に運営している（資料 1-3、1-4、1-31、）。

学校法人寄附行為に基づき、法人の目的と理事会の役割を明確に定めている。学園の意思決定機関は理事会であり、理事会を補佐するため常勤理事会（月 2 回）を置き、学園の円滑な管理運営を図るため、理事長を議長とし、専務理事、学長、副学長のほか学部長（理事）、事務職員理事が構成員となり、大学の中長期にかかわる基本的な議案を審議し、大学の理念・目的の実現に向けて、経営と教学面で連携協力体制を図っている（資料 10-1）。

学長は、大学の将来的なビジョンを明確にし、高い見識と強力なリーダーシップを持って、大学の改革を推進していかなければならず、こうした資質を持った学長候補者を選出する方法として、選挙による学長候補者選出を見直し、新たに「亜細亜大学学長選任に関する規程」を制定した。

学長の選任は「亜細亜大学学長選任に関する規程」に基づき、専務理事を議長とする学長候補者推薦委員会（委員：理事会を代表する者 4 名、各学部及びアジア研究所を代表する者 6 名、評議員会を代表する者 4 名）が学長候補者 2 名以内を選び、議長からこれを理事長に報告する。理事長は、推薦委員会から選出された学長候補者から理事会の議決により、学長を選定し、これを任命する（資料 10-2）。

新たな規程による学長選任が 2018(H30)年 7 月 30 日の理事会で行われ、同年 10 月 1 日に新学長が就任した。

学長の権限と責任は、大学学則第 41 条に基づき定められた「亜細亜大学学長に関する規程」第 2 条（職務）、「学長は、亜細亜大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定められており、任期は「3 年とし、重任を妨げない。」としている（資料 10-3）。

副学長の権限と責任は、大学学則第 41 条に基づき定められた「亜細亜大学副学長に関する規程」第 2 条（職務）に「副学長は、学長を助け、命を受けて、校務をつかさどる。」と定められており、任期は「10 月 1 日に始まり翌年の 9 月 30 日に終了する 1 年とする。ただし、再任を妨げない。」としている（資料 10-4）。

本学の日常業務の最高意思決定機関として、学長を議長とする部長会を設置している。構成員は、学長、副学長、専務理事、専任職員理事、学部長、事務局長、図書館長、大学附置研究所長、大学附置教育センター所長、教務委員長、学生委員長、キャリア委員長、国際交流委員長、入試委員長、事務部長で、審議事項のみならず、各部局の報告を詳細に行い、学内の情報共有に努めている。

全学にわたる教学検討事項については、学長を議長とする学部長会によって意思決定が行われる。また、この会議には、事務部門から事務局長ほか教学部門の事務部長も出席し円滑な運営が行われている。その他、全学的な教学組織としては、学長が委員長を指名する教務委員会、学生委員会、キャリア委員会、国際交流委員会、入試委員会を設置し、各学部教員及び関係所管事務部が構成員となっている（資料 5-6、7-21、10-6、10-7、10-8）。

学部長の選出は「学部長に関する規程」、研究科委員長の選出は「大学院研究科委員長に関する規程」によって行われる（資料 10-9、10-10）。

学部長の権限と責任は、「学部長に関する規程」第 2 条（職務）に「学部長は、学部を

統括し、学部を代表する。学部長は、学長を補佐し、教学事項について全学的立場で調整に当たる。」と定めている。同じく研究科委員長の権限と責任は、「亜細亜大学研究科委員長に関する規程」第2条（職務）に、「当該研究科の学務を管轄する。」と定めている。

教授会の権限と責任は、大学学則によって明確に定められている。大学学則第43条には、教授会の審議議決する事項として「教育課程の編成」、「教員の教育研究業績の審査」と定めている（資料10-11）。

研究科委員長は、研究科固有の案件について大学院委員会によって意思決定が行われており、各規程に基づいて管理運営を行っている。

「亜細亜学園事故対策委員会規程」を整備して、事故対策委員会を設置し、学生の諸活動における事故防止策並びに事故発生に関する対応をしている（資料10-12）。

また、海外留学時の危機管理対策については、有事の場合に学長を本部長とする「危機対策本部」を設置して対応できるよう、事故発生を想定したシミュレーションを行うなど危機管理に対応している。さらに、教育界での運動部のリスク管理が問題視されていることに対応して、海外危機管理マニュアルの作成を行った（資料10-13）。今後、個別の危機管理対策を取りまとめ、大学全体の危機管理体制を整備する計画である。

火災・地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的に「亜細亜学園消防計画に関する規程」を定め、事務局長を委員長とする防火・防災管理委員会を設置し、防火・防災管理業務の適正な運営を図っている。そして、防火・防災計画に従い、学生・教職員をはじめ学内にいる全ての者を対象に総合防災訓練を実施（年1回）している（資料8-2）。

また、新入生には入学時に「災害時対応マニュアル」を配付し、災害発生時の対応・避難及び地震が収まってからの行動マニュアルを示して、日頃から災害に対する理解を深め、安全に留意した適切な行動がとれるよう注意喚起している（資料10-14）。

本学周辺地域の安全、安心を確保するとともに、本学学生の防災意識の向上を推進することを主な目的として、本学と武蔵野市、武蔵野警察署、武蔵野消防署で「大規模災害発生時における亜細亜大学周辺地域での相互支援等に関する協定」を締結している（資料10-15）。この協定に基づき、学内での防災訓練への協力をはじめとした、さまざまな場面で助言を頂いている。また、学生が市の防災訓練にも参加し、市内の防犯パトロールにも参加・協力している。

点検・評価項目3：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

次年度予算を編成する際には、常勤理事会で予算編成方針を機関決定し、次年度予算の基本方針、重点項目、諸条件等について、教職員に通知している（資料10-16）。

この方針に基づき、事務局長は各部署に対して、具体的な重点課題を提示して予算案編成の依頼を行う。各部署は、所定の様式で定められた予決算比較表、予算一覧表、事業予算計画書等の予算編成資料を作成し、財務部に提出する。事務局長は、各部署に業務の見

直しを中心とする重点課題を提示し、担当部署の部課長と詳細なヒアリングと査定を実施して、次年度に計上すべき予算を厳密に精査する。こうして、編成される学園全体予算について、前年度の決算、当年度予算との比較、次年度予算の増減内訳を、事務局長が取りまとめ、専務理事、学長、副学長に提示し、次年度の重点事業、教育活動収支や経常収支等の学園全体の収支状況を総合的に勘案し、最終的に、次年度予算案として理事会に上程し決定している。

理事会で承認された予算を執行する際には、「稟議規程」に則って、当該業務を執行する部署の部長が起案責任者となって稟議を起案する。総務課は、受付けた稟議書を、「職務権限規程」の職務権限表で定められた決裁者へ回付して承認を得ている。そして、執行した予算は、「経理規程」、「学校法人会計基準」に則って、適切に会計処理を行っている（資料 10-17、10-18、10-19）。

今後は、各事業、部署ごとに予算と決算の比較分析を行うことで、予算の執行状況を検証し、予算編成上の課題を明確化して、次年度予算を編成する。

点検・評価項目 4 : 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1 : 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

事務組織としては、11 部 22 課が設置されており、大学の運営に関する業務、教育研究活動支援業務を行っている。各事務部の長を構成員とする事務部長会（月 2 回）を開催し、各部局の連携をとりながら、大学の事務執行についてその円滑な運営を図っている。

毎年年度初めには、理事会で承認された事業計画に沿って、事務局の重点項目を策定している。これを基に各部の重点目標及び各課の目標を設定し、事務職員各自は目標管理制度の書式にまとめ、業務改善への取り組みを明確化し、事務機能を最大限に発揮できるよう工夫している。

学内の日常業務の最高意思決定機関である部長会は、学長を議長とし、学長、副学長、専務理事、専任職員理事、学部長、事務局長、図書館長、大学附置研究所長、大学附置教育センター所長、委員長、事務部長が構成員で教職協働の体制をとっている（資料 10-20）。

日常の意思決定事項及び会議日程、委員会議事録、公文書等の情報を共有するための手段として、インターネットによる情報共有システムを利用して全学的に情報を共有し、全学的な連携を図っている。

公正な人事管理を行うための基礎資料として、処遇、活用及び育成に資する事務職員の人事考課について「事務職員人事考課規程」を定めている。事務職員が執務した実績について、その事務職員の勤務態度、業務成績及び職務遂行能力を、定められた基準に基づいて考課して、これを記録している（資料 10-21）。

なお、業務の高度化への対応と効率化を図るため、業務を総合的に見直し、人員配置を含め、事務組織再編を実施予定である。

点検・評価項目 5 : 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1 : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

本学は、事務職員の資質の向上と自己啓発を積極的に支援する目的で「事務職員研修規程」を設けている。その内容はステップアップ研修、能力開発研修、目的別研修、自己啓発研修となっている。これらの研修費用は、全額又は一部を助成している。また、事務職員の資質の向上を目的とした「事務職員海外研修に関する規程」も設けている（資料 10-22、10-23）。

学長を委員長とする自己点検・評価委員会及び全学 FD・SD 委員会を設け、恒常的に改善活動を実施している。従来の教員中心の FD 活動に加えて、事務職員も視野に入れた教職協働として SD 活動を重視して行くため、規程を整備し全学 FD 委員会を全学 FD・SD 委員会と改称した（資料 2-4、10-24）。

人事課と学生生活課が共催して、多様化する学生への支援充実を図る目的で「事例から学ぶ学生支援研修会」を亜細亜大学学生支援研修会の一環として開催している。

また、ハラスメント防止研修など、全教職員を対象とする研修会も実施している。

点検・評価項目 6 : 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（根拠資料、情報）に基づく点検・評価
 評価の視点 2 : 監査プロセスの適切性
 評価の視点 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

中長期計画「アジア未来マップ 2025」に基づき、5つの重点行動施策による第 2 期 3 年中期行動計画（2019 年度－2021 年度）を策定している。

毎年、各担当部局による年度計画の活動実績・達成度の確認を踏まえ、学長を議長とする 3 年中期行動計画検討会議において、実行の進捗状況の把握と成果の評価・見直し（PDCA）を実施している。成果の評価については、次年度計画に反映させて、継続性のある行動計画としている。

監査プロセスの適切性については、学校法人亜細亜学園寄附行為第 8 条に基づき、監事 2 名（非常勤）が学園の業務の執行及び財産の状況について、監事監査計画書に則って監査を実施している（資料 10-25）。

また、業務監理室（内部監査部門）が監事を支援し、監事、会計監査人、業務監理室が相互に連携を取りながら監査を行っている。

学校法人の自律的なガバナンス強化の流れを踏まえ、一般社団法人日本私立大学連盟「監

事監査ガイドライン」に準じた「監事監査基準」（施行日：2018(30)年10月1日）を定め、教学面を含めた3カ年中期行動計画の業務執行状況の監査体制を整備し、充実を図った（資料10-26）。

監査結果については、学長に書面に基づき定期的に報告しており、改善すべき事案に対しては適宜、被監査部署より業務監理室への改善計画書・改善報告書の提出を義務づけ、業務の適正化を図っている。

（2）長所・特色

理事会を補佐し、学園の円滑な管理運営を図るため常勤理事会を設置し、月2回開催している。理事長、専務理事、学長のほか学部長（理事）、事務職員理事が構成員となっており、大学の重要事項全般を審議し、大学の理念・目的の実現に向けて経営面と教学面で連携協力体制をとっている。

日常業務の最高意思決定機関として、学長を議長とする部長会を設置している。構成員は、学長、副学長、専務理事、専任職員理事、学部長、事務局長、図書館長、大学附置研究所長、大学附置教育センター所長、教務委員長、学生委員長、キャリア委員長、国際交流委員長、入試委員長、事務部長で、審議事項のみならず、各部局の報告を詳細に行い、学内の情報共有に努めている。

また、常勤理事会、部長会だけでなく、専務理事、学長、副学長、事務局長、総務部長、財務部長が月2回の会議を設け、法人業務及び大学業務について協議している。

（3）問題点

18歳人口の減少、入学定員の厳格化、教育の質保証等、外部環境の変化に対して、必ずしも教職員全体がこの課題を十分に認識しているとはいえない。今後、第2期3カ年中期行動計画の具体的取り組みを通じて、課題の周知、徹底を図り、教職員全体で課題解決に取り組む。

（4）全体のまとめ

2016(H28)年に創立75周年を迎えた本学は、建学の使命及び建学の精神に基づき「亜細亜大学中長期計画—アジア未来マップ2025—」を策定し、さらにこれを基に第1期3カ年中期行動計画を設定し、その実現に取り組んだ。2018(H30)年度は3カ年中期行動計画の最終年度であり、同行動計画を推進し、進捗状況と活動実績を評価したうえで、2019(H31)年度を初年度として始まる第2期3カ年中期行動計画を策定した。第2期中期行動計画としては、「(1) グローバル人材育成を一層推進する。(2) 『教育の亜細亜』の学修成果の可視化を実施する。(3) 2023(R5)年度に学部新設や改組が可能な体制を確立する。」の3点を重点課題とし、学長のリーダーシップのもと、学園全体で推進する。

② 財政

(1) 現状説明

点検・評価項目 1：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

教育研究活動を安定して遂行していくために、3カ年中期行動計画を策定し、これに則して中期財政計画を策定している。中期財政計画は、2023(R5)年度に学部新設や改組を可能にするため入学者数を厳格に管理すること、そして、教育環境の整備・充実を図るため「武蔵野キャンパス再開発計画」を確実に実行すること等の施策を織り込んで策定している。

日本私立学校振興・共済事業団が公表する「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では、経常収支差額が3カ年のうち2年以上赤字である場合、その学校法人の経営状態は、「正常状態」から「イエローゾーンの予備的段階」に区分されることになる。

本学の経常収支差額は、過去3年間収入超過を維持しており、「正常状態」に区分されるが、教育活動収支差額については、過去3年間いずれも支出超過で推移しており、教育環境の整備・充実に向けて、設備投資計画を確実に実行していくために、教育活動収支差額の収支均衡を目標に設定して、教育活動収支の改善に取り組んでいる。

点検・評価項目 2：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

3カ年中期行動計画の中で、安定的財政基盤の構築を目標に掲げ、亜細亜大学アメリカプログラム(AUAP)等の既存事業の収支構造の改善と、業務改革の推進による経常的経費の精査に取り組み、教育活動収支の改善を図っている。

学生数については、2016(H28)年度に収容定員400名の短期大学部の募集を停止する際に、収容定員600名の都市創造学部を開設したことと、経営学部の収容定員を240名増加したことにより、収容定員は対2015(H27)年度比440名増加している。

そして、2023(R5)年度に学部新設や改組が可能な体制を確立するため、入学者数を厳格に管理し準備を進めている。

学費については、2008(H20)年度に改定を行って以来、11年間据え置いてきた。この間、教育面では、海外インターンシップを積極的に学部教育に取り入れグローバル教育プログラムを拡充してきたこと、「ST比（教員一人当たり学生数比率）」を改善したことなど、教育プログラム充実と学修環境向上に向けた取り組みを推進してきた。今後も教育の質向上を図っていくために、2019(H31)年度入学者の学費を、経営学部、経済学部、法学部で8万円、国際関係学部と都市創造学部で4万円の増額改定を行っている。

設備投資計画については、新1号館建築以降の武蔵野キャンパス再開発計画の総事業費7,091百万円に対して、2015(H27)年12月に募集を開始した創立75周年記念事業募金[2019(H31)年3月末現在、募金総額1,310百万円]と、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金[2019(H31)年度末現在3,420百万円]、そして、2018(H30)年度に施設拡充引当特定資産等を10億円取崩すことでその資金を賄っている。

外部資金の確保として、第1期3カ年中期行動計画の中で、科学研究費補助金の増加を目標に掲げて取り組んでおり、2012(H24)年度の認証評価報告書の科学研究費補助金は、9件、735万円であったが、2018(H30)年度は、51件、3,410万円と増加している。

2015(H27)年度には、「日本企業で活躍できるグローバル人材の育成」を教育目標に掲げ、ASEAN諸国からの留学生を支援するため、協賛企業からの寄附金を基に「ASEAN諸国留学生奨学金制度」を設立した。2018(H30)年度までの4年間の募金総額は400百万円で、現在、学部と留学生別科に在籍する39名の留学生に対して、学費、宿舍費等の奨学金として累計47百万円を給付している。

また、学生の課外活動支援、特にスポーツ振興を図ることを目的としたスポーツ振興資金の2017(H29)年度募金総額は、456件、15百万円で、体育会27団体の課外活動支援に充てられている。

資金運用については、2017(H29)年度末の運用資産16,498百万円に対して、158百万円の受取利息・配当金収入を計上している。なお、資金運用の状況については、保有資産の構成、安全性等を財務委員会に報告し、資金の適正な運用が図られるよう監査機能を強化している。

(2) 長所・特色

教育研究活動を安定して遂行するために、安定的財政基盤の構築を、3カ年中期行動計画の大学運営施策の目標に掲げて取り組んでいる。

教育環境の整備・充実を図るために、将来を見据えて武蔵野キャンパス再開発計画等の設備投資計画を策定し、着実に実行している。

本学のグローバル人材育成事業が社会的評価を受けて、「ASEAN諸国留学生奨学金制度」の趣旨に賛同する寄附者からの寄附により、多くの留学生の修学を支援している。また、本学のスポーツ振興事業においても、優秀な学生選手を数多く育成・輩出している実績から、「スポーツ振興資金」に対する多くの寄附があり、課外活動支援に充てられている。

(3) 問題点

安定的財政基盤の構築を目標に掲げ、教育活動収支の改善に取り組んでいるが、必ずし

も教職員全体がこの課題を十分に認識しているとはいえない。今後、第2期3カ年中期行動計画の具体的取組を通じて、課題の周知、徹底を図り、教職員全体で課題解決に取り組む。

(4) 全体のまとめ

教育研究活動を安定して遂行していくために、3カ年中期行動計画を策定し、これに則して中期財政計画を策定している。中期財政計画は、2023(R)5年度に学部新設や改組を可能にするため、入学者数を厳格に管理すること、教育環境の整備・充実を図るため「武蔵野キャンパス再開発計画」を確実に実行すること等の施策を織り込んで策定している。

また、3カ年中期行動計画の大学運営施策では、安定的財政基盤の構築を目標に掲げ、教育活動収支の改善を達成するために、学長のリーダーシップのもと、既存事業の収支構造の改善と、業務改革の推進による経常的経費の精査について、学園全体で取り組んでいる。

終章

1. 本章（報告書）の記述にあたって

本学では、自己点検・評価に関する本学の最高意思決定機関である自己点検・評価委員会のもとに、自己点検・評価実施委員会及び自己点検・評価個別実施委員会の3段階からなる委員会によって、自己点検・評価活動を継続的に実施し、2005(H17)年、2012(H24)年の認証評価において「適合」の認証を受けている。その際、指摘された事項については、上記の委員会を中心に全学をあげて改善・改革活動に取り組んできた。

本報告書は、これまでの改善・改革活動を踏まえながら、認証評価機関である財団法人大学基準協会が定めた、10の基準、すなわち、①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務、について、全学的に自己点検・評価活動を展開してきた。その結果を「平成30年度自己点検・評価報告書（亜細亜大学）」としてまとめたものである。

今回の自己点検・評価活動の実施にあたって留意したことは、①それぞれの活動について、その活動状況が判断できるよう既存基準ごとに方針内容を検証し、方針を明確に示したこと、②各学部・研究科等の単位で点検・評価が可能な基準と全学的観点から点検・評価できる基準に分類し、点検・評価を行ったこと、③各学部・研究科等から提出された点検・評価結果をはじめ、すべての基準について、学長を中心とする執筆者会議を組織し、全学的観点からの点検・評価を行ったことである。

さらに、内部質保証の重要性に鑑み、大学全体の観点から教学マネジメント全般を自己点検・評価する組織として内部質保証検証会議を設置し、本学における自己点検・評価活動の全般について内部質保証に関する検証活動に取り組んできたが、その活動についても言及している。

2. 自己点検・評価による達成状況について

本学では、大学基準協会の認証評価を受ける基本的な姿勢として以下の点を念頭に「10の基準」について点検・評価活動を展開した。

- ① 大学基準協会が定める「大学基準」に基づき大学の諸側面を包括的に評価することを通じ本学の教育研究活動の質を社会に対し保証すること。
- ② 大学評価の結果を広く社会に公表し、指摘された事項のみならず自らが改善を必要と思われる事項については、全学をあげて、改善・改革活動に取り組み、PDCAサイクルを通じ、本学全体の改革・改善活動が有効なシステムとして機能すること。

これらを踏まえ実施した自己点検・評価内容について、自己評価（評定）した結果、大学の理念・目的を実現するための活動の成果をみると、それぞれの大学基準については、諸課題はあるものの良好な状態にあり、大学としての適切な水準に達しているものと判断できる。

これは、本学が教育研究活動の質的向上を目指し、課題解決のための改善・改革活動を継続的かつ組織的に取り組んできた結果といえる。

3. 大学として優先的に取り組むべき課題

今回の第3期認証評価に向けた自己点検・評価の結果、「問題点」としてあげた事項は、大学としての水準をさらに向上させるための改善点と認識している。その多くは、今日までその方策について、それぞれの部門等においてすでに検討を開始し、改善が進められているものである。

ただし、「学生の受け入れ」に関しては、大学が優先的に取り組むべき課題として認識している。具体的には、経営学部経営学科と都市創造学部の編入学定員の充足率不足、大学院経済学研究科、法学研究科の入学定員の充足率不足である。これらの対策については、当該部門においてさまざまな方策を講じてきているものの、改善に至っていない状況にある。大学院については、大学院を取り巻く厳しい環境もあり、大学院全体の問題として検討委員会を設置し検討を開始したが、結論までには至っておらず組織改編、収容定員の見直しなど、さらに検討を必要とする課題である。

4. 今後の展望

今日の激変する社会環境の中、近年、大学が社会から期待されていることは、それぞれの大学が自ら定めた教育理念に基づき、積極的な教育研究活動による教育主体の人材育成と同時に、主体的に考える力、未来を切り拓いていく行動力等を備えた人材を育成し、企業社会で即戦力として活躍できる能力を身につけた人材を輩出することにある。

大学は、そのための内部質保証システムを確立し、これにより大学教育の不断の改善・改革を行いながら大学教育の質的転換を図り、さらなる向上に努めていくことを、使命としている。

本学では、2016(H28)年、教育研究の質の向上を図り、社会に対して存在意義のある大学であることを示すため、中長期計画「アジア未来マップ 2025」を策定した。中長期計画の策定にあたり、ミッションである「多様な夢に挑み、アジアの未来に飛躍する創造的人材の育成」を実現するために原動力として建学の精神「自助協力」に基づき、学生が主体的に学び自己の可能性を広げることを支援し、創造力と実行力をもって新たな時代のリーダーとなる人材を育て、多様化する世界の中で、相互理解と調和をもって、アジア地域を中心に国際社会の発展と平和に貢献する人材の育成を目指している。

また、亜細亜大学の将来像（ビジョン）として、①アジア交流の拠点となる大学、②個性値を伸ばす大学、③学生を生涯応援する大学、④社会に貢献する大学を標榜している。

さらに、これらを実現するための具体的施策として5つの施策（①国際化施策、②教育・研究活動施策、③学習環境・支援施策、④社会連携施策、⑤大学運営施策）を掲げ、その実現に向けた3カ年中期行動計画としてそれぞれの部局が課題設定を行った。その個別課題の達成状況を踏まえながら、2019(H31)年4月には、3つの重点課題（①グローバル人材育成の推進、②「教育の亜細亜」の学習成果の可視化、③2023(R5)年度に学部設置や改組が可能な体制を確立）を定めた、第2期3カ年中期行動計画がスタートした。本学では、この計画の実現に向け、各施策に積極的に取り組み、具現化することによって、さらなる発展を目指す所存である。

本報告書による自己点検・評価結果や大学基準協会による認証評価によって、本学が高等教育研究機関として日本社会のみならず国際社会から信頼される存在である大学として認められることを期待するものである。

2018(H30)年度 自己点検・評価委員会

委員長	栗田 充治	(学長) (平成30年4月1日～平成30年9月30日)
委員長	大島 正克	(学長) (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
委員	権丈 英子	(副学長兼自己点検・評価実施委員会委員長)
委員	大島 正克	(副学長) (平成30年4月1日～平成30年9月30日)
委員	松本 賢信	(副学長) (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
委員	松本 賢信	(教務委員長) (平成30年4月1日～平成30年9月30日)
委員	長浜 尚史	(教務委員長) (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
委員	伊藤 善夫	(アジア・国際経営戦略研究科委員長)
委員	土肥原 洋	(経済学研究科委員長)
委員	渋谷 光義	(法学研究科委員長)
委員	高石 光一	(経営学部長)
委員	須永 隆	(経済学部長)
委員	飯田 稔	(法学部長)
委員	新井 敬夫	(国際関係学部長)
委員	松岡拓公雄	(都市創造学部長)
委員	岡本 広樹	(事務局長)
委員	小木曾雅光	(教学センター部長)
委員	五味 敏雄	(総合企画部長)

2018(H30)年度 自己点検・評価実施委員会

委員長	権丈 英子	(副学長兼自己点検評価実施委員会委員長)
委員	張 相秀	(アジア・国際経営戦略研究科)
委員	申 寅容	(経済学研究科)
委員	草野 類	(法学研究科)
委員	石塚 隆男	(経営学部)
委員	臼井 邦彦	(経済学部)
委員	木原 浩之	(法学部)
委員	江川美紀夫	(国際関係学部)
委員	岡村 久和	(都市創造学部)
委員	奥田 聡	(アジア研究所)
委員	奥井 智之	(全学共通教育委員会) (平成30年4月1日～平成30年9月30日)
委員	大森 克徳	(全学共通教育委員会) (平成30年10月1日～平成31年3月31日)
委員	池田 明子	(全学共通教育委員会)
委員	立尾 真士	(全学共通教育委員会)
委員	板垣 文彦	(教職課程)
委員	齋藤 広	(総務部長)
委員	五味 敏雄	(総合企画部長)

亜細亜大学

2018(H30)年度 自己点検・評価報告書

2019(H31)年 4 月 1 日発行

編集・発行 亜細亜大学 自己点検・評価委員会
住 所 〒180-8629
東京都武蔵野市境 5-8